令和５年度経済産業政策関係調査事業（モバイル機器の修理市場等における競争環境整備の在り方に関する調査）

報告書

みずほリサーチ&テクノロジーズ
サステナビリティコンサルティング第２部

2024年3月

ともに挑む。ともに実る。
MIZUHO

© 2024 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

目次

0.	**本事業の目的･概要**	2
1.	**修理市場の調査**	5
2.	**修理権に関する動向**	31
3.	**市場拡大を阻害する要因について**	99
4.	**今後の課題**	111
(別添1) アンケート質問票		113
(別添2）修理権関連法の整理資料		118

0. 本事業の目的・概要

0. 本事業の目的・概要

背景

- 欧米を中心として、自身の所有物を自身で修理できる権利、即ち**「修理権」への関心が高まり、法制度化が検討**されている。
- 修理権の導入は、これまでメーカーが独占してきた製品修理に関するノウハウや交換部品などについて消費者自身や、サードパーティーの修理事業者へ共有させることで、**消費者の権利を保護し、修理市場の公正さを高める**ことが期待される。

目的

- そこで本事業では、日本および**修理権の制度化が実際に進んでいる米国、フランスを対象として、モバイル機器の修理市場に着目した調査**を実施し、修理市場の発展に係る諸課題の検討を実施した。

調査の実施方針

■　以下の３項目について調査を実施した。

調査の実施方針

	調査の概要
１．修理市場の調査	• 日本、米国、フランスにおけるモバイル機器の修理市場の規模について、アンケート調査をもとに機器別、修理窓口別等の市場規模を調査する。また、市場規模の推計結果を比較し、各国の市場環境を比較した。
２．修理権に関する動向	• 日本、米国、フランス及びEUにおける、「修理権」又はそれに関連する法令等、政策提言等の詳細を調査の上、法令成立後のマーケットの反応について、調査を実施した。
３．市場拡大を阻害する要因について	• １．、２．の調査をもとに日本の市場環境において修理市場の拡大を妨げる要因（阻害要因）について考察した。

１．修理市場の調査

モバイル機器の修理市場について調査対象としたデータ項目

- 日本、米国、フランスにおけるモバイル機器の修理市場の規模についてアンケート調査と文献調査をもとに機器別、修理窓口別等の市場規模を調査する。また、市場規模の推計結果を比較し、各国の市場環境の違いを明らかにした。
- データ整備項目はモバイル機器のライフサイクル上で修理市場に係る項目として以下の7項目を選定。

モバイル機器のライフサイクルフローとデータ整備項目

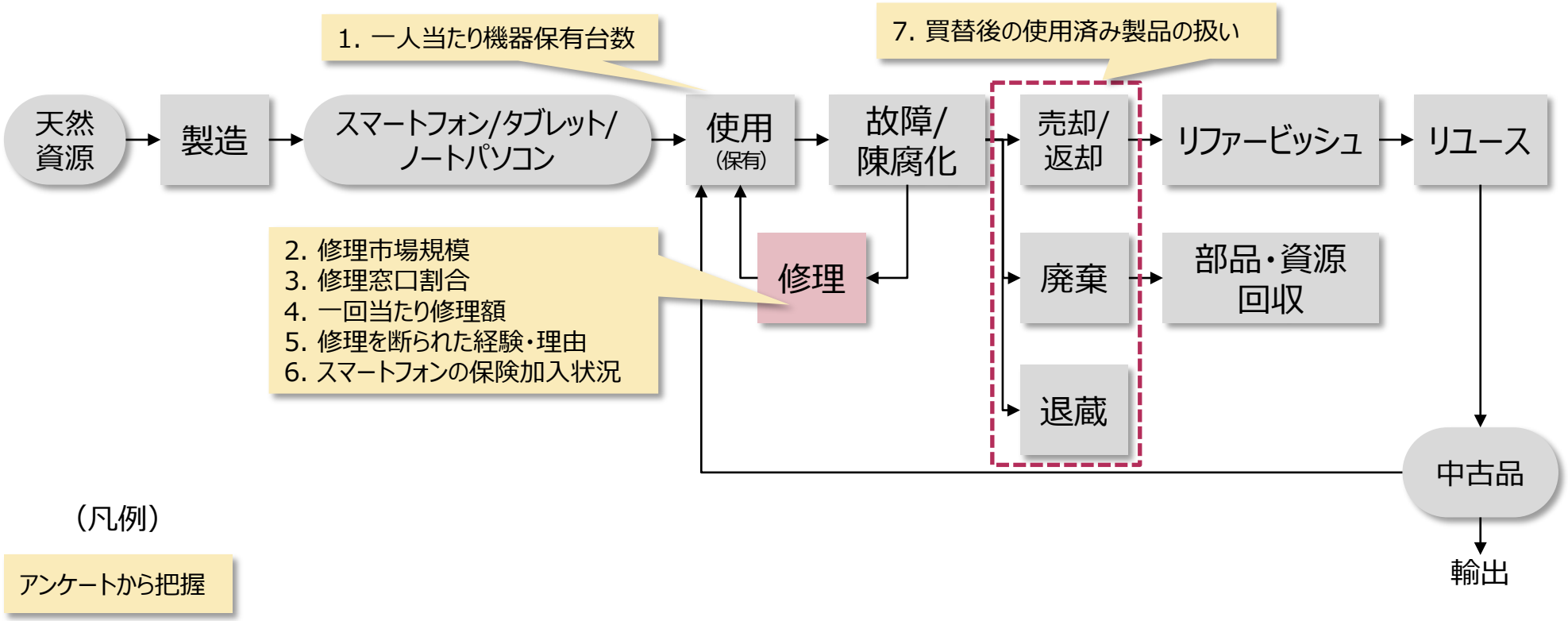

アンケート調査（日本・米国・フランス）の概要

■ 日本・米国・フランスのモバイル機器ユーザーを対象としたアンケート調査を実施。調査の概要は以下のとおり。

■ 調査票は別添１に示す。

アンケート調査（日本）	
調査目的：	• モバイル機器（スマートフォン、タブレット、ノートパソコン）の修理を中心として、保険加入状況、使用済み製品の取り扱いなどの状況について調査する。
調査項目：	（1）モバイル機器の購入・所有状況 （2）モバイル機器の修理経験・修理窓口 （3）モバイル機器の修理を断られた経験 （4）使用済機器の扱い （5）スマートフォンの保険加入状況
調査対象：	（1）母集団：全国20歳以上の男女 （2）抽出方法：地域区分別に、2020年度国勢調査の人口比率を反映して調整
調査時期：	2024年1月10日（水）～ 2024年1月12日（金）
調査方法：	インターネット調査
回収結果：	スクリーニング調査：30,000人、本調査：927人

アンケート調査（米国・フランス）	
調査目的：	• モバイル機器（スマートフォン、タブレット、ノートパソコン）の修理を中心として、使用済み製品の取り扱いなどの状況について調査する。
調査項目：	（1）モバイル機器の購入・所有状況 （2）モバイル機器の修理経験・修理窓口 （3）モバイル機器の修理を断られた経験 （4）使用済機器の扱い
調査対象：	（1）母集団：全国20歳以上の男女
調査時期：	2024年2月
調査方法：	インターネット調査
回収結果：	（米国）スクリーニング調査：352人、本調査156人、（フランス）スクリーニング調査：617人、本調査：156人。

修理市場規模の推計方法

- 本調査では、個人が所有する機器を個人が修理する場合を対象として、修理市場規模を下式を元に推計した。
- 推計に必要な各変数は各国の人口を除き、アンケート調査からデータを整備した。人口は各国の公式統計より2023年の人口を得て、これを用いた。

本調査における「修理」の定義

- 修理とは画面割れ修理、水濡れ修理、バッテリー交換、その他正常に起動・動作しない状況の修理などを言う。本調査では個人が所有するモバイル機器を個人が修理する場合についてのみを市場規模推計の調査対象とした。従って中古品販売を目的とした機器の修理は市場規模の推計に含まれない。

修理市場規模の推計式

$$\text{モバイル機器の修理市場規模（円）} = \text{人口（人）} \times \underbrace{\frac{\text{機器保有数（台）}}{\text{人口（人）}}}_{\text{一人当たり機器保有台数}} \times \underbrace{\frac{\text{年間修理回数（回）}}{\text{機器保有数（台）}}}_{\text{一台当たり年間修理回数}} \times \underbrace{\frac{\text{修理額（円）}}{\text{修理１回（回）}}}_{\text{一回当たり修理額}}$$

変数のデータ整備

	出所
人口	■ 日本：総務省「人口推計」（2023年） ■ 米国：外務省ホームページ「アメリカ合衆国基礎データ」（原典：米統計局推計）（2023年） ■ フランス：外務省ホームページ「フランス基礎データ」（原典：フランス国立統計経済研究所）（2023年）
一人当たり機器保有台数 一台当たり年間修理回数 一回当たり修理額	■ 本事業で実施したアンケート調査よりデータを得た。

修理市場規模

- スマートフォン、タブレット、ノートパソコン合算の修理市場規模は日本0.12兆円、米国3.45兆円、フランス0.18兆円だった。
- 日本では、モバイル機器の修理市場のうちスマートフォンの割合は56%だった。同じく米国・フランスでは44%だった。

日本・米国・フランスのモバイル機器の修理市場規模

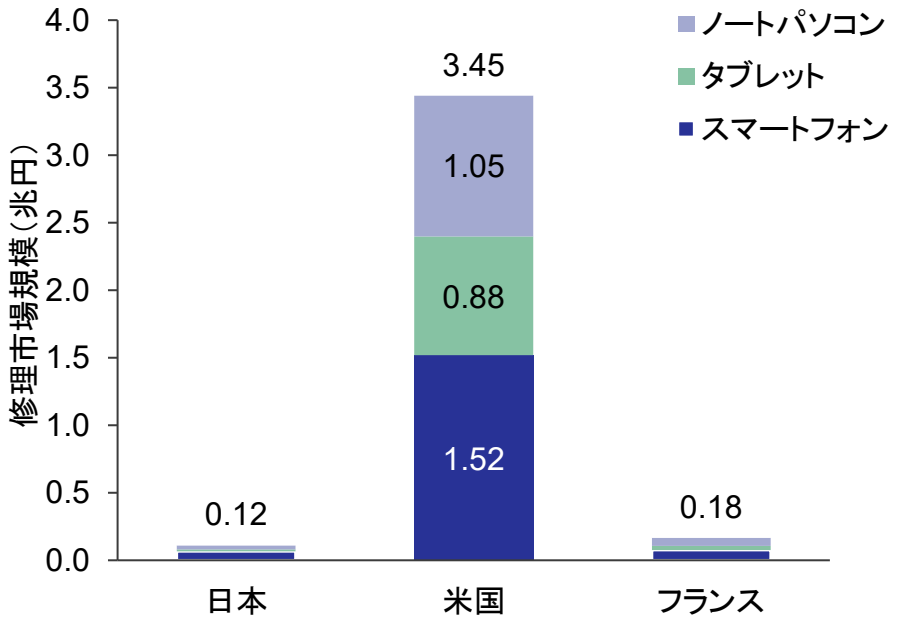

日本・米国・フランスのモバイル機器の修理市場の割合

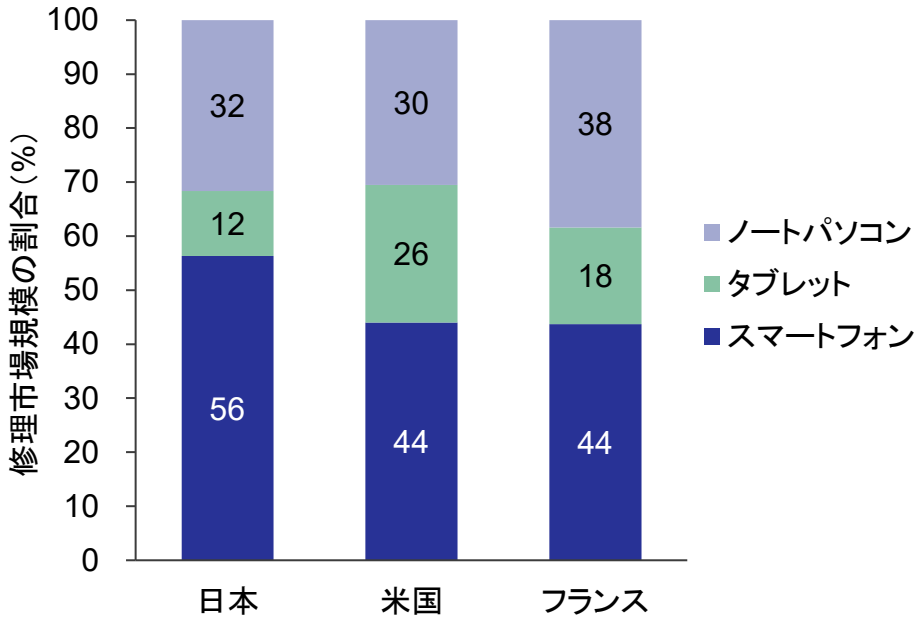

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

機器種類別の修理市場規模

■ スマートフォンの修理市場のうち、Apple社製（iPhone）の割合は日本で47%だった。同じく米国では45%、フランスでは40%だった。

日本

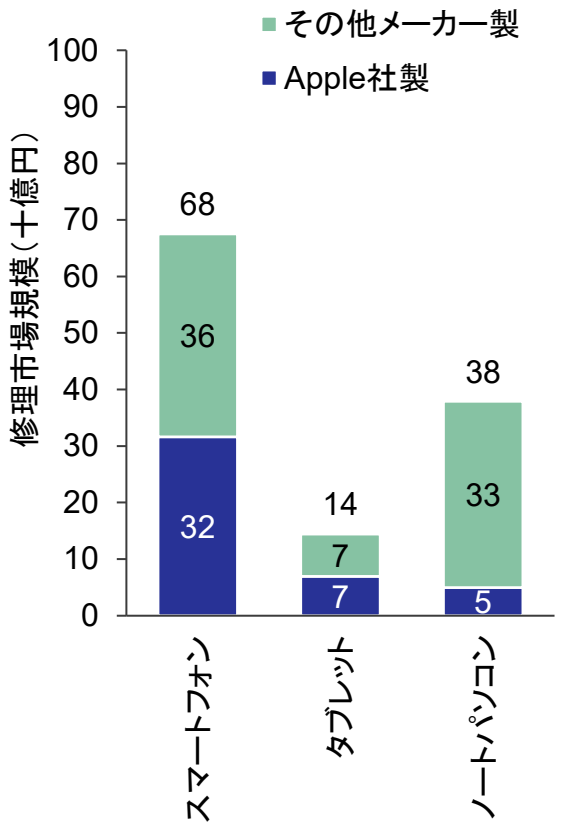

米国

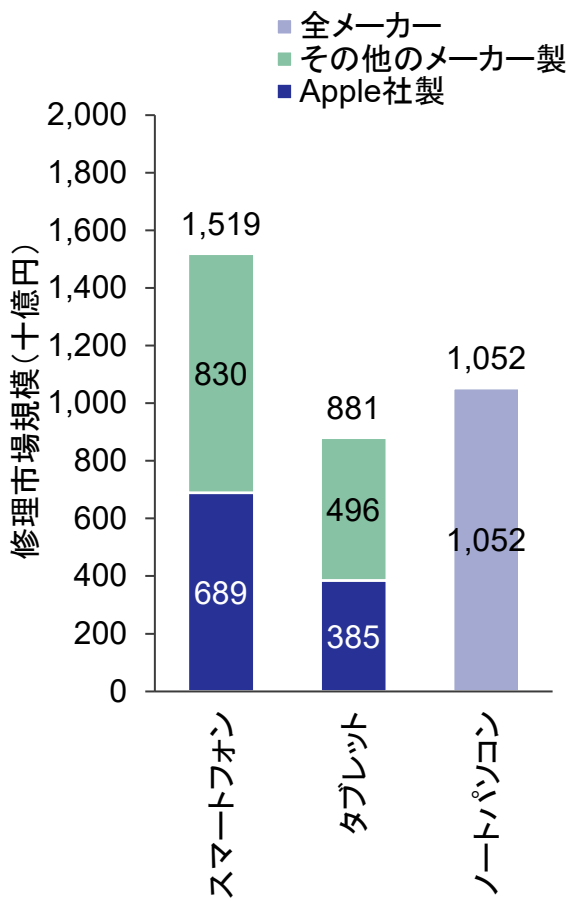

フランス

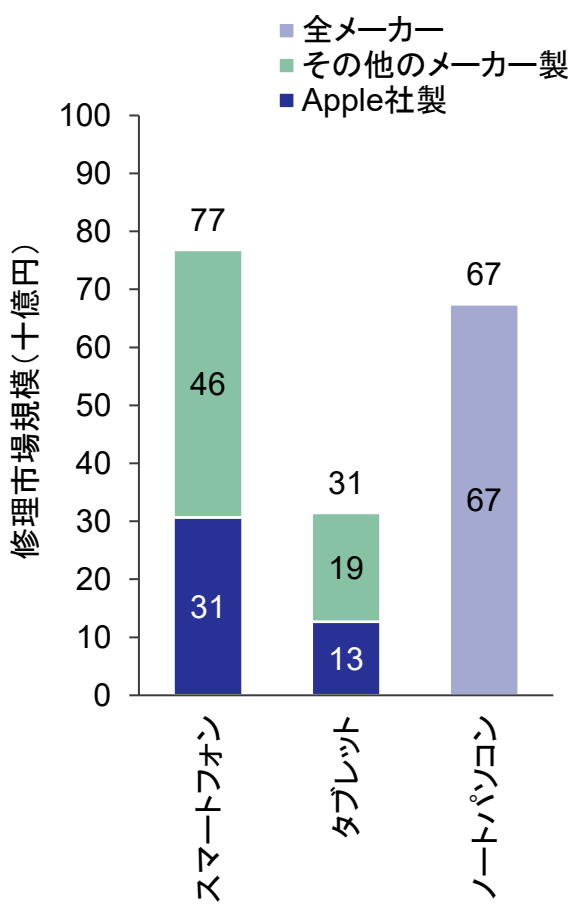

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

一人当たり機器保有台数

- スマートフォンの一人当たり機器保有台数は日本・フランスで98台/百人、米国は118台/百人だった。
- タブレットは日本が20台/百人に対し、米国が74台/百人、フランスが54台/百人であり、米国・フランスのほうが保有台数が多い結果となった。また、ノートパソコンについても日本が50台/百人に対して、米国66台/百人、フランス70台/百人だった。

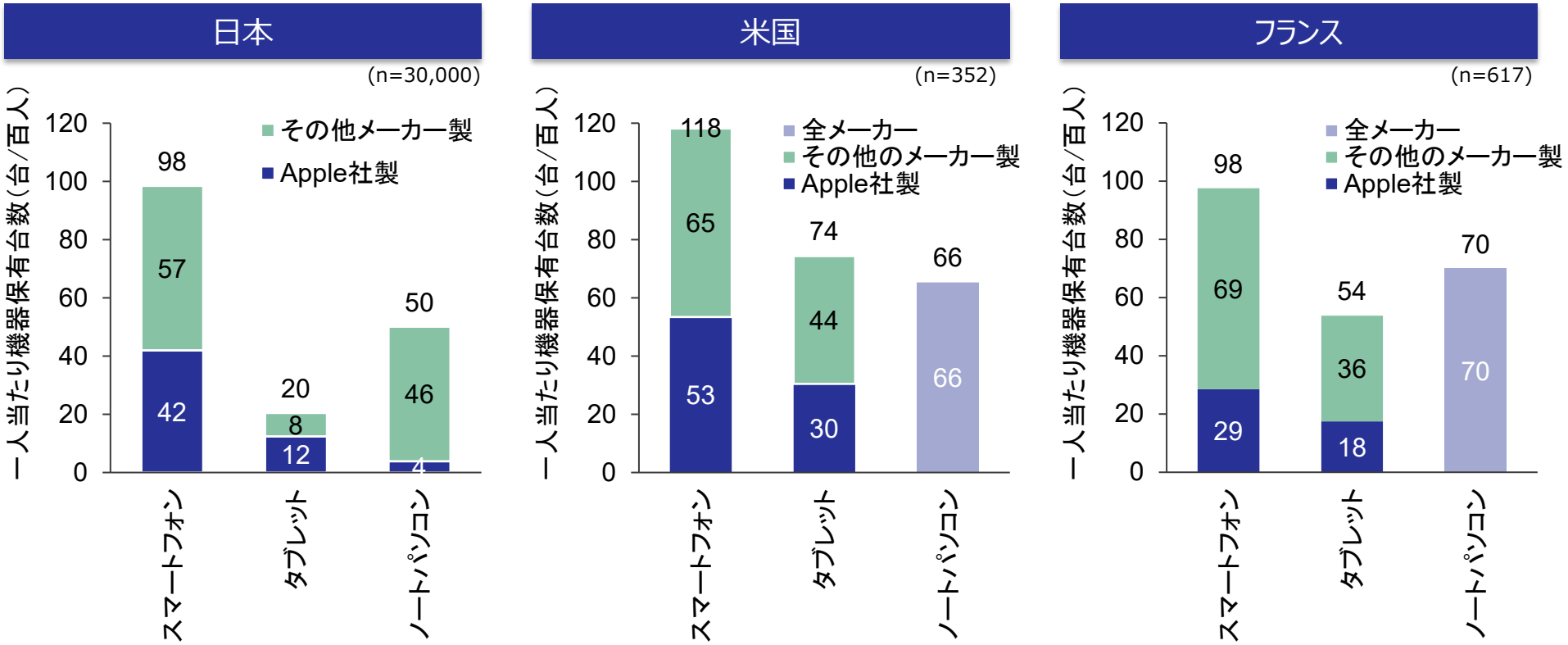

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

（参考）メーカー種別の一人当たり機器保有台数（日本）

■　メーカー種別の一人当たり機器保有台数を下図に示す。

メーカー種別の一人当たり機器保有台数

(n=30,000)

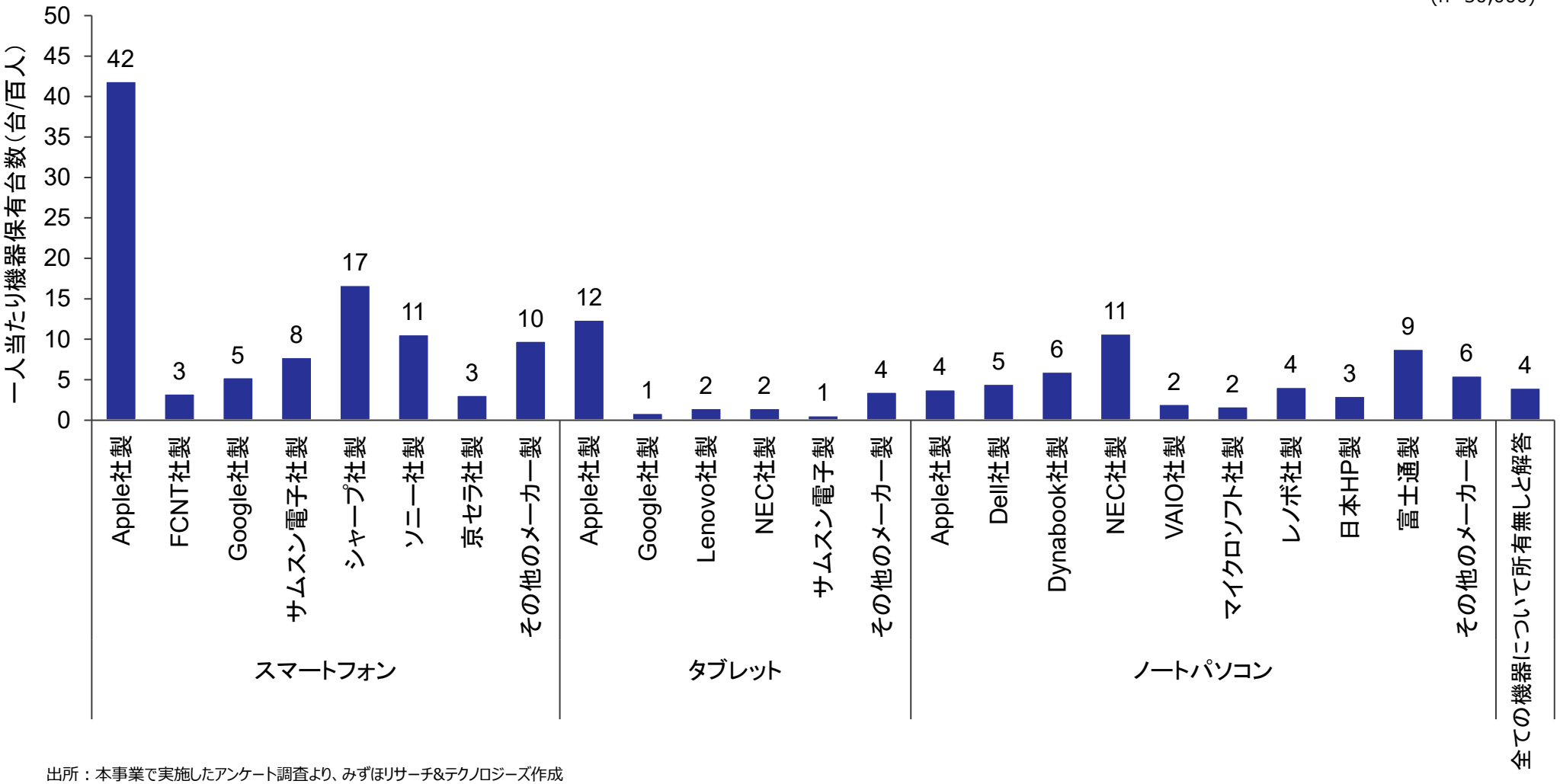

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

一台当たり年間修理回数

- 日本のスマートフォンの修理回数は年間100台当たり5.7回だった。同じく米国は100台当たり24.8回、フランスは10.6回だった。
- タブレット、ノートパソコンについても日本の修理回数は米国・フランスに比べて低かった。

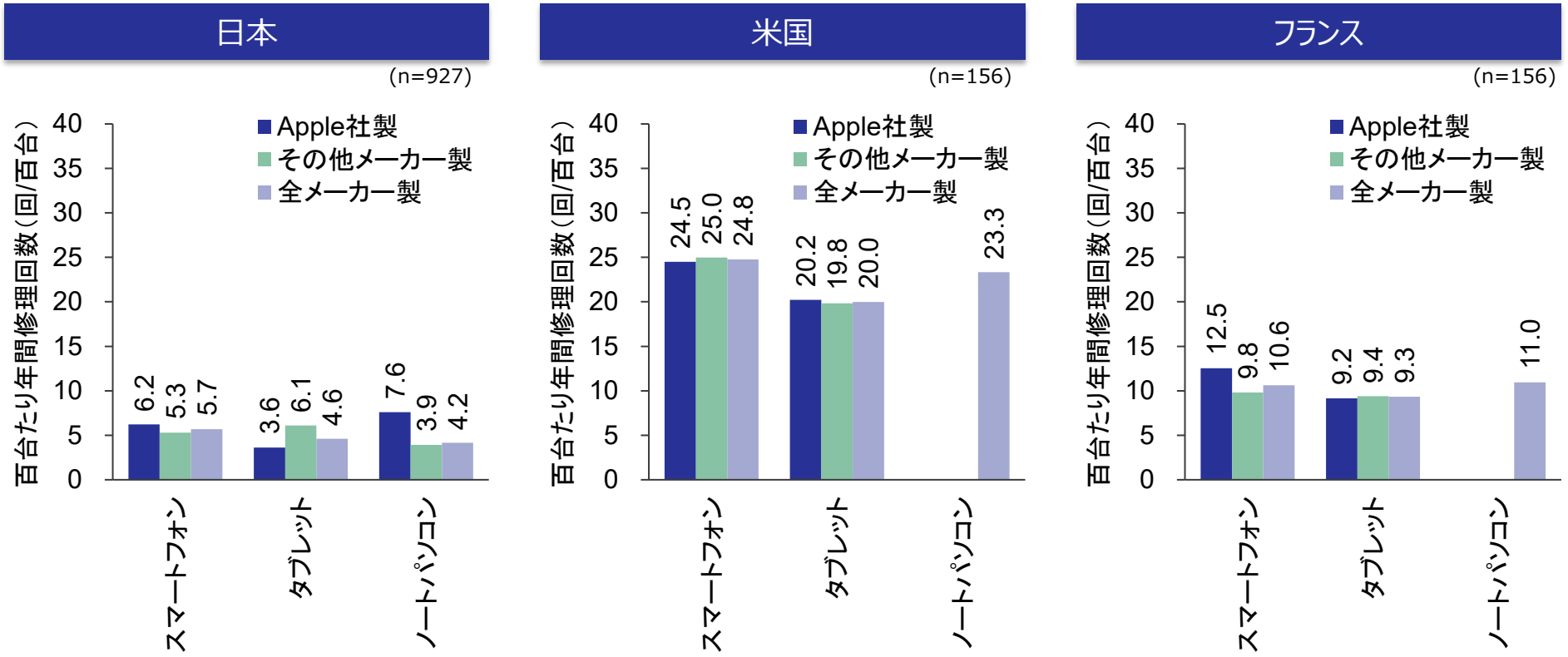

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

一回当たり修理額

- 日本のスマートフォンの一回当たり修理額は9,111円と推計された。同じく米国は15,491円、フランスは10,762円だった。
- 日本のタブレット、ノートパソコンの1回当たり修理額はそれぞれ11,116円、12,752円だった。

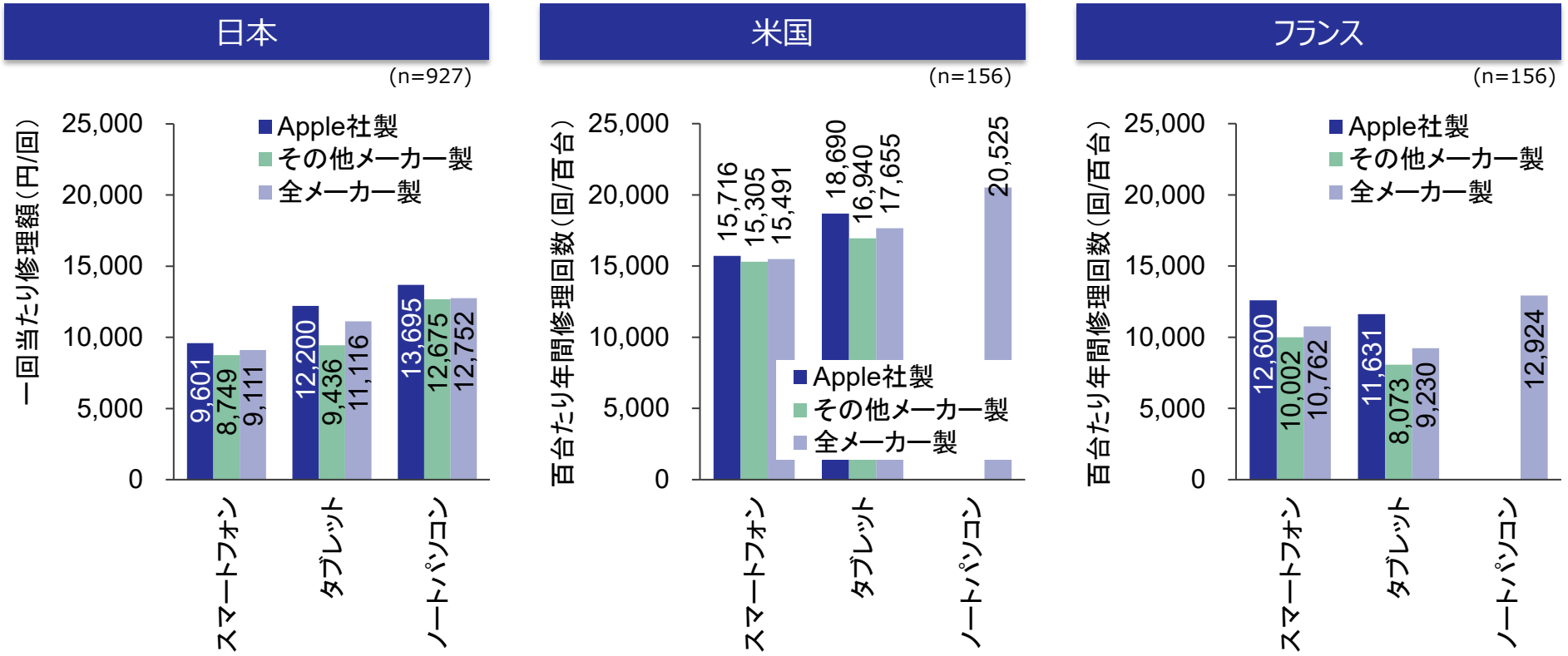

（注）修理額の平均値は、各回答について、金額の範囲の中間の数値（2,500円、7,500円、12,500円…、52,500円）と仮定して、重み付け平均を取った値。

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

（参考）一回当たり修理額の分布（日本）

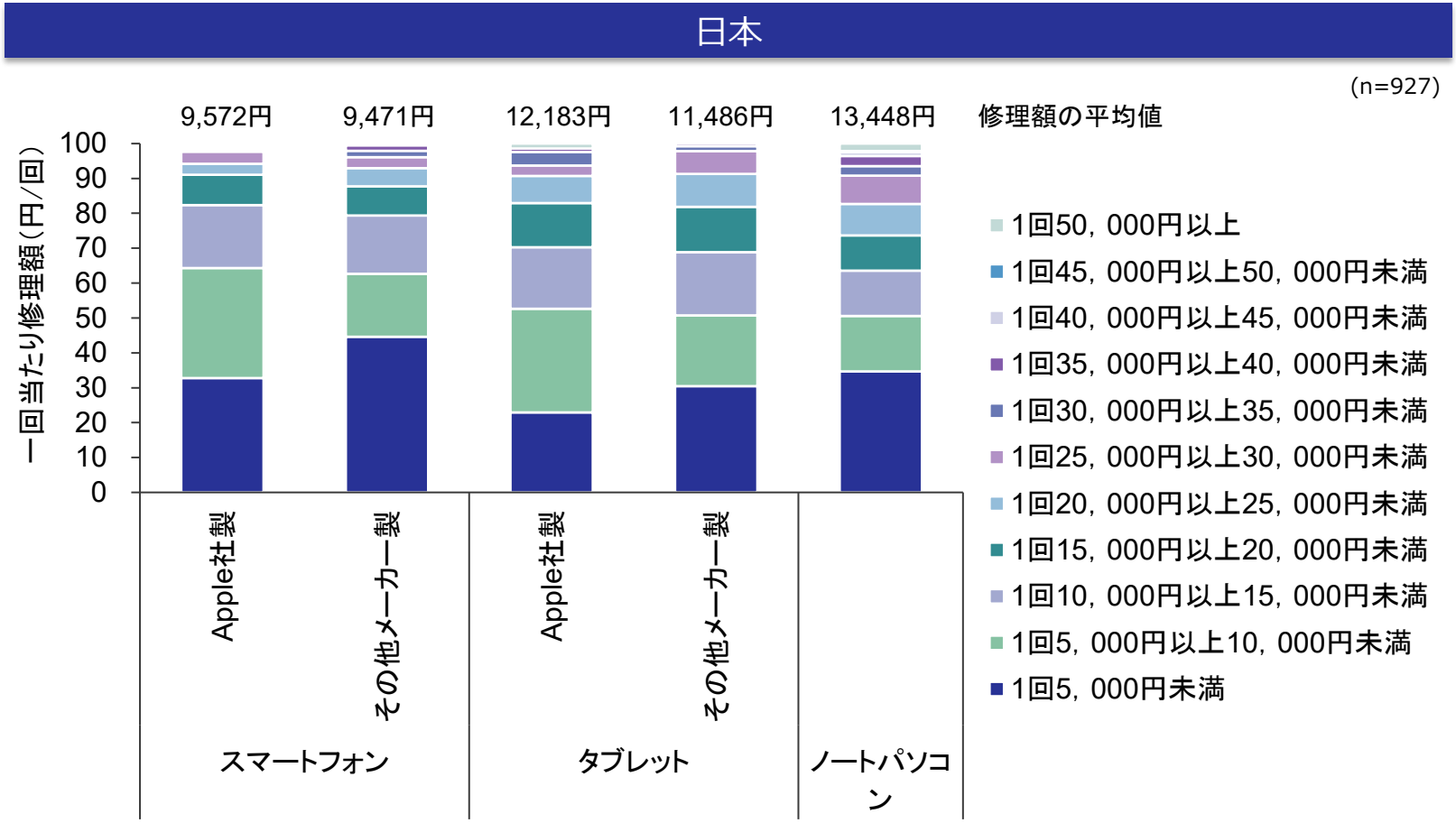

（注）修理額の平均値は、各回答について、金額の範囲の中間の数値（2,500円、7,500円、12,500円…、52,500円）と仮定して、重み付け平均を取った値。

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

修理窓口割合（日本）

- 修理窓口割合について、Apple社製スマートフォン、タブレットおよびノートパソコンでメーカーへの修理依頼の割合が最も高かった。また、Apple社製以外のスマートフォンでは通信キャリアに依頼する割合が最も高かった。
- 修理専門業者に依頼する割合はApple社製スマートフォンで12.2%、ノートパソコンで11.1%だった。

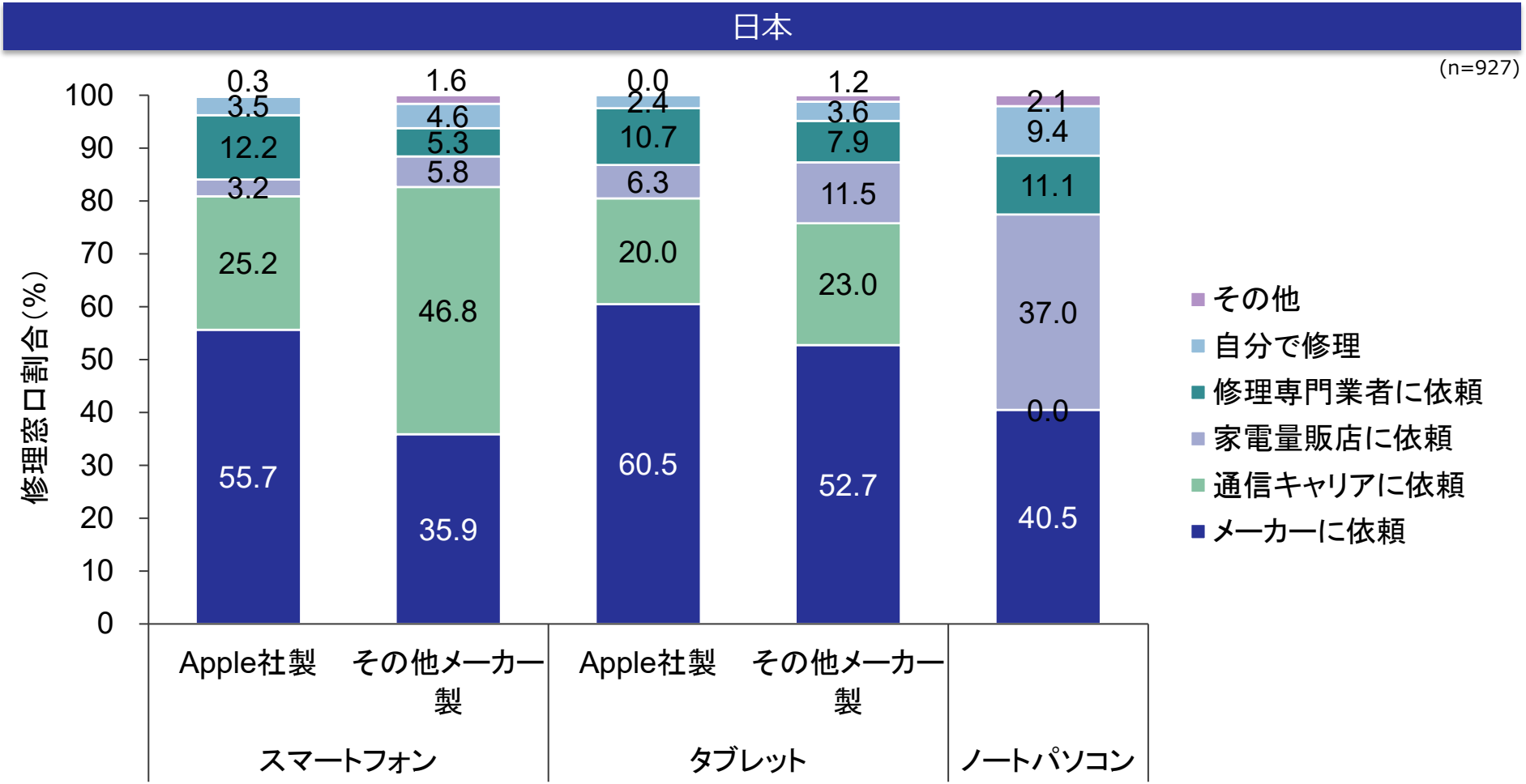

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

（参考）修理を依頼する窓口を決める際に重視するポイント（日本）

- 修理を依頼する窓口を決める際に重視するポイント（複数回答可）としては「低価格で修理できること」が全体の43%を重視すると選び、最も回答率が高かった。
- また、「正規のサービスであること」を重視する回答者の割合は33%、「下取りに影響を与えない」を重視する回答者の割合は12%だった。

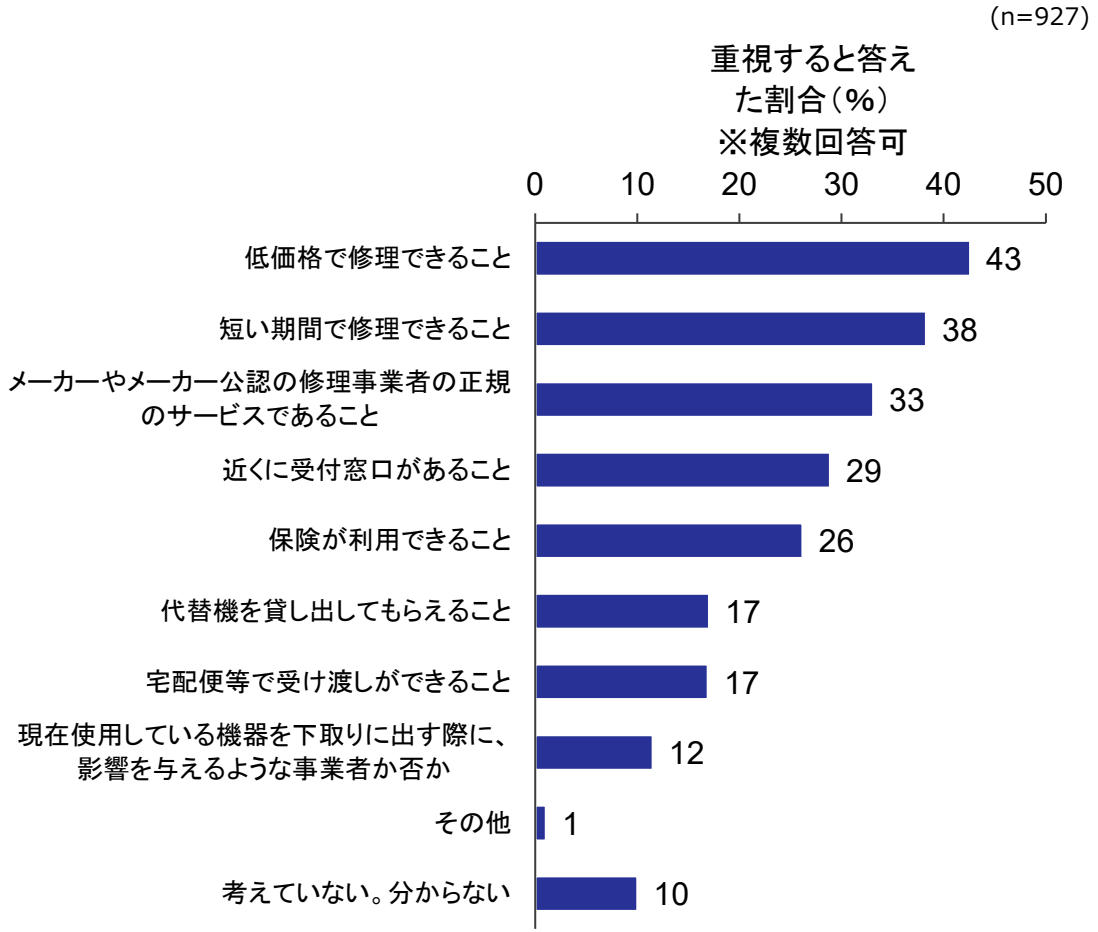

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

修理窓口割合（米国）

- 修理窓口割合について、全てのモバイル機器でメーカーへの修理依頼の割合が最も高かった。
- 修理専門業者に依頼する割合はノートパソコンで28%、スマートフォンで16%だった。

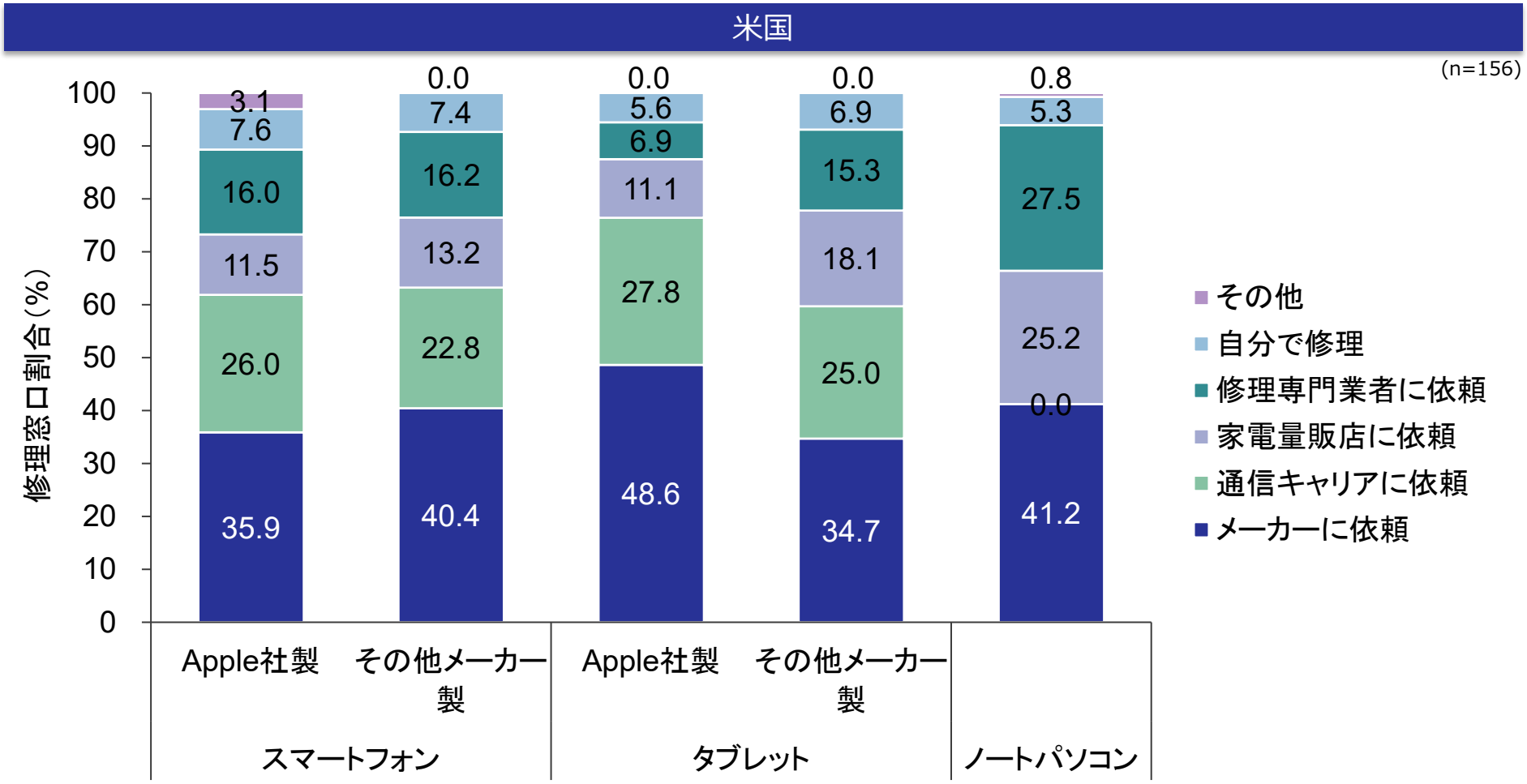

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

修理窓口割合（フランス）

- 修理窓口割合について、Apple社製タブレット、ノートパソコンを除き、その他の全ての機器でメーカーへの修理依頼の割合が最も高かった。
- 修理専門業者に依頼する割合はノートパソコンで39%、その他メーカー製スマートフォンで24%だった。

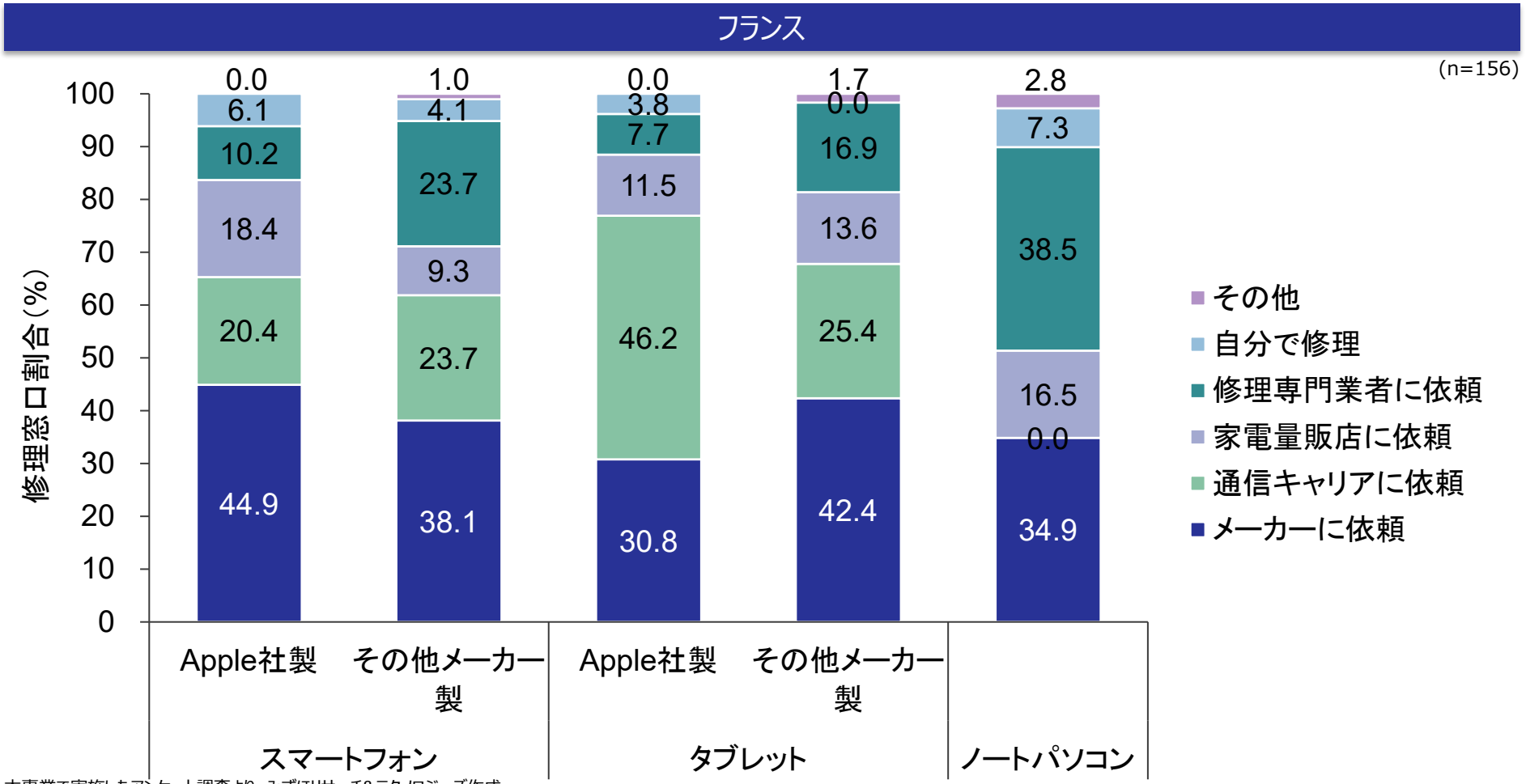

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

使用済み製品の扱い（日本）

■ 日本のモバイル機器について、製品買替後の使用済製品の扱いは、全ての機器で家に保管（退蔵）が最も大きい割合を占めた。

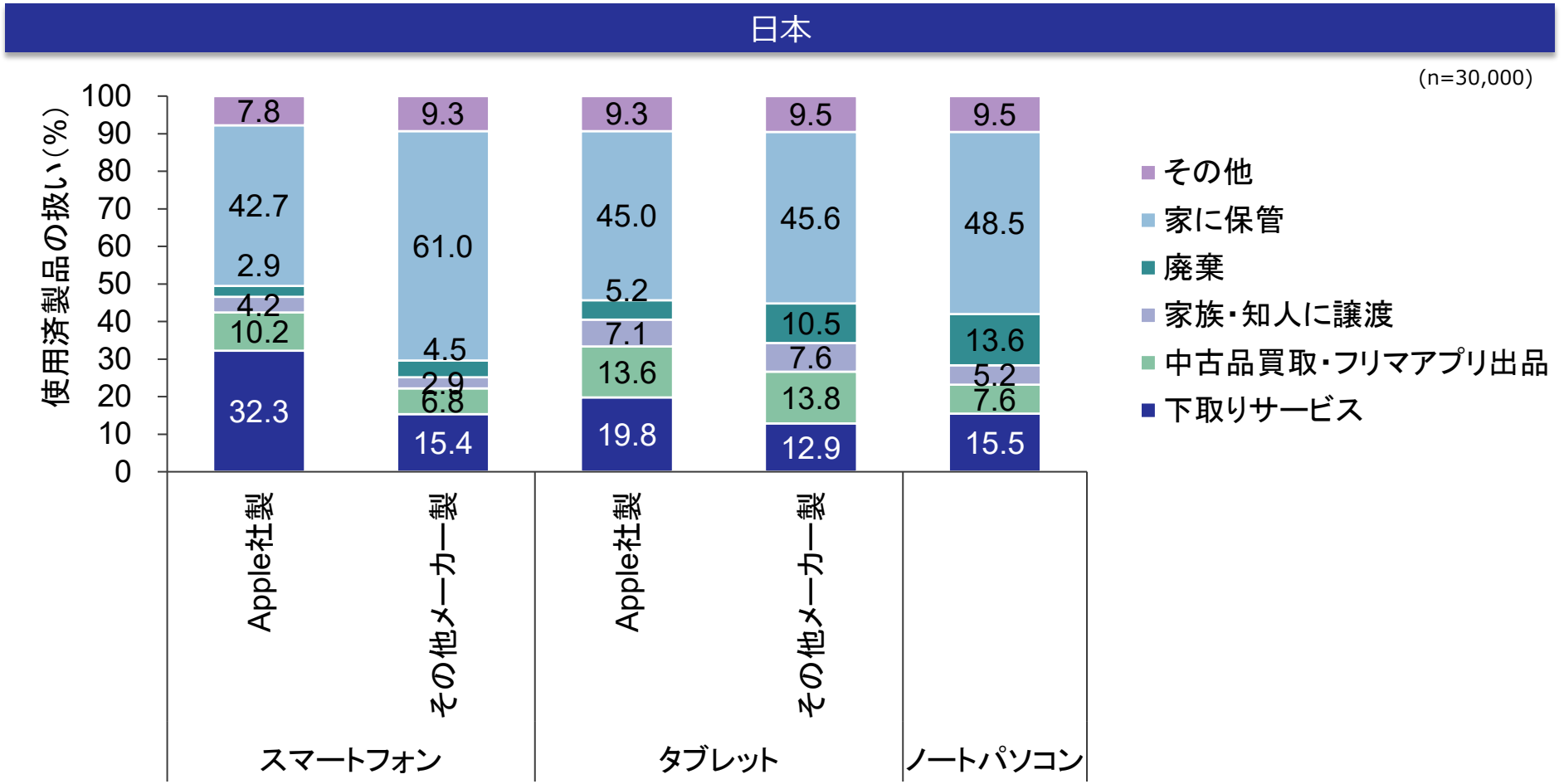

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

使用済み製品の扱い（米国）

- 米国のモバイル機器について、製品買替後の使用済製品の扱いは、Apple社製スマートフォンを除く全ての機器で家に保管（退蔵）が最も大きい割合を占めた。
- Apple社製スマートフォンはメーカー等の下取りサービスを使用する割合が最も高かった。

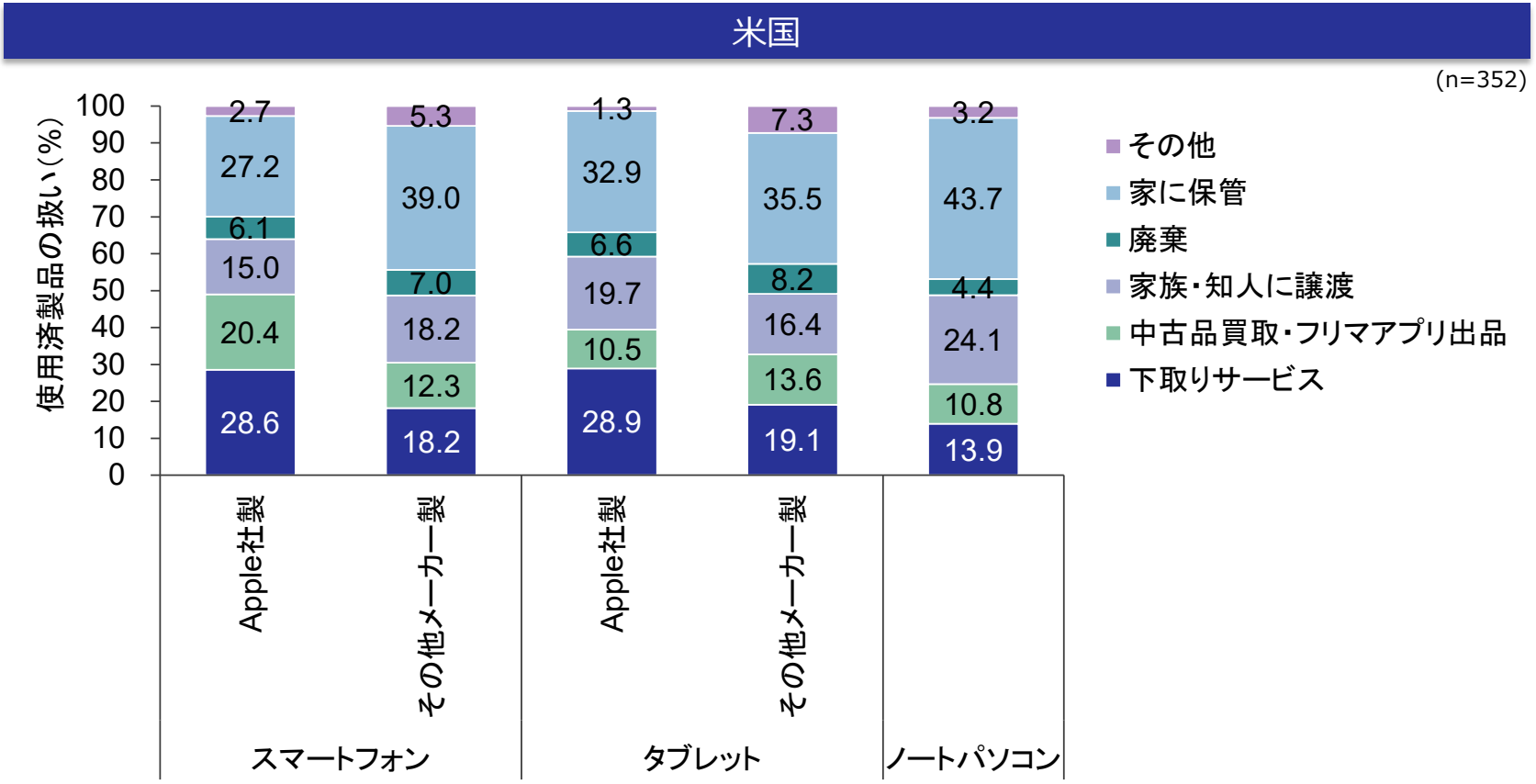

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

使用済み製品の扱い（フランス）

■ フランスのモバイル機器について、製品買替後の使用済製品の扱いは、全ての機器で家に保管（退蔵）が最も大きい割合を占めた。

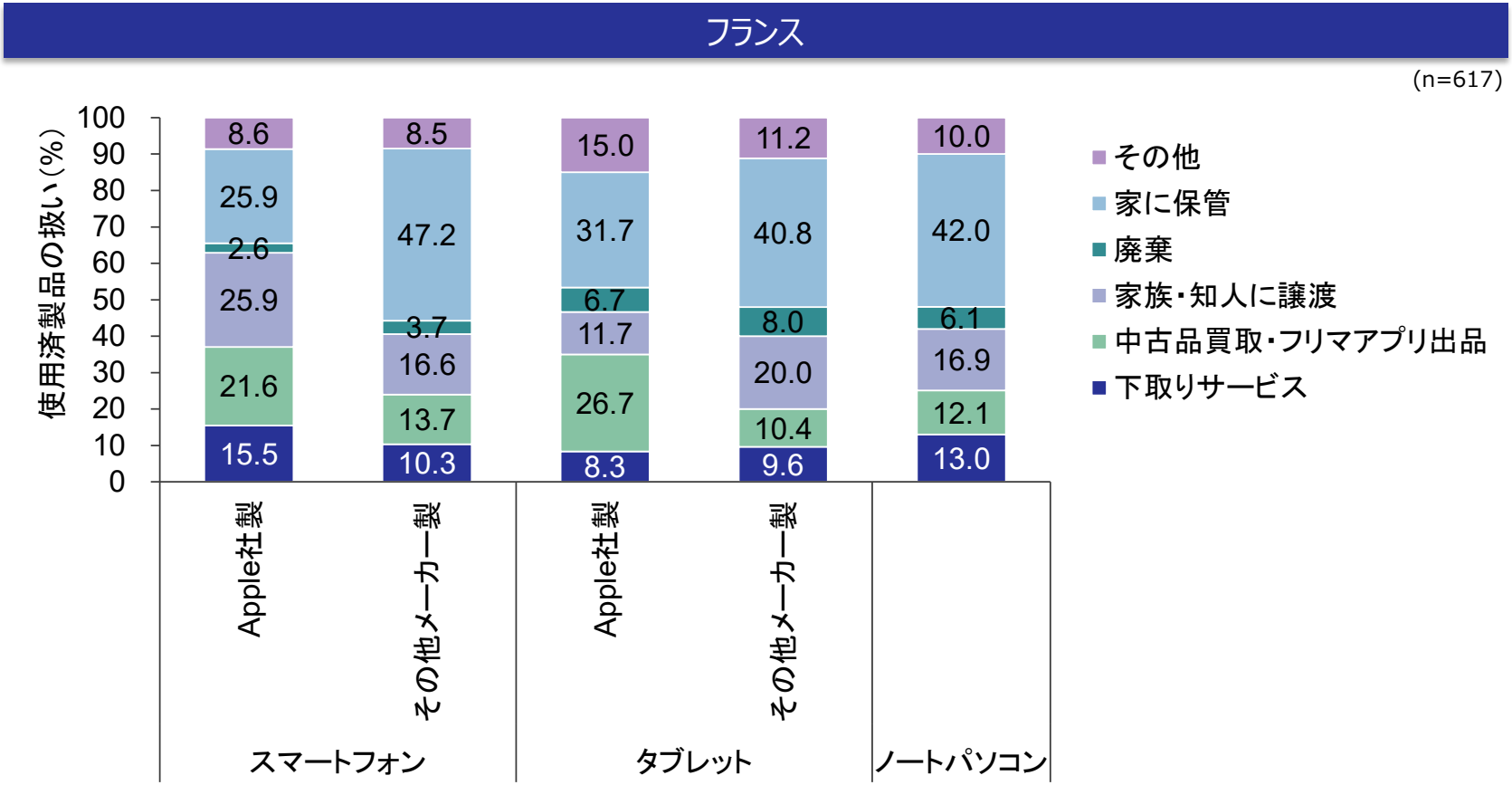

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

(参考)修理を断られた経験のある所有者の割合（日本）

- モバイル機器の所有者のうち、機器の種類によって約6%～10%の所有者が修理を断られた経験があると回答した。
- 修理を断られた理由については、どれか一つの理由に偏らずに様々な理由で断られた経験があるということが分かった。

修理を断られた経験のある所有者の割合

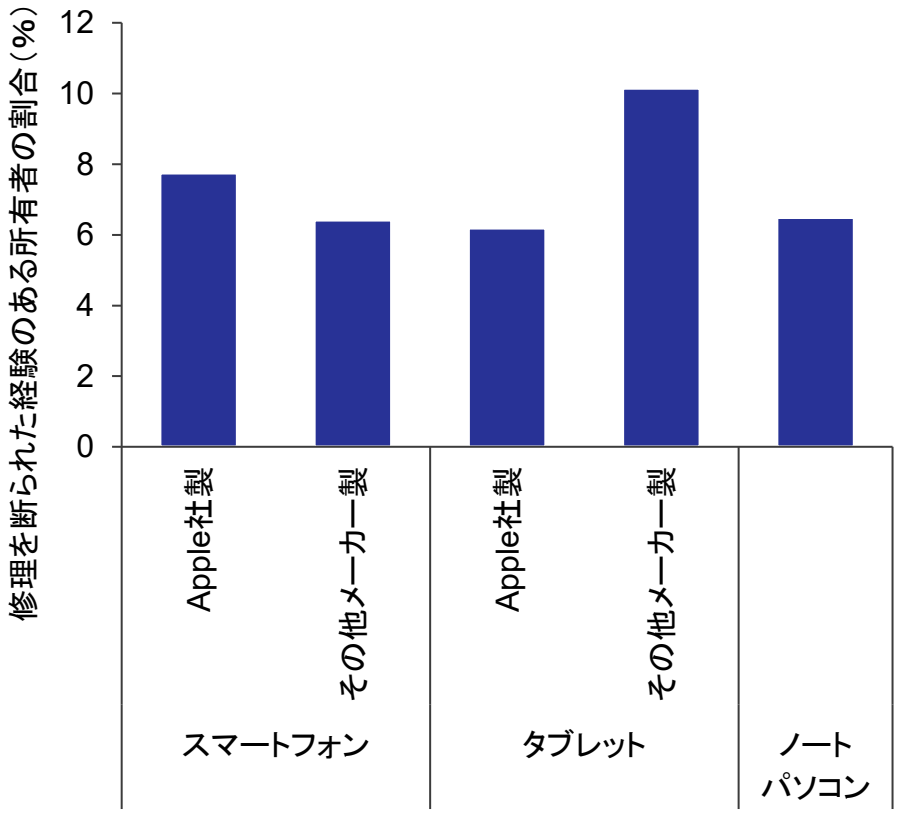

修理を断られた理由

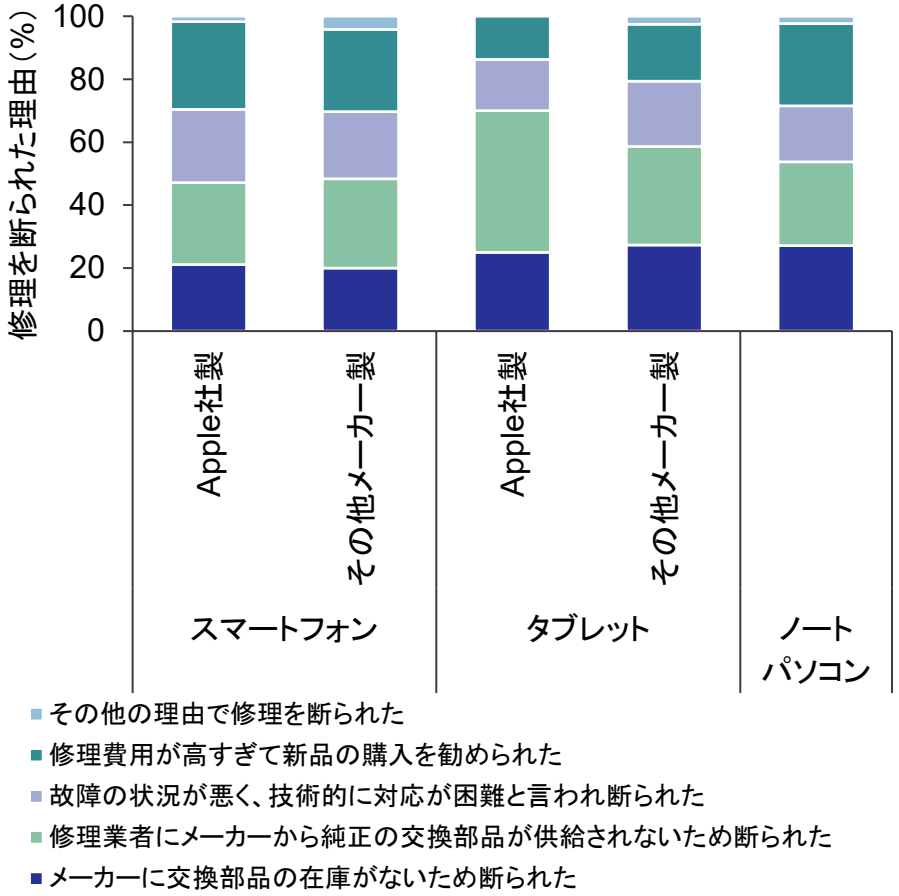

(参考)修理を断られた経験のある所有者の割合（米国）

■　モバイル機器の所有者のうち、修理経験のあるユーザーのうち約60%～80%の所有者が修理を断られた経験があるとと回答した。

修理を断られた経験のある所有者の割合

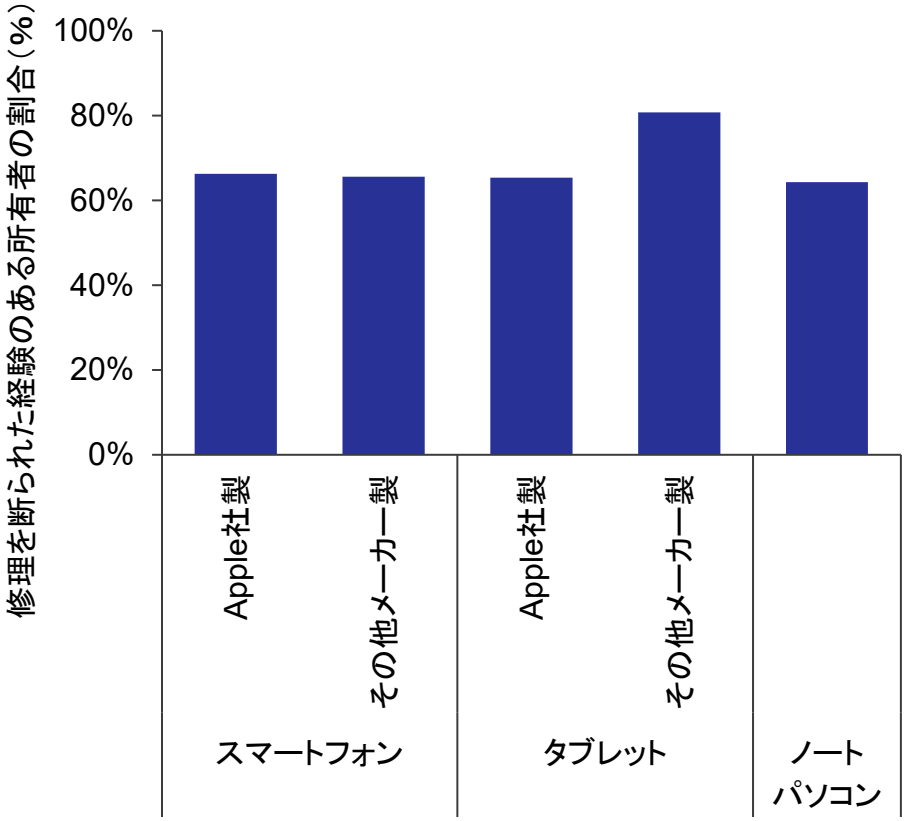

（注）調査対象は修理経験のあるユーザーのみ。日本の結果と単純に比較できない。

修理を断られた理由

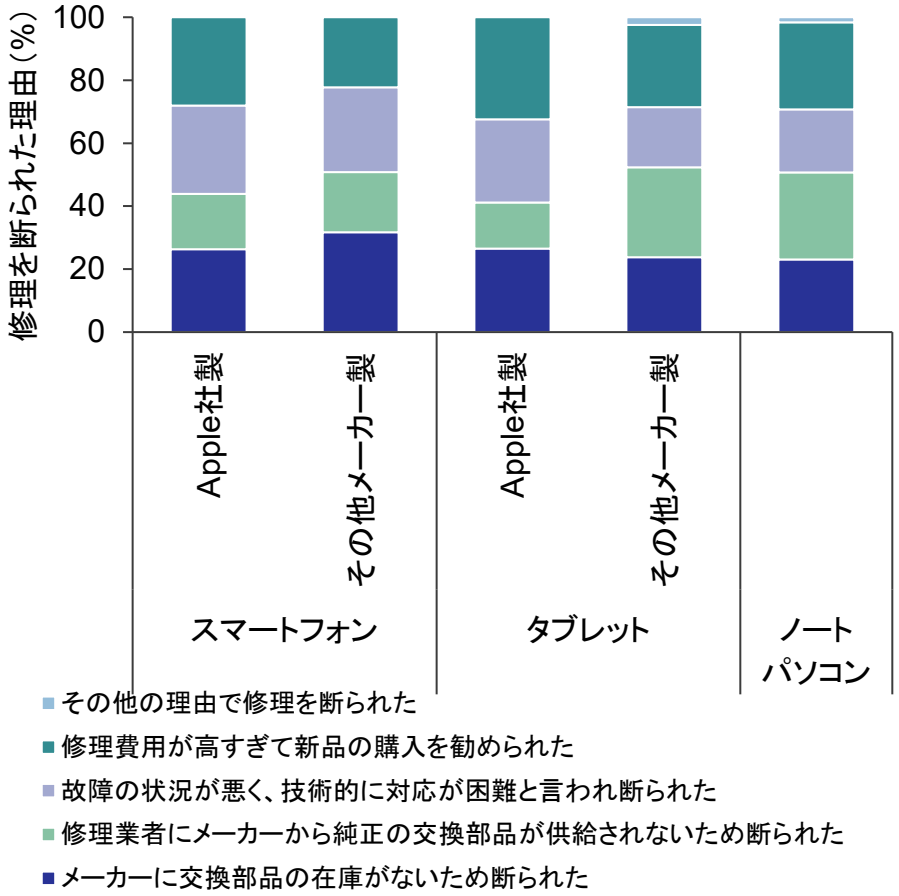

(参考)修理を断られた経験のある所有者の割合（フランス）

■　モバイル機器の所有者のうち、修理経験のあるユーザーのうち約60%～70%の所有者が修理を断られた経験があるとと回答した。

修理を断られた経験のある所有者の割合

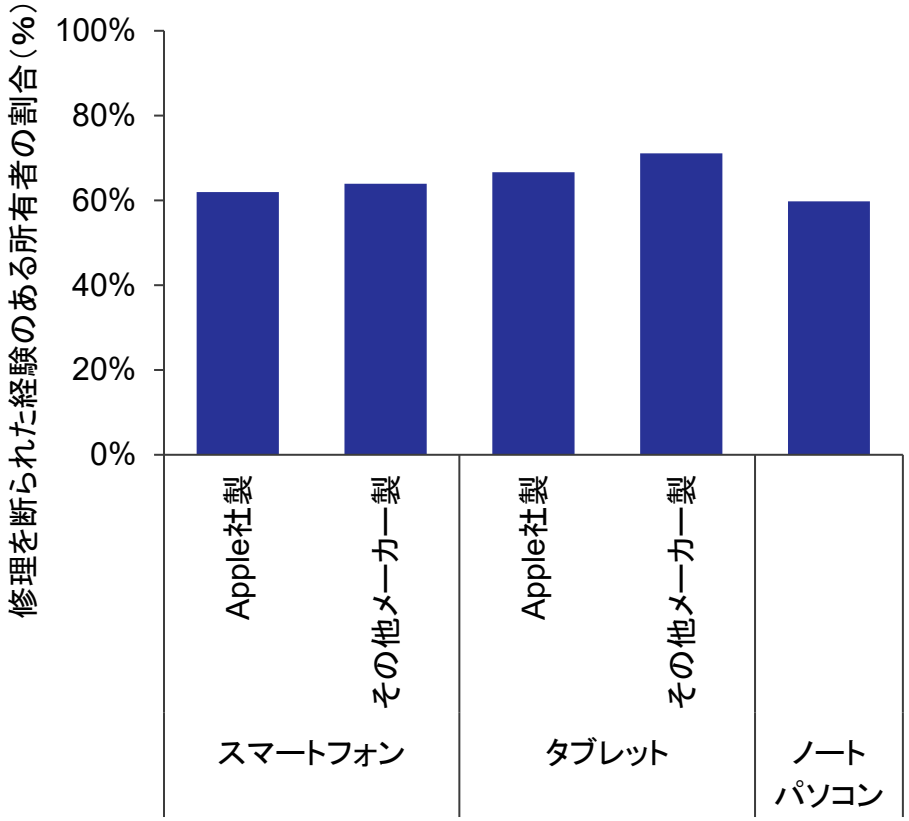

（注）調査対象は修理経験のあるユーザーのみ。日本の結果と単純に比較できない。

修理を断られた理由

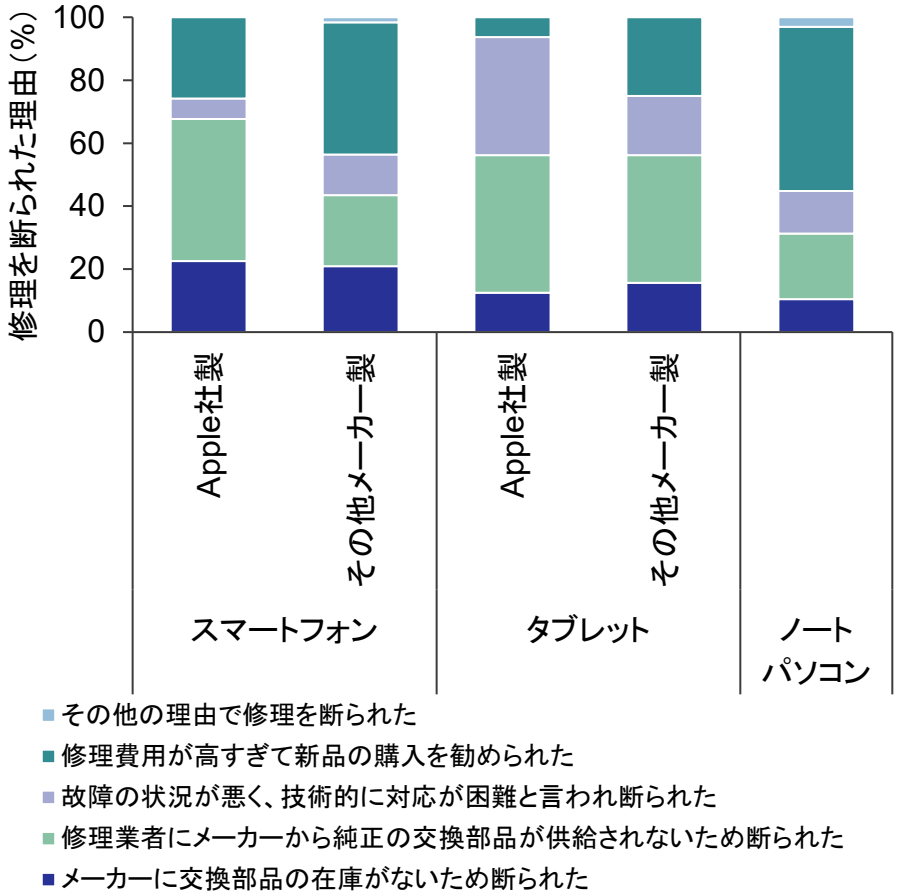

スマートフォンの保険加入状況（日本）

- 本調査ではスマートフォンに関する保険への加入が修理行動に与える影響を調査するため、スマートフォンの保管加入状況を調査した。
- スマートフォンの保険に加入している回答者は34%だった。また、年間のスマートフォンの保険支払額は平均で6,515円だった。

保険加入状況

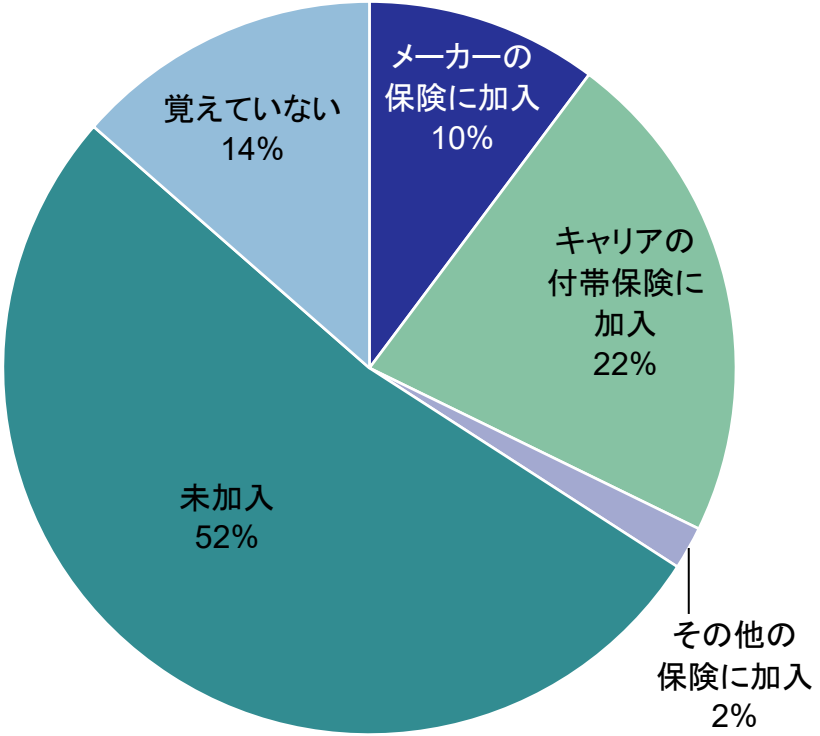

毎年の1人当たり保険支払額（平均：6,515円）

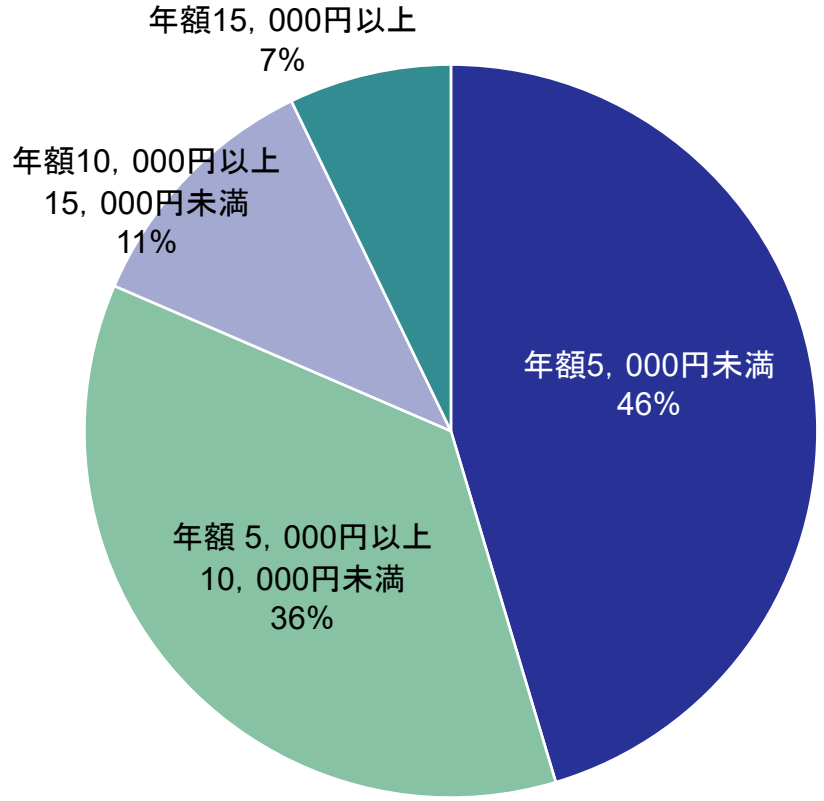

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

スマートフォンの保険加入状況別の支払額（日本）

スマートフォン

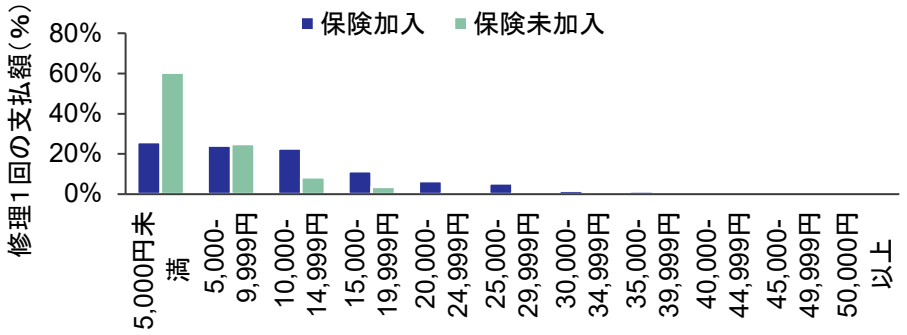

タブレット

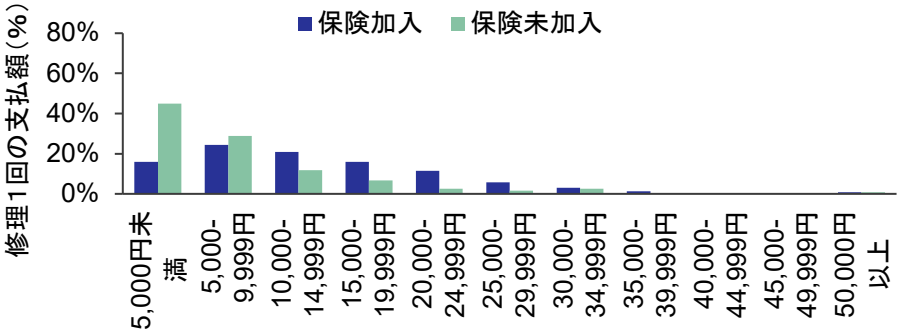

ノートパソコン

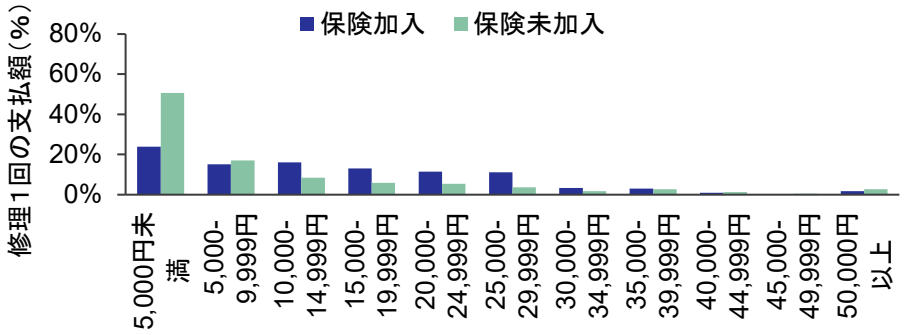

回答数

(回答者計=927)

	保険加入	保険未加入
スマートフォン	452	276
タブレット	225	118
ノートパソコン	331	223

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

保険市場を合算した日本の修理市場規模

- スマートフォンの保険市場について、次ページに示す方法に基づき日本の市場規模を推計し、270十億円と試算された。
- 前述の修理市場規模と合算した日本のスマートフォンの修理市場規模（保険市場を含む）は338十億円と試算された。

スマートフォンの保険市場規模の推計

	人口（千人）	機器保有率（台/人）	保険加入率	保険支払額（円/年）	保険市場規模（十億円）
Apple社製	126,146	42%	36%	7,187	135
その他メーカー製	同上	52%	34%	6,097	135
計	—	—	—	—	270

日本の修理市場規模（保険市場を含む）の推計

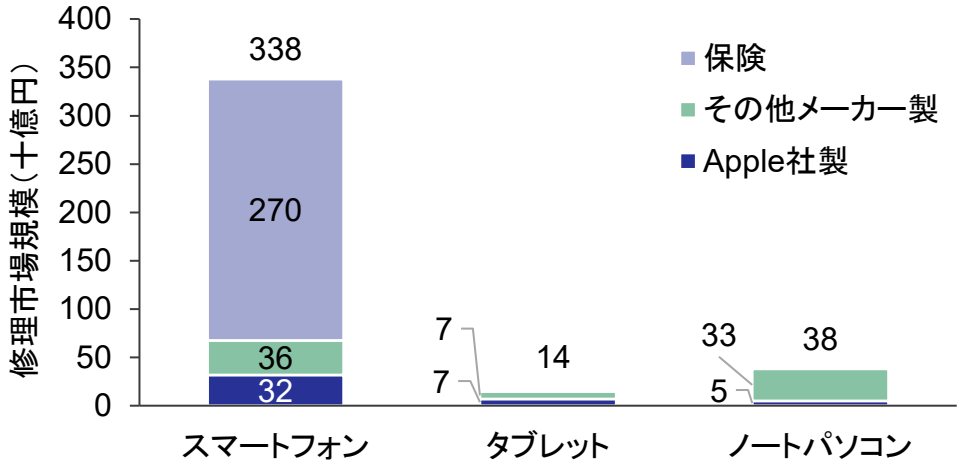

（注）スマートフォンの保険には、修理以外のサービスが含まれている可能性がある。

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

（参考）スマートフォンの保険市場規模の推計方法

- スマートフォンの保険市場規模は下式を元に推計した。
- 推計に必要な各変数は各国の人口を除き、アンケート調査からデータを整備した。人口は各国の公式統計より2023年の人口を得て、これを用いた。

修理市場規模の推計式

$$\text{モバイル機器の修理市場規模（円）} = \text{人口（人）} \times \underbrace{\frac{\text{機器保有数（台）}}{\text{人口（人）}}}_{\text{一人当たり機器保有台数}} \times \underbrace{\frac{\text{保険加入状況（－）}}{\text{機器保有数（台）}}}_{\text{保険加入率}} \times \underbrace{\frac{\text{年間支払額（円）}}{\text{保険加入（－）}}}_{\text{保険への年間支払額}}$$

（注） アンケート調査ではユーザーがスマートフォンを複数台所有している場合、一番新しく所有した機器についてスマートフォンの保険に加入しているかを質問している。この設問をもとに、上式では複数台の機器を保有するユーザーについては一番新しく所有した機器が保険に加入しているか/していないかによって、所有する全ての機器で同じ状況を想定して推計した。

変数のデータ整備

人口	■ 日本：総務省「人口推計」（2023年） ■ 米国：外務省ホームページ「アメリカ合衆国基礎データ」（原典：米統計局推計）（2023年） ■ フランス：外務省ホームページ「フランス基礎データ」（原典：フランス国立統計経済研究所）（2023年）
一人当たり機器保有台数 一台当たり年間修理回数 一回当たり修理額	■ 本事業で実施したアンケート調査よりデータを得た。

日・米・仏におけるスマートフォン等の修理市場の調査結果まとめ

- 日本、米国、フランスの市民を対象としたアンケート調査に基づき、スマートフォン、タブレット、ノートパソコンの修理市場規模の推計をおこなった。
- 結果として、日本の（一人当たりの）修理市場規模は米国、フランスと比べて低い水準にあり、その要因としては機器1台当たりの年間修理回数が相対的に低い水準にあることと考察された。
- また、日本におけるスマートフォンの故障に関する保険の加入率は34%で、年間約6,500円の保険金額を支払っていると試算された。

	日本	米国	フランス
モバイル機器の修理市場規模	0.12兆円※ （スマートフォン56%、タブレット12%、ノートパソコン32%） ※保険市場を考慮する場合0.39兆円	3.45兆円 （スマートフォン44%、タブレット26%、ノートパソコン30%）	0.18兆円 （スマートフォン44%、タブレット18%、ノートパソコン38%）
一人当たり機器保有台数	スマートフォン：0.98台/人 タブレット：0.2台/人 ノートパソコン：0.5台/人	スマートフォン：1.18台/人 タブレット：0.74台/人 ノートパソコン：0.66台/人	スマートフォン：0.98台/人 タブレット：0.54台/人 ノートパソコン：0.7台/人
一台当たり年間修理回数	約0.04～0.08回	約0.20～0.25回	約0.09～0.13回
一回当たり修理額	約8,700～13,700円	約15,300～20,500円	約8,000～12,900円
（日本のみ）スマートフォンの保険加入率	34%		
（日本のみ）スマートフォンの保険の年間支払額	約6,500円		

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

２．修理権に関する動向

２．ア）施策の状況・議論の動向

© 2024 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

２．修理権に関する動向　ア）施策の状況・議論の動向

■　本項では、米国、フランス、EUの「修理権」に関連した法令等に関して、公開情報を基に政策提言の動向を調査した。

■　関連する法令等は、以下の観点から特定。実際に参照した法令は、次頁に整理している。

- 修理権の阻害要因に関連したもの
- 修理権の推進要因に関連したもの
- ステークホルダーからの関心が高いと想定されたもの

■　政策提言の内容については、条文や実施体制を中心に以下の観点から分析した。

①　法令等にかかる議論の状況

- ✓ 法案提出に至った要因／背景（修理権阻害要因を含む）
- ✓ 法案通過までの議論内容
- ✓ 法令等の概要及び変遷

②　法案議論過程での論点

- ✓ 各ステークホルダーの反応や意見
- ✓ ステークホルダーの意見に基づく論点整理
- ✓ 法令等の成立による意見の変化（公表情報として存在する場合）

③　法令等の詳細調査

- ✓ ①②で整理した論点に関する法令等への記載事項

調査の対象とした法律

- EU及び米国における修理権に関連する施策を見るにあたり、確認した法令の一覧を下表に示す。
- EUでは、製品の長寿命化の観点を中心に、欧州委員会の提案のもとで、修理権に関する法整備が検討されている。
- 一方で、米国では、消費者保護の観点から各州レベルで個別に修理権に関連する法律の導入が提案・検討されている。米国各州で提案されている法令の原型は、修理権を推進する業界団体であるThe Repair Associationにより提案された雛形である。

法律名	対象地域	法律の狙い・目的
製品の修理を推進する共通ルールに関する指令	EU	• 商品の修理を促進する共通のルールを提供することを目的として、メーカーの修理を義務化する法的枠組み
エコデザイン規則	EU	• 製品の仕様の基本要件を設定する法的枠組み • 従来規定されていたエネルギー効率に加え、耐久性、信頼性、再利用性、更新可能性、修理可能性、リサイクル可能性、懸念すべき物質の有無、リサイクル材の含有量、カーボンフットプリント、環境フットプリント等の持続可能性要件を、基本要件に追加する
グリーン移行のために消費者に権限を与える指令	EU	• 消費者が製品の耐久性や修理の可能性に関する情報を得られるようにしたり、グリーンウォッシュや製品寿命の短い製品から消費者を保護したりといったグリーン移行を推進する力を消費者に付与する法的枠組み
グリーンクレーム指令	EU	• 消費者が十分な情報を得た上で購入を決定できることを目的とする法的枠組み
廃棄物と循環経済との闘いに関する法律（循環経済法）	フランス	• 循環経済の実現に向け、「計画的陳腐化」に対抗し、製品の長寿化を柱の1つに掲げる法的枠組み
修理権法	米国各州	• 消費者が法的・技術的な障壁に直面することなく、自身が所有するデバイスの修理が可能となることを目指す法律

出所：各種法令情報より作成

調査方法

■　本項で実施した調査手法は以下のとおり。

調査方法①　公開情報ベースの文献調査

– 関連する法令等の内容及び論点に関して以下の関連資料から分析
  ✓ 修理権の議論にかかる背景調査：関連する法令等の検討時に参考とされた資料
  ✓ 関連する法令等の内容：公表されている資料のうち、最新の情報（2024年3月末時点）

調査方法②　所管官庁へのヒアリング調査

– 関連法規所管官庁へヒアリングが実施できた際に、関連する法令等の制定意図の確認を実施
– ヒアリング先は以下のとおり
  ✓ フランス：フランス環境エネルギー管理庁（ADEME）

調査結果まとめ： EU・仏・米における修理権関連施策の比較

■　EU・フランス・米国で導入される見込みの修理権に関する施策を基に、施策の狙い毎にグルーピングし、取りまとめた結果を示す。

施策の狙い	施策	EU	フランス	米国（△:一部州）
法定保証内の修理の奨励（全般）	法定保証対象となる修理を実施した場合の保証期間の延長	○	○	
法定保証外の修理の奨励（全般）	法定保証外でもOEMによる消費者の要請に応じた修理サービス提供の義務化	○		
	（正当でない理由に基づく）修理を妨げる契約条項の設定の禁止	○		○
	他の修理事業者の修理を理由にした修理の拒否の禁止	○		○
より修理しやすい製品設計への転換	（正当でない理由に基づく）修理を妨げる技術の使用の禁止	○		△
製品の修理時に必要な情報等へのアクセス（修理に必要な文書・ツール・部品へのアクセスの許可を含む）	製品側面への修理情報の提示	○		
	製品の修理・メンテナンスに関する情報の提供（ソフトウェア更新期間等）	○	○	
	修理に関する文書へのアクセス	○		○
	修理に関するツールへのアクセス	○		○
	修理に関するスペアパーツへのアクセス	○	○	○
	スペアパーツの提供期間の規定	○	○	△
製品の修理可能性の認知向上・消費者選択基準への修理可能性の組み込み	修理可能性について視認しやすい形式での表示義務	検討中	○	
	製品寿命に関する耐久可能性スコアについて視認しやすい形式での表示義務		△ 2024年～ 移行予定で あったが遅延	
修理サービスへのアクセス	修理事業者を検索するオンラインプラットフォームの設置	○		
修理コストの低減	スペアパーツの価格の規定	○		
	修理奨励金の導入	○	○	
修理を奨励する措置の導入	修理奨励制度の導入	○		
修理権を認めることによる各種懸念への対応措置の構築（著作権/知的財産/プライバシーの侵害、修理の安全性懸念等への対応）	営業秘密、知的財産権の保護等の要因に基づく免除規定	○		△
	独立修理事業者による修理の周知			△
	第三者の修理サービスによる責任をOEMは負わない			△
	修理事業者の認定制度の採用		○	

出所：後段で示している調査結果より作成

２．ア）施策の状況・議論の動向
①EU・フランス

© 2024 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

EU法における修理権関連施策のまとめ

■　EUでは、「販売前に修理可能性の高い製品の市場流通を向上させる政策」及び「販売後の修理を促進する政策」により、修理情報の提示や製品購入時に修理に係る部品・メンテナンス情報の提供を義務化した。

施策の狙い	施策	製品の修理を推進するための共通ルールに関する指令	エコデザイン規則	グリーン移行のために消費者に権限を与える法律	グリーンクレーム指令
法定保証内での修理の奨励（全般）	• 消費者が交換ではなく修理を選択した場合、保証適用期間を1年延長	△ 物品販売指令の改訂			
法定保証外の修理の奨励（全般）	• 製品の保証期間外にも、合理的な価格・期間で修理サービスを提供することを義務付け	○			
	• 以前の修理が他の修理業者または他の者によって行われたという理由のみで、修理を拒否してはならない	○			
	• 知的財産権の保護を含む正当かつ客観的な要因によって正当化されない限り、修理を妨げる契約条項、ハードウェアまたはソフトウェア技術を使用しないものとする	○			
より修理しやすい製品設計への転換					
製品の修理時に必要な情報等へのアクセス（修理に必要な文書・ツール・部品へのアクセスの許可を含む）	• 製品側面への修理情報の提示		○		
	• 製品を市場に投入した日から7年間の修理及びメンテナンス情報、スペアパーツの修理事業者への提供を製造者等義務付け		△ 委任法令「製品別のエコデザイン要件」		
	• デジタル製品パスポートによる製品情報の提供		○		
製品の修理可能性の認知向上・消費者選択基準への修理可能性の組み込み	• 修理可能性について視認しやすい形式での表示義務			○	
修理サービスへのアクセス	• 修理事業者を検索するオンラインプラットフォームの設置	○			
修理コストの低減	• スペアパーツの妥当な価格での提供	○			
	• 修理バウチャー、修理資金、地域の修理イニシアチブへの支援などの形で、修理を促進する少なくとも1つの措置を構築することを義務付け	○			
修理を奨励する措置の導入					
修理権を認めることによる各種懸念への対応措置の構築（著作権/知的財産/プライバシーの侵害、修理の安全性懸念等への対応）	• 修理を妨げる要因を、知的財産権の保護等の正当かつ客観的な要因に限定	○			

出所：欧州委員会・理事会等が公表している各種政策の規定より作成

EUにおける「Right to Repair」議論の背景

- EUでは、欧州グリーンディール政策の下で、循環経済行動計画が採択されるなど、交換よりも修理を優先した政策が検討。
- 修理を推進する上での課題となる背景理由の調査を行い、関連法の改訂及び補完する新規法令が下図の通り検討されている。なお、グリーンクレーム指令は、「グリーン移行のために消費者に権限を与える指令」を補完し運用を定める法令のため調査対象とするが、政治合意に至っておらず詳細分析の対象外とした。その他の詳細は以下のとおり。
  - 生産段階で、メーカーに修理可能性への配慮を求める（エコデザイン規則）
  - 購入段階で、消費者に商品の修理可能性に関する情報を提供し、より環境に配慮した製品を選択できる機会を提供する（グリーン移行のために消費者に権限を与える指令）
  - 製品販売後、メーカーに修理を義務化し、パーツ提供などにより第三者・消費者による修理のしやすさを向上することで、様々なステークホルダーによる修理を促す（製品の修理を推進するための共通ルールに関する指令）

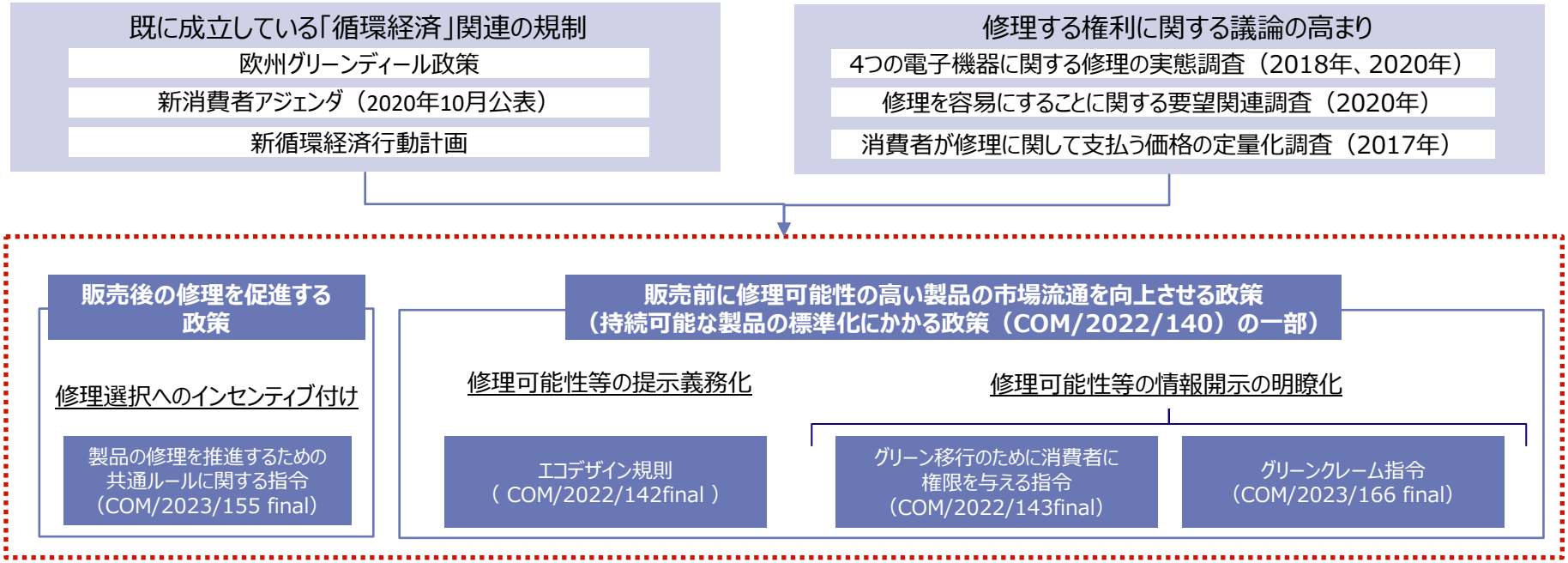

出所：欧州委員会各種ウェブサイト、「Rules promoting the repair of goods」より作成

EUにおけるRight to Repair 関連法案の概要

	製品の修理を推進するための共通ルールに関する指令	エコデザイン規則	グリーン移行のために消費者に権限を与える指令	（参考）グリーンクレーム指令
法律名	Common Rules to Promote the Repair of Goods for consumers	Ecodesign for Sustainable Products Regulation (ESPR)	Empowering Consumers in the Green Transition (ECGT)	Directive on Green Claims
法体系*1	指令	規則	指令	指令
位置付け	新規	改正 （エコデザイン指令（2009/125/EC））	新規	新規
法律の概要	商品の修理を促進する共通のルールを提供することを目的として、メーカーの修理を義務化するもの • 法的保証の範囲外での修理はメーカーに義務付け（有償も可） • メーカーの修理義務化（3年間） • 適正価格でのパーツやツールの提供を義務化	製品の環境的持続可能性を改善することを目的として、消費者に向けて修理・メンテナンス・スペアパーツに関する情報を提供するもの • 修理・メンテナンス情報、スペアパーツの提供を義務化（現時点では、スマホ、タブレット等に限定）	消費者への信用できる修理権関連情報*の提供 ＊製品の耐久性、修理可能性、修理サービスの利用可能性、スペアパーツ、修理マニュアル、ソフトウェアの更新とアップグレード	消費者が十分な情報を得た上で購入を決定できることを目的として、ECGTを補完し運用を定める • 信頼できるグリーン表示の実施 • グリーンウォッシングの排除 ＊企業が実施する環境ラベルの証明に係る基準、ラベル認証実施者の要件、ラベルの透明性の保証
主要変更点	物品販売指令の改訂により各加盟国におけるメーカー修理を義務化	対象となる製品の拡大（非エネルギー製品） 製品情報の統一化 製品情報のデジタル化	消費者権利指令の改定により、購入前の修理可能性スコア情報提供を義務化	–
法律ステータス	2023年3月22日（指令案公表） 2024年2月1日（政治合意）	2022年3月3日（規則案公表） 2023年12月4日（政治合意）	2022年3月31日（指令案公表） 2023年9月19日（政治合意）	2023年3月22日（指令案公表） 2024年3月以降（政治合意）
成立日	未定	未定	未定	未定
発効日	未定	未定	未定	未定
所管省庁	Directorate-General for Justice and Consumers	Directorate-General for Environment	Directorate-General for Justice and Consumers	Directorate-General for Environment
参考文献	COM(2023) 155 final 2023/0083(COD), 6461/24	COM(2022) 142 final 2022/0095(COD), 5147/24	COM(2022) 143 final 2022/0092(COD) ,PE 64 2023 REV1	COM(2023) 166 final

※１指令：EU加盟国法策定の指針提示、規則：EU加盟国における統一的な規制

出所：欧州委員会の各種法案（文書名は記載のとおり）、欧州委員会プレスリリース、欧州議会プレスリリースより作成

（参考）製品の修理を推進するための共通ルールに関する指令の規定内容

■　「製品の修理を推進するための共通ルールに関する指令」は、販売された製品の修理を促進する政策である。メーカーの修理を義務化し、修理に必要となるパーツやツールを適正価格とすることで、第三者による修理の促進を試みる。

	規定内容	
法の目的/スコープ	消費者保護と環境保護を提供しながら、市場の適切な機能に貢献することを目的として、商品の修理を促進する共通のルールを提供すること	
適用範囲	販売者の責任の範囲外で発生または明らかになった商品の欠陥が発生した場合に、消費者が購入した商品の修理に適用されるもの	
対象製品	法律の対象はすべての有体動産（tangible movable items） （電気、水、ガスは除く。デジタルコンテンツは含む）　*2019/771の第2条(5)で定義より	Reparability Requirementの対象製品は、エコデザイン指令の枠組みに基づくエコデザイン要件（2023/1670/EU付属書II）の対象となる製品グループ* *スマートフォン・タブレットの記載はあるが、ノートパソコンはなし
発効日	欧州連合の官報に掲載された後20日目 加盟国は、遅くとも[発効から24か月]までに、国内の必要な法律、規制、及び行政規定を発効	
要求事項	第4条：修理情報フォームの提供	
	第5条：修理の義務化 第5条1項　:reparability requirement*が定める製品に関しては、製造者は修理可能なものであれば、無償・有償等の形で修理を行う 第5条2項　:生産者が海外であれば、輸入者や販売者が義務を負う（Reparability requirement:付属書IIに掲げる法令に基づく要件。製品修理を可能にする、分解の容易性、スペアパーツへのアクセス、修理関連情報へのアクセス、ツールの改善にかかる要件を含むもの） 第5条3項　:スペアパーツやツールを提供する製造者はその価格を修理を妨げない妥当な価格にしなくてはならない 第5条3b項:製造業者は知的財産権の保護を含む正当かつ客観的な要因によって正当化されない限り、附則IIに掲げる物品の修理を妨げる契約条項、ハードウェアまたはソフトウェア技術を使用しないものとする 第5条3c項:以前の修理が他の修理業者または他の者によって行われたという理由のみで、製造業者は附則IIの修理を拒否してはならない 第12条2項:EU/2019/771/第10条2a,5aに次の内容を追加。「メーカー修理義務化（3年間）もしくは、消費者が交換ではなく修理を選択した場合、保証の適用期間を1年延長」	
	第6条：修理義務に関する情報の通知	
	第7条：修理及び再生品のオンラインプラットフォーム	
	第9a条：修理を推進するための加盟国の施策 加盟国は修理を推進するために少なくとも1つ以上の施策を取る必要がある。（前文26a: 非財務支援（情報キャンペーン等）、財務支援（バウチャー等）	
体制	各加盟国がは次の1つ以上の機関によって指令遵守の体制を作成 ①公的機関 ②消費者または環境保護に利益を有す組織 ③その他専門知識を有す組織	
罰則規定	各加盟国が有効、相当、かつ抑止力のある罰則規定を定め、欧州委員会に報告	

出所：COM(2023) 155 final（2023/0083(COD), 6461/24）より作成

*Reparability requirement:（付属書II）に掲げる法令に基づく要件。製品修理を可能にする、分解の容易性、スペアパーツへのアクセス、修理関連情報へのアクセス、ツールの改善にかかる要件を含むもの

（参考）エコデザイン規則

■　「エコデザイン規則」は、修理権の文脈においては販売前に修理可能性の高い製品の市場流通を向上させるための政策であり、市場へ流通させる製品にはエコデザイン要件への適合を義務化。修理可能性に関する配慮を含むエコデザイン要件は、委任法令によって製品群ごとに定める。

	規定内容
法の目的/スコープ	• エコデザインアプローチを非常に幅広い製品に適用し、幅広い対象製品要件を設定できるようにすることで、製品が環境へもたらす悪影響に対処すること • デジタル製品パスポートの確立し、売れ残り製品の廃棄をを妨げるためのフレームワークを提供すること
適用範囲	製品またはサービスを市場に投入するための必須条件として対象製品に対してエコデザイン要件を設定するもの
対象製品	食品、飼料、医薬品（動物用を含む）、生物（植物、動物、微生物）、ヒト由来の製品、繁殖用の種子、自動車を除く全ての製品
発効日	欧州連合の官報に掲載された後20日目
要求事項	第3条：製品の自由な移動に関する一般原則 製品は、第4条に従って採択された委任法令のエコデザイン要件に準拠している場合にのみ市場投入またはサービスへの提供が実施可能
	第4条：委任法令の採択に係る権限
	第5条：エコデザイン要件：以下の観点を改善するための要件を検討する 製品の耐久性、信頼性、再利用性、アップグレード可能性、修理可能性、メンテナンスとリファービッシュの可能性、製品中の環境負荷物質の存在、製品のエネルギーと資源の効率、水の使用と水使用効率、資源の使用と資源効率、リサイクル資材、製品の再製造の可能性、リサイクルの可能性、環境負荷（炭素及び環境フットプリントを含む）、廃棄物の発生可能性量
	第6条：性能要件（performance requirement）
	第7条：情報要件
	第8条：製品パスポート
体制	行政協力グループ（ADCO）を設立し、定期会合を行うことでEU共通の優先事項、支援の優先事項などを決定するとともに、市場監視のためのガイドラインを策定し、各加盟国の行動計画を支援 各加盟国が行動計画（Market surveillance action plans）を策定し、製品に要求する事項や監視の体制を規定（2年ごとに見直し）
罰則規定	各加盟国が有効、つり合いが取れた、かつ抑止力のある罰則規定を定める。 少なくともa)罰金、c）公共調達からの期限付きの除外以上の罰則を定める
重要な関連法	Delegated act「ecodesign requirements for [energy-related products*]」 *「smartphones, mobile phones other than smartphones, cordless phones and slate tablets」は2023/1670/EU参照

出所：COM(2022) 142 final（2022/0095(COD), 5147/24）より作成

（参考）EUにおけるRight to Repair 関連法案による既存の法令の改訂内容

■　各法令は、既存の法令の改訂が含まれている。

– 「製品の修理を推進するための共通ルールに関する指令」による物品販売指令の改訂では、メーカー保証を義務化していなかった加盟国において、消費者が交換ではなく修理を選択した場合、メーカー保証の適用期間を1年延長。ただし、3年間のメーカー保証を義務化した場合は、補償延長は免除される

– 「グリーン移行のために消費者に権限を与える指令」による「消費者権利指令」の改定では、修理可能性スコアにかかる情報を購入前に提供することを義務化

製品の修理を推進するための共通ルールに関する指令	エコデザイン規則	グリーン移行のために消費者に権限を与える指令	グリーンクレーム指令
【改訂】 物品販売指令（2019/771/EU） ※「製品の特長として提供すべき情報として、“修理可能性”を追加」、「適合性の欠如*1」によって修理又は交換を行う際に事業者に求められる事項として、代替品の提供と交換の際に再生品を利用できる状態であることを追加*2 【改訂】 消費者保護協力規則（2017/2394/EU） ※付属書記載の適用先法令「消費者の利益を保護する連合法」に同指令も追加 【改訂】 集団訴訟指令(2020/1828/EU) ※付属書記載の適用先法令に同指令も追加	【改訂】 バッテリー指令（2023/1542/EU） ※デジタル製品パスポートに合わせて、バッテリーにも識別番号を記載することを追加	【改訂】 不公正な取引方法に関する指令（2005/29/EC） 【改訂】 消費者権利指令（2011/83/EU） ※消費者が契約を締結する前に修理可能性スコア（reparability score）にかかる情報を提供する義務を追加*2	【改訂】 不公正な取引方法に関する指令（2005/29/EC）

出所：欧州委員会の各種法案（法案名は記載のとおり）より作成

*1 適合性（conformity）の欠如：売買契約に準拠するために商品に求められる要件に不適格な商品を販売者が消費者に引き渡すこと。（第三者の権利を侵害した製品を販売することも含む）
*2 具体的な変更内容は別添資料に記載

（参考）EUで検討されている修理可能性スコアの算出方法

- 「グリーン移行のために消費者に権限を与える指令」は、購入段階で、消費者に商品の修理可能性に関する情報を提供し、より環境に配慮した製品を選択できる機会を目的としており、契約時に該当する製品の場合は、消費者が契約を締結する前に修理可能性スコアに関する情報を提供する義務が、検討されている。
- 政策形成に資する研究を実施する機関である欧州委員会共同研究センター（JRC）※によって”Repair Scoring System（RSS）“の開発を実施。2022年5月12日には、スマートフォン、タブレット向けのスコアリングシステムを公開した。
- 本システムでは、Product’s Reparability Class として高スコアの製品からクラスA～Eに分類される。
  - ６つのProduct Parametersの進度に合わせてポイント（1~5pt)を付与
  - 各パラメータの重みづけを勘案した上でスコア（1～5)を算出。パラメータはPart Levelごとに異なる
  - フランス修理可能性スコアとは異なり、スペアパーツパラメータは消費者のアクセスのみをサブパラメータとし、スペアパーツ価格はサブパラメータに含まれない

Product’s Reparability Class

クラス	パラメータの総スコア
A	4以上
B	3.35以上
C	2.55以上
D	1.75以上
E	1以上

Product Parameters

パラメータ	パラメータの概要及び サブパラメータ	重み付け
スペアパーツ	消費者によるスペアパーツへの アクセス可能性	15%
ソフトウェアアップデート(耐用年数)	ソフトウェアの耐久性	15%
全てのパーツに対する情報提供	パーツの修理情報入手可能性	15%
分解難易度（Disassembly depth）	パーツを外すのにかかるステップ数	25%
分解可能性（Fasteners）	分解可能性（再利用または取り外しの可能性）	15%
ツール	取り外しにかかる器具の必要性	15%

Part Level

PART LEVEL		対象パーツ
LEVEL 1	1a	ディスプレイアセンブリ
	1b	バッテリー
LEVEL 2	2	背面カバーや関連アセンブリ
LEVEL 3	3	フロントカメラアセンブリ
	3	背面カメラアセンブリ
	3	外部電源ポート
	3	操作ボタン
	3	マイク
	3	スピーカー
LEVEL 4	4	ヒンジアセンブリ、折り畳みディスプレイの折り畳み機能

※欧州委員会共同研究センター（JRC）とは、欧州委員会の総局の一つで、欧州の研究開発・イノベーション政策に資する研究を実施

出所：European Commission, Joint Research Centre, Spiliotopoulos, C., Alfieri, F., La Placa, M. et al., Product reparability scoring system – Specific application to smartphones and slate tablets, Publications Office of the European Union, 2022, https://data.europa.eu/doi/10.2760/340944、欧州議会質問（E-001461/2021）、欧州委員会ウェブサイトより作成

（参考）EUで検討されている修理可能性スコアの算出方法

■ EUの修理可能性スコアでは、パラメータ毎に5段階でポイントを付与する仕組みである。
- スペアパーツは、修理事業者のアクセスは前提として、消費者のアクセス可能性なパーツ種でポイント付け
- ソフトウェアのアップデートは対応期間でポイント付け
- 修理に係る情報は、「修理事業者に有料提供＜修理事業者に無償提供＜消費者に無償提供」の順でポイント付け

修理可能性スコアの算出方法（全パラメータ）

パラメータ	重み付け	ポイント				
		1 pt	2 pt	3 pt	4 pt	5 pt
スペアパーツ (対象グループ)	15%	提供先 所有者：Part Level 1a 専門事業者：その他のパーツを含む	所有者：Part Level 1a, 1b 専門事業者：その他のパーツを含む	所有者：Part Level 1a, 1b, 2 専門事業者：その他のパーツを含む	所有者：Part Level 1a, 1b, 2, カメラ 専門事業者：その他のパーツを含む	所有者：すべての Part Level のパーツ
ソフトウェアアップデート (対応期間)	15%	セキュリティソフトウェア≥ 5 年 機能ソフトウェア：3 年	セキュリティソフトウェア≥ 5 年 機能ソフトウェア：4年	セキュリティソフトウェア： 5 年 機能ソフトウェア：5年	セキュリティソフトウェア≥ 6 年 機能ソフトウェア：5年	セキュリティソフトウェア≥ 7年 機能ソフトウェア：6年
修理に係る情報提供	15%	専門事業者へ適正価格で提供		専門事業者へ無償で提供		所有者及び専門事業者へ無償で提供
分解難易度（Disassembly depth）	25%	パーツごとに重みづけを実施				
分解可能性（Fasteners）	15%	パーツごとに重みづけを実施				
ツール	15%	パーツごとに重みづけを実施				

出所：European Commission, Joint Research Centre, Spiliotopoulos, C., Alfieri, F., La Placa, M. et al., Product reparability scoring system – Specific application to smartphones and slate tablets, Publications Office of the European Union, 2022, https://data.europa.eu/doi/10.2760/340944、欧州議会質問（E-001461/2021）、欧州委員会ウェブサイトより作成

（参考）EUで検討されている修理可能性スコアの算出方法

■　パーツを外すのにかかるステップ数、分解可能性、取り外しにかかる器具の必要性は、パーツごとに重みづけを実施。より簡便に修理可能となると場合、高ポイントとなる。

- 折り畳み式の場合は蝶番にかかる重みが含まれるため、他のパーツにかかる重みづけが非折り畳み式とは異なる
- 分解難易度は、パーツ取り外しのステップが少ないと評価が高い
- 分解可能性は、取り外せた上で再利用できないと高評価とならない
- ツールは、特殊ツールを有償で提供＜特殊ツールを無償で提供＜簡便なツールで作業可能＜ツール不要の順に高評価となる*。

PART LEVEL		分解難易度（Disassembly depth）							分解可能性（Fasteners）							ツール						
		重み付け		スコア					重み付け		スコア					重み付け		スコア				
		折り畳み式でない	折り畳み式	1 pt	2 pt	3 pt	4 pt	5 pt	折り畳み式でない	折り畳み式	1 pt	2 pt	3 pt	4 pt	5 pt	折り畳み式でない	折り畳み式	1 pt	2 pt	3 pt	4 pt	5 pt
LEVEL 1	1a	30%	25%	x > 15 ステップ	15 ≥ x > 10 ステップ	10 ≥ x > 5ステップ	5 ≥ x > 2 ステップ	x ≤ 2 ステップ	30%	25%	取り外し可能	'	'	'	再利用可能	30%	25%	有償でツールを提供	製品とともにツールを提供	パーツとともにツールを提供	基本的なツールを使用可能	ツールなしで対応可能
	1b	30%	25%						30%	25%						30%	25%					
LEVEL 2	2	10%	9%						10%	9%						10%	9%					
LEVEL 3	3	5%	4%						5%	4%						5%	4%					
	3	5%	4%						5%	4%						5%	4%					
	3	5%	4%						5%	4%						5%	4%					
	3	5%	4%						5%	4%						5%	4%					
	3	5%	4%						5%	4%						5%	4%					
	3	5%	4%						5%	4%						5%	4%					
LEVEL 4	4	-	17%						-	17%						-	17%					

※パーツごとの重みづけは、Reparability Index Calculator　Final v5を参照としている

※エコデザイン規則の委任法令で定められているとおり、特殊ツールが必要な場合は製造者に提供を義務付けている。ただし、無償での提供は規定されていないため、最低限のスコアは有償での提供となる。

出所：European Commission, Joint Research Centre, Spiliotopoulos, C., Alfieri, F., La Placa, M. et al., Product reparability scoring system – Specific application to smartphones and slate tablets, Publications Office of the European Union, 2022, https://data.europa.eu/doi/10.2760/340944、欧州議会質問（E-001461/2021）、欧州委員会ウェブサイトより作成

フランス独自で導入されている修理権関連施策

■ 2020年2月に施行された「廃棄物と循環経済との闘いに関する法律」（通称「循環経済法」（L.2020-105））の柱の1つに、フランスは「計画的な陳腐化に対抗する」ことを目的とし、修理の推進に資する各種施策を設定している。

■ 同法の制定当時のフランスにおける電気・電子製品の修理率は40%であり、これを5年以内に60%まで引き上げることが、目指されている。このために設定された各施策は下表に示すとおり。

施策名	施策概要	施策の狙い	施行年月日
修理可能性スコア（Indice de réparabilité）	• 製品の修理可能性を示したスコアを、製品の傍に掲示するよう義務づける制度 • 対象製品は、スマートフォン、ノートPCの他、テレビ、ドラム式洗濯機、芝刈り機、縦型洗濯機、食洗機、掃除機、高圧洗浄機	• 消費者の購買選択基準への、製品の修理可能性の組み入れ • また、修理可能性を勘案したメーカーによる製品設計の奨励	スマートフォン及びノートPCは、2021年1月1日～
スペアパーツの入手可能性の通知	• 製品購入時に、消費者は当該製品に関連して入手可能なスペアパーツのリストを確認できる • また、製造者は、販売者または修理業者に対し、15営業日以内にスペアパーツを提供するよう義務付けられている。修理事業者も顧客に対してスペアパーツを提供する義務を負う • 対象製品は、電気・電子機器（携帯電話、IT機器、小型・大型家電製品、テレビ、ハイファイシステムなど）及び家具	• スペアパーツへのアクセス向上	2021年1月1日
保証期間内に修理が実施された場合の保証期間の延長	• 2年間の保証期間中に、保証で認められる修理を実施した場合に6か月の保証期間の延長を認める制度	• 製品寿命の延長	2022年1月1日
ソフトウェア更新期間に関する情報提供	• 携帯電話やタッチスクリーン・タブレットの製造業者、ひいては販売業者に、ソフトウェアのアップデートによってその端末が正常に使用できる期間についての情報提供を義務付ける制度	• 消費者の購買選択基準への、製品のソフトウェアアップデート期間の組み入れ	2021年1月1日
修理奨励金制度（Quali Repar）	• 本制度で認定された修理事業者から、保証・保険対象外の製品について、修理サービスを受けた場合に、修理奨励金が消費者の支払う修理金額が安価になる制度 • 製品ごとに、修理奨励金が規定されている • 対象製品は、電気・電子機器	• 修理コストの低減による、故障した製品に対する修理の奨励 • また、認定制度による修理事業者の提供するサービスの信頼性の担保	2022年12月
修理時に3Dプリンティング技術を活用する許可	• 3Dプリンティングで製造可能なスペアパーツが市場で入手できなくなった場合、知的財産権者の同意を条件として、希望する専門販売業者または修理業者に対し、3Dプリンティングプロセスによるスペアパーツの製造計画またはその製造に必要な技術情報の提供を義務付ける制度	• 修理市場における知的財産保護と、3Dプリンティング技術活用の並立	—

出所：フランス環境省、"LA LOI ANTI-GASPILLAGE DANS LE QUOTIDIEN DES FRANÇAIS CONCRETEMENT ÇA DONNE QUOI ? "（2021年9月）

フランスにおける修理可能性スコア導入の背景

- フランスでは、2020年にEUに先んじて電気・電子機器に対する「修理可能性スコア（l'indice de réparabilité ）」の表示義務を規定する法律が制定されている。
- 製造者が当該機器の修理可能性指標を、販売者・希望者に対して無償通知すべきとする要件を定めている（循環経済法第16条）。

	循環経済法の概要
法律名	LOI n° 2020-105 du 10 février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire
法律の概要	大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から再利用やリサイクルの促進により廃棄物の削減、資源の循環を目指す法律 （1）使い捨てプラスチックからの脱却、 （2）消費者への情報提供、 （3）廃棄物の対策及び連帯再利用（社会への還元）、 （4）（製品の）陳腐化への計画的な対応（長寿化）、 （5）より良い（環境負荷を抑えた）生産推進、を柱とする。
法律のステータス	2020年2月12日施行
所管省庁	フランス環境連帯移行省（Ministère de la Transition écologique et de la Cohésion des territoires）
備考	修理可能性スコアに関する言及は、第16条

L.2020-105 第16条（機械翻訳）

I.-電気・電子機器の製造者、輸入者、流通業者またはその他の販売者は、当該機器の修理可能性指標とその設定に使用したパラメータを、その製品の販売者及び希望者に無償で通知しなければならない。 この指標は、当該製品の修理可能性について消費者に通知することを意図している。電気・電子機器の販売者、及びフランスにおける商業活動の一環としてウェブサイト、プラットフォーム、またはその他のオンライン流通経路を利用する販売者は、購入時に、当該機器の修理可能性指標を、表示、ラベル付け、表示、またはその他の適切な方法によって、消費者に無償で通知しなければならない。製造者または輸入者は、この情報を、集約された形で自動処理システムによって容易に再利用及び利用できる形式で、電子的に一般に公開する責任を負う。このデータへの集中的なアクセスは、行政当局が政令で定める手続きに従って設定することができる。販売者はまた、適切な手段により、製品の修理可能性指標を設定するために使用したパラメータを消費者に提供しなければならない。

Conseil d'Etatの政令は、電気・電子機器のカテゴリーに応じたこのIの適用手順、特に指標を設定するために使用される基準と計算方法を定義する。修理可能性スコアの算出に使用される基準には、製品が正常に機能するために必要なスペアパーツの価格と、関連性がある場合は、消費者の目に見える使用量計の存在を含めなければならない。

出所：https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000041553759/

フランスにおける修理奨励金の概要

- 一定の基準を満たし、独立認証機関による「Quali Repar」認定を受けた電気・電子機器の修理の専門家に、保証・保険対象外の修理を依頼する場合に、修理金額の減額を得られる制度である。
- 2022年12月に開始された本制度は、2024年1月に対象製品の追加・奨励金の増額が図られた。携帯電話の画面故障に、€25、€150以上掛かるノートPCの故障に€50、タブレットの故障に€25の奨励金が付与される。
- 製品ごとの奨励金額は、消費者に対して修理のインセンティブが機能するよう、修理にかかる価格の平均20%に相当するように決定されているとのことである。
- 支払われる修理奨励金は、循環経済法で設立が規定された専用の基金から拠出される。

LABEL QUALI RÉPAR
ÉQUIPEMENTS ÉLECTRIQUES ET ÉLECTRONIQUES

出所：Laberl Quali Reparウェブサイト（https://www.label-qualirepar.fr/faq/）　より抜粋

フランスにおける修理可能性スコアの概要

■　EUで提案されている基準と比較し、スペアパーツの価格がスコアリングに含まれている点が特徴である。

- 0以上1.9以下の場合
- 2以上3.9以下の場合
- 4以上5.9以下の場合
- 6以上7.9以下の場合
- 8以上10以下の場合

修理可能性スコアの概要

	概要
対象者	製造業者、輸入業者
対象製品 2021/1/1～	• スマートフォン • ノートPC • テレビ • ドラム式洗濯機 • 芝刈り機
2022/11/4～	• 縦型洗濯機 • 食洗機 • 掃除機 • 高圧洗浄機
罰則	• 2022年以降に表示義務を怠った場合、罰金が科せられる ✓ 法人の場合1万5,000ユーロ ✓ 法人以外の場合3,000ユーロ

修理可能性スコアの評価基準

基準	評価のサブ基準	
1.文書化	1.1：技術文書及び使用とメンテナンスに関するアドバイスの入手可能期間	
2.取り外しとアクセス、工具、固定具	2.1：分解可能性（リスト2）	
	2.2：必要な工具	
	2.3：部品（リスト2）と部品（リスト1）の固定特性	
3.スペアパーツ供給	3.1　部品（リスト2）の入手可能性	
	3.2　部品（リスト1）の入手可能性	
	3.3　部品（リスト2）の納期	
	3.4　部品（リスト1）の納期	
4.スペアパーツ価格	4.1　部品（リスト2）の価格の新品価格比	
5. 具体基準	5.1	個別製品ごとに設定。ノートPC・スマートフォンの場合、 • アップデートに関する情報提供、 • 無料のリモートでの診断・修理の支援、 • ソフトウェアのリセットの可能性
	5.2	
	5.3	

出所：フランス環境連帯移行省ウェブサイト（https://www.ecologie.gouv.fr/indice-reparabilite）より作成

（参考）フランスにおける修理可能性スコアの表示を規定する政令一覧

政令名	製品区分	官報掲載日
Décret n° 2020-1757 du 29 décembre 2020 relatif à l'indice de réparabilité des équipements électriques et électroniques.	電気及び電子機器	2020年12月29日
Arrêté du 29 décembre 2020 relatif aux modalités d'affichage, à la signalétique et aux paramètres généraux de calcul de l'indice de réparabilité	修理可能性スコアの表示方法・パラメータ等	同上
Arrêté du 29 décembre 2020 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des lave-linges ménagers à chargement frontal	家庭用ドラム式洗濯機	同上
Arrêté du 29 décembre 2020 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des ordinateurs portables	ノートパソコン	同上
Arrêté du 29 décembre 2020 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des téléphones mobiles multifonctions	多機能携帯電話機	同上
Arrêté du 29 décembre 2020 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des téléviseurs	テレビ	同上
Arrêté du 29 décembre 2020 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des tondeuses à gazon électriques filaires	コード付き電動芝刈り機	同上
Arrêté du 29 décembre 2020 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des tondeuses électriques batteries	バッテリー式電動芝刈り機	同上
Arrêté du 29 décembre 2020 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des tondeuses électriques robot	電動ロボット芝刈り機	同上
Arrêté du 22 avril 2022 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des aspirateurs filaires	コード付き掃除機	2022年4月22日
Arrêté du 22 avril 2022 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des aspirateurs non filaires	コードレス掃除機	同上
Arrêté du 22 avril 2022 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des aspirateurs robots	ロボット掃除機	同上
Arrêté du 22 avril 2022 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des lave-linge ménagers à chargement par le dessus	家庭用縦型洗濯機	同上
Arrêté du 22 avril 2022 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des lave-vaisselle ménagers	家庭用食器洗い機	同上
Arrêté du 22 avril 2022 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des nettoyeurs à haute pression	高圧洗浄機	同上

出所：フランス環境連帯移行省ウェブサイト（https://www.ecologie.gouv.fr/indice-reparabilite）より作成

フランスにおける修理可能性スコアに関する規定（モバイル電子機器）

- 政令で規定されている製品の内、モバイル電子機器に該当する2製品の政令の具体的な内容を下記に記載する。
- いずれも2021年1月より、10点満点として、修理可能性スコアを表示することが義務として要求される。また、要求された場合には製造業者または輸入業者はスコアの評価・詳細を15日以内で無償通知する必要がある。
  - 店頭販売の場合：棚に表示
  - オンライン販売の場合：商品を購入できるページに、価格付近に価格と同じフォントサイズで、画面操作しなくても読み取れるように表示

製品群	ノートパソコン	スマートフォン
政令名	Arrêté du 29 décembre 2020 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des ordinateurs portables	Arrêté du 29 décembre 2020 relatif aux critères, aux sous-critères et au système de notation pour le calcul et l'affichage de l'indice de réparabilité des téléphones mobiles multifonctions
目的	ポータブルコンピュータの修理可能性指標を算出・表示するための基準、下位基準、採点システムを規定	スマートフォンの修理可能性指標を算出・表示するための基準、下位基準、採点システムを規定
対象製品の定義	EU規則（2013年6月26日付）の適用範囲に属するコンピュータで、サブカテゴリーa,b,cを除く携帯型コンピュータ	本令は多機能携帯電話機に適用される。 多機能携帯電話は、セルラー基地局ネットワーク上での長距離通信に使用される電子機器である。ワイヤレスポータブルコンピュータと同様の機能を有し、主にバッテリーモードを想定し、タッチインターフェースを有する
発効日	2021年1月1日	2021年1月1日
関係者	ポータブルコンピュータの製造業者、輸入業者、流通業者、その他の販売業者及びフランスにおける商業活動の一環としてウェブサイト、プラットフォーム、その他のオンライン流通経路を利用する者	スマートフォンの製造業者、輸入業者、流通業者、その他の販売業者、フランス国内における商業活動の一環としてウェブサイト、プラットフォーム、その他のオンライン流通チャネルを利用している者

出所：表に記載されている政令を参照し、作成

フランスにおける修理可能性スコアの算出方法

■　各個別のサブ基準で規定されている内容及び算出方法は下記の通りである。

基準	サブ基準	概要	点数	係数	点数×係数
1.文書化	1.1：技術文書及び使用とメンテナンスに関するアドバイスの入手可能期間	• 市場に出された時点から、認定修理業者や独立修理業者、消費者に対し、技術文書を何年間も無償で提供 • 消費者に対し、使用やメンテナンスに関する助言を与える文書を提供することを、生産者が約束すること	/10	2	/20
2. 取り外しとアクセス、工具、固定具	2.1：分解可能性（リスト2）	• リスト2の部品を交換するために装置から切り離すために必要な解体工程の工数	/10	1	/20
	2.2：必要な工具	• リスト2の部品を分解するために必要な工具の種類	/10	0.5	
	2.3：部品（リスト2）と部品（リスト1）の固定特性	• 「取り外し可能で再利用可能」、「取り外し可能で再利用不可」、または「取り外し不可または再利用不可」のタイプによる評価	/10	0.5	
3. スペアパーツ供給	3.1　部品（リスト2）の入手可能性	• リスト2に記載のある最後のユニットの市場投入から何年で、予備部品の販売業者、認定修理業者及び独立修理業者、ならびに消費者から入手できるようにするという生産者が約束すること	/10	1	/20
	3.2　部品（リスト1）の入手可能性	• 同上	/10	0.5	
	3.3　部品（リスト2）の納期	• リスト2に記載されている品目の生産者の納期（発注日からの営業日数）予備部品販売業者、認定及び独立修理業者、及び消費者への納期の確約	/10	0.3	
	3.4　部品（リスト1）の納期	• 同上	/10	0.2	
4. スペアパーツの価格	4.1　部品（リスト2）の価格の新品価格比	• 製造業者又は輸入業者による部品の販売価格と製造業者又は輸入業者による装置の販売価格との関係 計算式： • リスト2で最も高価な部品の税抜き価格＋（リスト2の他の部品の平均税抜き価格）/2	/10	2	/20
5.機器カテゴリ毎の基準	5.1		/10	1	/20
	5.2		/10	0.5	
	5.3		/10	0,5	

注記）リスト1：装置の運転に必要な、良好な状態にある最大10個の部品のリスト
リスト2：最も頻繁に壊れたり故障したりする最大で3-5個の部品のリスト

出所：Arrêté du 29 décembre 2020 relatif aux modalités d'affichage, à la signalétique et aux paramètres généraux de calcul de l'indice de réparabilité

２．ア）施策の状況・議論の動向
②米国

© 2024 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

調査結果まとめ：米国法における修理権関連施策

施策の狙い	施策	マグナソン・モス保証法	デジタルミレニアム著作権法	NY州	MN州	CA州	OR州
法定保証内での修理の奨励（全般）	—						
法定保証外の修理の奨励（全般）	• メーカーが保証を維持するために自社ブランドが公認する部品やサービスを扱うよう限定することの禁止 • その他、保証における記載において、法に抵触すると想定される記載例の公表	○					
	• 公正かつ合理的な条件での修理に関する情報等へのアクセスの提供			○	○	○	○
	• 他の修理事業者の修理を理由にした修理の拒否の禁止	○					
より修理しやすい製品設計への転換	• 修理を妨げる技術の使用の禁止						○
製品の修理時に必要な情報等へのアクセス（修理に必要な文書・ツール・部品へのアクセスの許可を含む）	• 診断、メンテナンス、修理に必要な文書へのアクセス			○	○	○	○
	• 診断、メンテナンス、修理に必要なツールへのアクセス			○	○	○	○
	• 診断、メンテナンス、修理に必要なスペアパーツへのアクセス			○	○	○	○
	• スペアパーツの提供期間の規定				○		
製品の修理可能性の認知向上・消費者選択基準への修理可能性の組み込み	—						
修理サービスへのアクセス	—						
修理コストの低減	—						
修理を奨励する措置の導入	—						
修理権を認めることによる各種懸念への対応措置の構築（著作権/知的財産/プライバシーの侵害、修理の安全性懸念等への対応）	• 個人識別情報、企業秘密にアクセスが可能になる文書、部品、ツールの提供の除外				○	○	
	• 修理プログラムにおいて、技術保護手段の迂回を認める		○				
	• ソースコードの配布を含む著作権や特許を含む知的財産ライセンスの供与等へのアクセスの除外					○	
	• 修理実施時の独立修理事業者による修理の周知					○	
	• 製品の欠陥によるものを除き、第三者の修理サービスによる責任をOEMは負わない旨の規定					○	

出所：後段調査結果より作成

米国における「修理権」関連法

■　米国における修理権に関連する法律を下表に抜粋する。

連邦/州	関連する法律名	施策	施策の狙い
ニューヨーク州	Digital Fair Repair Act	• OEMによるデジタル電子機器の診断、保守、または修理に必要な文書、部品、及びツールに対するアクセスの提供（対象：独立修理事業者及び所有者）	• 独立修理事業者・消費者向けの修理に必要な診断・情報・部品・ツールのアクセスの向上
ミネソタ州	Digital Fair Repair Act		
カリフォルニア州	Right to Repair Act		
オレゴン州	Oregon’s Right to Repair Act		
（コロラド州）	Consumer　Repair Bill of Rights Act ※モバイル電子機器は審議中		
参考：その他関連性の高い法律			
連邦	マグナソン・モス保証法に基づく保証の禁止事項に関する規定	• 法令への抵触が懸念される保証に対して、米国連邦取引委員会（FTC）が違反勧告	• OEMによる保証で、OEMが認めていない部品が活用されている場合に、保証の対象外とする措置の無効化
連邦	デジタルミレニアム著作権法に基づく著作権保護を目的とした技術保護手段の適用除外に関する規定	• 適用除外リストに、業務・産業用機器に対する修理に関連するコンピュータプログラム等が含まれるようFTCが意見を提出	• OEMのソフトウェア等の技術的保護措置による修理制限の無効化

出所：各州議会ウェブサイトより作成

米国における「修理権」議論の背景：連邦レベルの動き

■　米国では、2019年FTCによる修理の阻害要因に関連するワークショップが開催されて以降、修理の促進に注目が高まっていた。

■　2021年7月のバイデン政権下での大統領令発出以降、FTCによる修理制限に対する働きかけが強化されている。

年月	連邦の動き	連邦取引委員会（FTC）の動き	州の動き
2018年4月		自動車、携帯機器、ビデオゲームシステムを販売する大手企業6社に警告発出 • 自社の販促資料や保証資料を見直し、保証対象がサービスの特定部分の使用を条件とすることが明記または暗示されていないことを確認するよう要請	各州で修理権に関する法案が導入されるも、なかなか成立に至らず
2019年		Nixing the Fix: A Workshop on Repair Restrictions開催	
2021年5月		WS他調査結果をまとめた報告書“Nixing the Fix:　An FTC Report toCongress on Repair　Restrictions”*を公表 https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/nixing-fix-ftc-report-congress-repair-restrictions/nixing_the_fix_report_final_5521_630pm-508_002.pdf	
2021年7月	7月9日、バイデン大統領による大統領令内で、ハイテク企業を含むさまざまな市場における競争の促進を表明 • FTCに対しても、連邦法に基づく調査権限や規則策定権限を用いて調査・規制を検討するよう指示	7月21日、「メーカー及び販売者による修理制限に対するFTC施政方針」を公表 • 修理制限に対する法執行を強化することを可決	
2022年7月		3社の保証条項に対する違反警告発出 • 第三者の部品を使用した場合、または独立した修理業者を使用した場合、保証が無効になるとする保証条項を違反とした	
2022年12月			NY州でがモバイル電子機器を対象にした修理権関連法が署名
2023年4月		CA州上院司法委員会に証言提出	CO州で修理権関連法が署名
2023年5月			MN州で修理権関連法が署名
2023年10月			CA州で修理権関連法が署名
2024年1月		FTCに対する修理の権利に関する規則策定の請願に対するパブリックコメントの収集	

出所：FTCウェブサイトより作成

米国における「修理権」議論の背景：書面による「保証」①

- FTCによれば、米国では消費者保護の議論の中で、マグナソン・モス保証法（Magunason-Moss Warranty Act）の成立、2015年9月の一部改正以降、修理に関する権利の適用が議論されてきているとのことである。
- マグナソン・モス保証法は、製品・サービスに対する保証を規定した法律である。FTCには、書面による保証についての規制権限が付与されており、メーカーが消費者に開示する保証の基準や消費者救済を目的とする措置の制定について、FTCで措置検討が可能である。

	法律の概要
法律名	マグナソン・モス保証法
	15 U.S.C. Ch.50 §§2301-2312
規制権限者	米国連邦取引委員会（FTC）
法律の概要	書面保証の開示基準を確立し、全面保証の基準を指定、黙示の保証の除外を規定する他、保証またはサービス契約の義務違反に対する消費者救済の確立
発効日	1975年1月4日から6ヶ月後
法律の条文構成	2301. 定義 2302. 保証内容に関する規定 2303. 書面に保証の指定 2304. 連邦保証の最低限の基準 2305. 全面及び限定された消費者の製品の保証 2306. サービス契約; 2307. 書面によるあるいは黙示の保証に基づき義務を履行する場合の保証人による代表者の指定 2308. 黙示の保証 2309. 委員会による規則公布に適用される手続き 2310. 消費者との紛争における救済措置 2310.　他の法律への適用 2311.　発効日

出所：15. U.S.C. §§2301-2312より作成

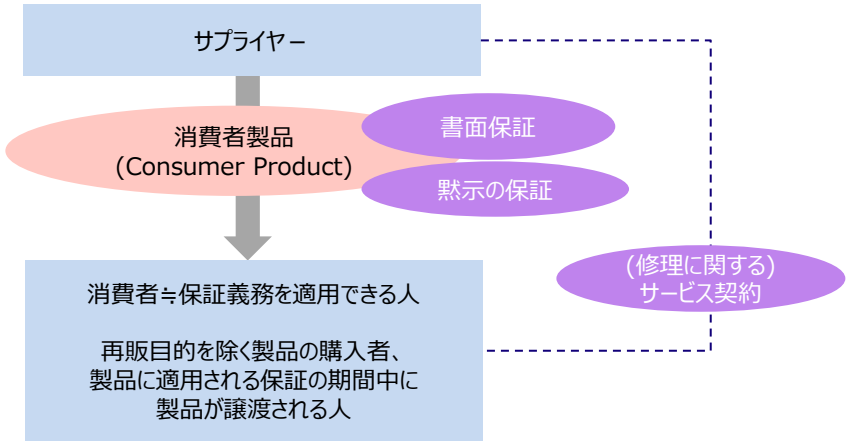

保証の種類	定義
書面保証	• 材料または製造の性質に関連し、欠陥がないこと、あるいは材料または製品の性質において特定の期間中特定のレベルのパフォーマンスを有することを確認・約束する書面による事実の確認または書面による約束 または • 製品の販売に関連して、当該製品が規定の仕様を満たしていない場合に、当該製品に関して、返金・修理・交換またはそのほかの救済措置を講じるための書面による約束
黙示の保証	• 州法で規定される黙示的な保証

米国における「修理権」議論の背景：書面による「保証」②

- マグナソン・モス保証法2302(c)項は保証内容の禁止事項を規定している条項であり、例えばメーカーが保証を維持するために自社ブランドが公認する部品やサービスを扱うよう限定することを禁じている。
- FTCは、法に抵触すると思われる記載の例を公表しており、これにより保証で本来認められる修理が認められない事態に対応策を講じてきた。2018年4月に警告された法への抵触が懸念される事項は以下の通り。

マグナソン・モス保証法 2302(c)項
書面保証あるいは黙示の保証に関する条件の禁止事項

No warrantor of a consumer product may condition his written or implied warranty of such product on the consumer's using, in connection with such product, any article or service (other than article or service provided without charge under the terms of the warranty) which is identified by brand, trade, or corporate name; except that the prohibition of this subsection may be waived by the Commission if—

(1) the warrantor satisfies the Commission that the warranted product will function properly only if the article or service so identified is used in connection with the warranted product, and

(2) the Commission finds that such a waiver is in the public interest.

The Commission shall identify in the Federal Register, and permit public comment on, all applications for waiver of the prohibition of this subsection, and shall publish in the Federal Register its disposition of any such application, including the reasons therefor.

左記項へ抵触すると疑念が持たれる記載の例

メーカー保証及び延長保証を維持するためには、[会社名]の部品を使用する必要があるとする記載
- The use of [company name] parts is required to keep your . . . manufacturer's warranties and any extended warranties intact.

メーカーによって販売やライセンスを受けていない部品を用いている製品については保証が適用されないとする記載
- This warranty shall not apply if this product . . . is used with products not sold or licensed by [company name].

保証シールが剥がれたり欠損している場合に保証が適用されないとする記載
- This warranty does not apply if this product . . . has had the warranty seal on the [product] altered, defaced, or removed.

出所：15. U.S.C. §§2301-2312より作成

米国における「修理権」議論の背景：デジタルミレニアム著作権法

- 今日の製品にはたいてい組込みソフトウェアやほかの技術装置が搭載されており、これらはOEMの知的財産権の保護対象である。米国では、デジタルミレニアム著作権法（DMCA）1201条で、スマートフォン、家電製品、医療機器、農業機械などの著作物に組み込まれた技術的保護手段を回避することは違法と規定されている。
- 上記規定により、消費者や独立修理事業者による修理行動の一部が知的財産権の侵害に当たる可能性が生じる。
- 他方で、1201条には別途除外規定が設定されており、除外規定については、3年に1度見直しが実施されている。2024年は見直しの年に当たっている。
- この「技術的保護手段」が修理を阻害する要因の一つになるとして、除外規定の見直しに向け、2024年3月14日にFTCは、米国司法省反トラスト局と共同で、除外規定に関する意見を著作権局あてに提出している。同声明で拡大すべきとされた適用除外事項は下記のとおりであり、いずれの適用除外措置が拡大されたとしても、著作権の侵害は特段発生しないとしている。

適用除外の分類	両者（FTC・米司法省反トラスト局）の主張
分類5. コンピュータ・プログラム（修理）	• 既に採用されている分類ではあるが、商業用及び産業用機器へのアクセスを制御するコンピュータプログラムを含むように拡大すべき • 適用除外の拡大により、ユーザーに第三者修理や自己修理の選択肢を増やし、業務用・産業用機器のコスト削減や投資収益率の向上につながる可能性が高い。また、これらの重要なアフターマーケットにおいて、OEMが有意義な競争をしなければならない第三者修理・保守サービサー間の技術革新と競争も促進されるであろう
分類7. コンピュータ・プログラム - 車両操作データ	• 本分類の適用除外案を支持 • 両所有者または選択した修理工場が車両運用データにアクセスし、保存し、共有することを認める追加の免除を採用することを支持

※分類5については、主に消費者が装置の診断、保守、または修理のために使用するように設計された装置を制 御するコンピュータ・プログラムを指す

出所：Docket No. COLC-2023-004より作成

米国におけるモバイル機器に対する「修理権」成立状況

- 米国の修理権業界団体によれば、2015年に米国で初めてニューヨーク州、マサチューセッツ州、ミネソタ州、 ネブラスカ州で修理権法案が提出されて以降、過去10年で223の法案が議論されてきたとのことである。
- 米国では、2024年3月にかけては、マサチューセッツ州、メイン州、ニューヨーク州、コロラド州、ミネソタ州、 カリフォルニア州、オレゴン州の7州で修理権に関する法律が可決されている。このうち、モバイル電子機器について規定しているのは、マサチューセッツ州、コロラド州、メイン州を除く4州である。

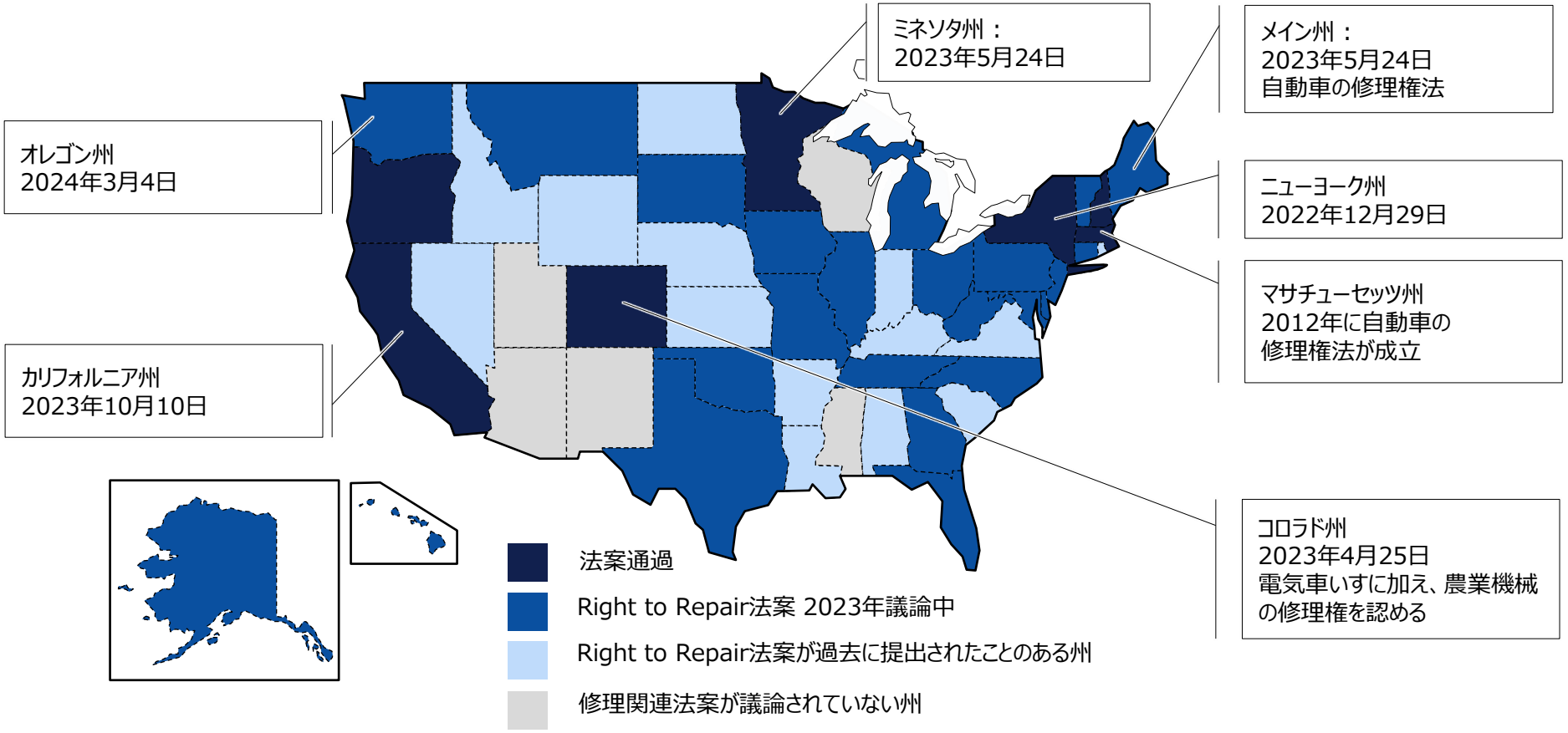

出所：Right to Repair　Association ホームページ（https://www.repair.org/our-board-and-board-advisors）より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

米国における修理権関連法（州法概要）

- モバイル電子機器に関連する修理権法を可決したニューヨーク州、ミネソタ州、カリフォルニア州の州法の特徴は以下のとおりである。各州法で規定されている内容の比較表は、次頁に示している。
- 各州で対象とされている製品群も異なるが、業界団体へのヒアリングによれば立法に関係する議員の意向やロビイング活動が、州毎の決定に影響しているとのことである。

- **ニューヨーク州：Digital Fair Repair Act**
  - 米国州で最初にモバイル電子機器に対する規定を定めた法律
  - デジタル機器の修理・保守・診断に必要な文書・スペアパーツ・ツールに対するアクセスを規定している

- **ミネソタ州：Digital Fair Repair Act**
  - ニューヨーク州同様、デジタル機器の修理・保守・診断に必要な文書・スペアパーツ・ツールに対するアクセスを規定している
  - 相違点としては、サイバーセキュリティに関連する情報についてはOEMは提供しなくてよい、とする旨を規定。加えて、提供する期間の指定も盛り込んでいる

- **カリフォルニア州：Right to Repair Act**
  - 文書・スペアパーツ・ツールに対するアクセスに関する規定は、既に成立しているニューヨーク州法・ミネソタ州法と比較し、より詳細化・具体化された項目が多く含まれる
  - 特に、スペアパーツについては、製品の価格帯により、OEMが継続的に提供すべき期間を規定。また、サイバーセキュリティや営業秘密に関する情報等、OEMが提供しなくてよい情報に関する規定も含む
  - このほか、独立修理事業者の実施した修理サービスの欠陥に対する責は負わない旨を明記している点でも特徴的である

米国における「修理権」関連法（州法比較詳細）

		ニューヨーク州	ミネソタ州	カリフォルニア州	（コロラド州）
対象製品	定義	2023年7月1日以降に初めてニューヨーク州で製造、販売あるいは使用された電子機器	2021年7月1日以降にミネソタ州で販売されたデジタル電子機器及びその部品	2021 年 7 月 1 日以降にカリフォルニア州で初めて製造、販売、使用される電子機器または家電製品	電動車いす、農機具
	例外規定	• 自動車 • 医療機器 • オフロード機器 • 商業・産業用の電子機械 • 電動自転車　等	• 自動車 • 医療機器 • オフロード機器 • ビデオゲーム機 • 蓄電装置 • 重要インフラにおける情報技術機器　等	• 警報システム • ビデオゲーム機　等	—
	スマートフォン・ノートPC・タブレットを含むか	○	○	○	×
診断、保守、修理に関する文書、ツール、部品へのアクセス	規定有無	デジタル電子機器の診断、保守、または修理に必要な文書、部品、及びツール	診断、保守、または修理の目的内での文書、部品、ツール（情報または組み込みソフトウェアの更新を含む）	製品の診断、保守、または修理を実施するのに十分な文書、機能部品、及びツール（更新を含む）	当該機器または部品と共に使用することを意図した文書、部品、組み込みソフトウエア、農業機器用組み込みソフトウエア、ファームウエア、ツール、または所有者の承認を得た上でのデータ（これらの更新を含む）
	サイバーセキュリティに関する情報等の除外	×	○	○	× （無効化されたロック・機能リセットのために必要な文書を提供すべき、と記載）
	OEMの知財に関する情報等の除外	×	×	○ （営業秘密、ソースコード、知財ライセンスの提供は不要）	○ （営業秘密の提供は不要）
	アクセスが認められる対象者	• 独立修理事業者 • 所有者	• 独立修理事業者 • 所有者	• 所有者 • サービス・修理施設 • サービス・ディーラー	• 独立修理事業者 • 所有者
	アクセス方法	• OEMから直接 • あるいは認定修理事業者経由	—	—	—
	アクセス条件	• 公正かつ合理的な条件	• 公正かつ合理的な条件	• 公正かつ合理的な条件	• 公正かつ合理的な条件及び費用
	期間指定	—	• 初めて販売されてから60日以内	—	—
	最低継続期間	—	—	• 50ドル以上99ドル以下：製品のモデルまたは修理の最終日から少なくとも3年間 • 100ドル以上：製品のモデルまたは修理の最終日から少なくとも7年間	—
罰則規定		• 司法長官オフィスによる訴訟手続きによる罰金規定	• 司法長官に認められている権限内での救済・罰則・権限措置	• 罰金規定あり。訴訟により違反と認められた場合には、違反回数により、罰金額が規定	• 記載なし
その他		—	—	• 独立修理事業者の修理サービス提供時の、消費者への通知義務 • 独立修理事業者等による修理サービスの欠陥の責任はOEMは負わない	• 独立修理事業者等による修理サービスの欠陥の責任はOEMは負わない

出所：各州議会ウェブサイトより作成

ニューヨーク州法：Digital Fair Repair Act概要①

- ニューヨーク州では米国で初めてモバイル電子機器に対する修理権を認めた法律としてDigital Fair Repair Actが成立した。
- 2022年12月末に市長による署名された法案は、章修正を前提としており、再度法案内容を検討ののち、2023年3月3日に再度修正され、既に発効している。

ニューヨーク州で成立した修理権関連法の概要

	法律の概要
法律呼称	Digital Fair Repair Act
法の成立形態	ニューヨーク州の一般商取引法であるGeneral Business Lawの改正（項の新設）
修正箇所	Section 399-nn
法律のステータス	発効済
成立日	2022年12月29日
発効日	2023年7月1日～
州議会での付託先委員会	Standing Committee on Consumer Affairs and Protection
上院での付託先委員会	Committee On Consumer Protection
法律の条文構成	1. 定義 2. 要件 3. 制限事項 4. 例外事項 5. （項目名なし） 6. （項目名なし） 7. 司法長官による執行

議会通過時の投票結果

		賛成	反対	その他
2022年6月1日	上院通過 2021-S4104A	59	4	0
2022年6月3日	州議会可決 2021-A7006B	147	2	1
2022年12月28日	章修正を前提とした州知事署名	—	—	—
2023年1月31日	州議会可決 2023-A1285	143	0	7
2023年2月14日	上院通過 2023-S1320	60	1	2
2023年3月3日	州知事署名	—	—	—

出所：ニューヨーク州議会下院ウェブサイト（https://www.nysenate.gov/legislation/bills/2023/S1320）より作成

ニューヨーク州法：Digital Fair Repair Act概要②

制定内容	規定内容
対象製品	2023年7月1日以降に製造され、初めてNY州で販売あるいは使用された電子機器
要求事項	独立した修理プロバイダ及びデジタル電子機器の所有者、OEMは、公正かつ合理的な条件で、当該OEMにより、または当該OEMに代わり、もしくは当該OEMが販売した、デジタル電子機器の診断、保守、または修理に必要な文書、部品、及びツールであって、2023年7月1日以降に初めて製造され、ニューヨークで初めて販売または使用されたものを、独立した修理プロバイダ及び所有者に提供するものとする。このような文書、部品、及びツールは、OEMが直接、または認定修理プロバイダーを通じて、入手できるものとする。通常の業務において、所有者に自社のデジタル電子機器の診断、保守、または修理のサービスを提供し、無所属の個人または事業者と本条第1項第(a)号に記載される取り決めを行っていないOEMは、当該機器に関して認定修理業者とみなされるものとする
例外事項	以下に適用されない商品群を規定。 a. 自動車製造業者、自動車機器製造業者、自動車ディーラー、または自動車製造業者、自動車機器製造業者、自動車ディーラーの製品もしくはサービス。 b. 本条に定義される医療機器、または診断機器、監視機器、制御機器を含む医療現場で使用されるデジタル電子製品、またはそれらが提供する製品もしくはサービス。 c. オフロード（非道路）機器の製造業者、販売業者、輸入業者、またはディーラー。これには、農業用及び実用トラクター、農業用器具、農業機械、林業用機器、産業用機器、実用機器、建設機械、小型建設機械、鉱山機械、芝生、庭及び庭園用機器、屋外用動力機器（ポータブル発電機を含む）が含まれるが、これらに限定されない、 船舶、全地形型スポーツ及びレクリエーション用車両（レース用車両を含む）、独立型または一体型の定置式または移動式の内燃機関、その他の動力源（発電機セット、電気／バッテリー及び燃料電池動力を含むがこれらに限定されない）、電動工具、ならびに上記のいずれかの工具、技術、アタッチメント、付属品、部品及び修理部品。 d. 商業用及び産業用電気機器（中・低電圧配電盤やトランスフォーマーなどの配電機器、中・低電圧モーター制御や駆動装置などの電力制御機器、無停電電源装置、遠隔配電盤、配電ユニット、静止/移相スイッチなどの電力品質機器）、及び前述のいずれかの工具、技術、アタッチメント、付属品、部品、修理部品。 e. 電動自転車の製造業者、販売業者、輸入業者、小売業者またはディーラー。
罰則規定	あり。 司法長官は、司法長官にとって十分な証拠から、個人、会社、法人、団体、またはそれらの代理人もしくは従業員が、本条に違反する行為もしくは慣行に関与した、または関与しようとしていると確信するときはいつでも、ニューヨーク州民の名において、またニューヨーク州民を代表して、そのような不法な行為もしくは慣行を差し止め、本条に違反する行為もしくは慣行によって直接的または間接的に得た金銭または財産の返還を得るために、訴訟を提起することができる。この訴訟手続きにおいては、民事訴訟法及び規則の第63条に基づき、予備的救済が認められる場合がある。

出所：2023- S1320より作成

ミネソタ州法：Digital Fair Repair Act概要①

■　ミネソタ州では2023年5月に修理権関連法が成立した。発効は2024年7月1日以降であり、今後の発効が待たれる。

ミネソタ州で成立した修理権関連法の概要

	法律の概要
法律名	Digital Fair Repair Act
法の成立形態	Minnesota Statutesの改正（章の追加）
修正箇所	Chapter 325E
法律のステータス	成立・発効待ち
成立日	2023年5月24日
発効日	2024年7月1日
下院での付託先委員会	• Commerce Finance and Policy
上院での付託先委員会	• Committee on Commerce and Consumer Protection • Committee on Judiciary and Public Safety
法律の条文構成	1. ショートタイトル 2. 定義 3. 要件 4. 司法長官による執行 5. 制限事項 6. 例外事項 7. 責任、抗弁及び保証（Liability, defenses, and warranties） 8. 適用

議会通過時の投票結果

	賛成	反対	その他
公表情報なし			

出所：ミネソタ州下院ウェブサイトより作成

ミネソタ州法：Digital Fair Repair Act概要②

制定内容	規定内容
対象製品	2021年7月1日以降に販売されたデジタル電子機器及びその部品
要求事項	a. ミネソタ州で販売または使用されるデジタル電子機器及びその部品について、OEMは、診断、保守、または修理の目的で、独立した修理業者、またはOEMによって製造された、またはOEMの代理として製造された、またはOEMによって販売されたデジタル電子機器の所有者が、公正かつ合理的な条件で、文書、部品、ツール（情報または組み込みソフトウェアの更新を含む）を入手できるようにしなければならない。本項のいかなる規定も、OEMが部品、ツール、文書を入手できなくなった場合、OEMがそれを入手できるようにすることを要求するものではない。 b. そのような部品、ツール、文書は、ミネソタ州内でのデジタル電子機器の最初の販売後60日以内に提供されなければならない。
例外事項	下記には適用されない。 ① 自動車製造業者、自動車機器製造業者、またはその職務を行う自動車販売業者、または(2)自動車製造業者、自動車機器製造業者、またはその職務を行う自動車販売業者の製品またはサービス ② 連邦食品医薬品化粧品法（United States Code, title 21, Section 301 et seqq）に定義される医療機器、または診断機器、監視機器、制御機器を含む医療現場で使用するために製造されたデジタル電子製品もしくはソフトウェアの製造業者もしくは販売業者、または医療機器の製造業者もしくは販売業者が提供する製品もしくはサービス ③ オフロードまたはノンロード機器の製造業者、販売業者、輸入業者、またはディーラーには適用されな い。オフロードまたはノンロード機器には、農業用及び実用トラクター、農耕具、農業機械、林業機器、産業機器、実用機器、建設機器、小型建設機器、道路建設機器、電子車両充電インフラ機器、採掘機器が含まれるが、これらに限定されない； 芝、庭、庭園用機器、屋外用動力機器、ポータブル発電機、レース用車両を含むがこれに限定されない、船舶、全地形スポーツ、及びレクリエーション用車両、独立型または一体型の定置式または移動式の内燃エンジン、発電機セット及び燃料電池動力、動力工具、ならびに上記のいずれかの工具、技術、アタッチメント、付属品、部品、及び修理部 ④ OEMまたは認定修理業者が、ビデオゲーム機及びその構成部品ならびに周辺機器の診断、保守または修理に必要な部品、工具または文書を提供することを要求するものと解釈してはならない ⑤ 第216B.2422条第1項(f)に定義される蓄電システム ⑥ 本節のいかなる規定も、機器の修理または保守に必要な場合を除き、OEMがサイバーセキュリティに関連する部品、文書、またはツールを利用できるようにすることを要求するものではない。本節のいかなる規定にもかかわらず、OEMは、以下のようなサイバーセキュリティに関連する部品、文書、またはツールを利用可能にすることを要求されない： (1) 受領者または第三者が、自社または他者のためにOEMが所有または保有する企業秘密または個人識別情報にアクセスすることを合理的に可能にするもの、(2) 本州の他の法律の下で開示から保護されるもの、(3) サイバーセキュリティまたはサイバーセキュリティ機器を危険にさらすために合理的に使用されるもの ⑦ 合衆国法典第 42 編第 5195c 条(e)に定義される重要インフラでの使用を目的とする情報技術機器
罰則規定	あり。 325D.44条に基づく違法行為とみなされ、第8.31項に基づき、司法長官に認められた救済・罰則・権限措置の利用が認められる

出所：ミネソタ州下院ウェブサイトより作成

カリフォルニア州法：Right to Repair Act概要①

■　カリフォルニア州では、2023年10月に修理権関連法が成立。発効は、2024年7月1日以降であり、報告書執筆現在ではまだ発効していない。

カリフォルニア州で成立した修理権関連法の概要

	法律の概要
法律呼称	Right to Repair Act
法の成立形態	the Public Resources Codeの改正（章新設）
修正箇所	Chapter 8.6
法律のステータス	成立・発効待ち
成立日	2023年10月10日
発効日	2024年7月1日
付託先委員会	• Com. on JUD • Com. on P. & C.P. • Com. on APPR.
法律の 条文構成	— ※項タイトルなし

議会通過時の投票結果

		賛成	反対	その他
2023年9月12日	州議会通過	65	1	14
2023年9月13日	上院通過	39	0	1
2023年10月10日	州知事署名	—	—	—

出所：California legislative informationウェブサイトよりSB-144情報を参照し、作成

カリフォルニア州法：Right to Repair Act概要②

制定内容	規定内容
対象製品	2021 年 7 月 1 日以降にカリフォルニア州で初めて製造され、最初に販売または使用される電子または家電製品
要求事項	a. 他のいかなる法律にもかかわらず、小売業者、または直接小売販売以外の他者への卸売価格が50ドル以上99ドル以下の電子製品または家電製品の製造業者はすべて、製品の所有者、サービス・修理施設、及びサービス・ディーラーが、製品の診断、保守、または修理を実施するのに十分な文書、機能部品、及びツール（更新を含む）を、製品のモデルまたは修理の最終日から少なくとも3年間、公正かつ合理的な条件で入手できるようにしなければならない。製品のモデルまたはタイプが製造された最終日から少なくとも 3 年間、製品の診断、保守、修理を行うために必要な十分な文書、機能部品、ツール（更新を含む）を、公正かつ合理的な条件で、製品の所有者、サービス・修理施設、サービス・ディーラーに提供しなければならない。 b. 他のいかなる法律にもかかわらず、小売業者、または直接小売販売以外の他者への卸売価格が 100 ドル以上の電子製品または家電製品の製造業者は、製品の所有者、サービス・修理施設、及びサービス・ディーラーに対し、製品のモデルまたはタイプが製造された最後の日から少なくとも 7 年間、製品の診断、保守、または修理を実施するのに十分な文書、機能部品、及びツール（更新を含む）を、7 年間の期間が製品の保証期間を超えるかどうかにかかわらず、公正かつ合理的な条件で提供しなければならない
但し書き	• 本項に従うために必要な場合を除き、本項は、製造業者が企業秘密を開示したり、著作権や特許を含む知的財産のライセンスを取得したりすることを要求するものではない • 製品のソースコードの配布を要求するものではない • 製造業者の認定修理業者でないサービス・修理施設またはサービス・ディーラーは、電子製品または電気製品の修理を求める顧客に対し、修理施設またはサービス・ディーラーがその製品の認定修理業者でないことを通知する書面を、修理前に提供しなければならず、中古交換部品または製品の製造業者以外の供給業者から提供された交換部品を使用する場合は、その旨を開示しなければならない。 • 本項のいかなる規定も、製品の所有者が設定した盗難防止セキュリティ対策を、所有者の許可なく無効化または無効化するような特別な文書、工具、部品を利用可能にすることを製造業者に要求するものと解釈してはならない。 • 本項のいかなる規定も、サービス部品が製造業者によって提供されなくなった場合、または認定修理業者に提供されるようになった場合、製造業者がサービス部品を販売することを求めるものと解釈してはならない • 製造者または認定修理業者は、サービスディーラーまたは所有者が行った修理、診断、メンテナンス、または改造の結果として発生した、電子機器または電気製品の製品、人、または所有物に対する損害または傷害について、以下のいずれかを含むがこれらに限定されない、一切の責任を負わないものとする：（A) 間接的、付随的、特別、または結果的損害。(B）データ、プライバシー、または利益の損失。(C) 電子機器または電気製品の使用不能または機能低下 • 上記項は、本項に従って実施された修理、診断、メンテナンス、または改造以前、またはそれとは無関係に存在した設計上の欠陥または製造上の欠陥には適用されない。(i) 製造者が第(j)項第(1)号(B)号に基づき認定修理業者とみなされる場合、本項は、製造者が以下のいずれかを利用できるようにすることを義務付けてはならない：（1) 製造者自身が、電話、インターネット、チャット、電子メール、または製造者が顧客の電子機器製品を物理的に取り扱うことを伴わないその他の類似の手段を通じて、事実上診断サービスを無償で実施するためにのみ使用する文書またはツール(2) 複数の電子製品または電気器具製品で同時に動作する機械によって完了する修理にのみ使用される文書ま たはツール。ただし、製造者が製品の所有者、サービス・修理施設、サービス・ディーラーに対し、電子製 品または電気器具製品の診断、保守、修理を実施するのに十分な代替文書及びツールを提供する場合。

出所：California legislative informationウェブサイトよりSB-244情報を参照し、作成

カリフォルニア州法：Right to Repair Act概要③

制定内容	規定内容
例外事項	「電子または家電製品」には下記は含まれない。 i.　ビジネス及び職業規定の第 8章の第28章 (セクション22900以降) に定義されている機器または修理部品。 ✓　下記目的のために使用される車両及びその他の機械、設備、器具、付属品を示すものであり、コンピュータ等のモバイル機器は含まれず。（＝モバイル機器は本法の対象） ①　芝生、庭園、ゴルフコース、造園、または敷地の保守。 ②　植林、栽培、灌漑、収穫及び農林産物の生産。 ③　家畜の飼育、給餌、世話、農産物の収穫、及びそれらの活動に関連するその他の活動 ④　産業、建設、メンテナンス、採掘、または資材運搬装置を含むがこれらに限定されない公益活動または用途 ii.　カリフォルニア州消防法で定義されている防火システムを含む、ビジネス及び職業規定の§7590.1 SubDivision (c) で定義されている「警報システム」の製品またはコンポーネント。 iii.　ビデオゲーム機。 ✓　「ビデオゲーム機」にデスクトップコンピュータ、ラップトップ、タブレット、携帯電話等のコンピュータ機器は含まれないことが、法文上に明記 [42488.2(j)(9)]
罰則規定	あり。 (1) 市、郡、市と郡、または州は、本章に故意に違反した、または違反していることを合理的に知っていたはずだった個人または団体に対して民事責任を課すために上級裁判所に訴訟を起こすことができる。この章の最初の違反については1日あたり 1,000ドル、2 回目の違反については1日あたり 2,000 ドル、3 回目以降の違反の場合は1日あたり 5,000ドルの額が課せられる。 (2) (1) 項に規定する訴訟は、違反の申し立ての日から3年以内に開始されるものとする。 (b) 第 (a) 項に従って徴収された民事罰金は、訴訟を起こした市検事、郡検事、地方検事、または司法長官の事務所に支払われるものとする。本条に従って司法長官が徴収した罰金は、公権法執行特別基金に預けられるものとする

出所：California legislative informationウェブサイトよりSB-244情報を参照し、作成

オレゴン州法：Oregon’s Right to Repair Act概要

- オレゴン州では、2024年3月11日に、42票対13で修理権関連法が下院を通過し、モバイル電子機器に関する修理権規定を保有した4番目の州となる。
- 同法では、公正かつ合理的な条件で、診断・保守を目的とした文書・部品・ツールをOEMが提供することを義務付けるとともに、OEMによるパーツペアリングが禁止された。
  - 対象製品は、2015年7月1日以降に製造された家庭用電子機器及び電化製品、また2021年7月1日以降に製造された携帯電話である。ただし、ビデオゲーム機、暖房及び空調ユニット、車両は対象外
- これに伴い、オレゴン州法は、米国州で初めて修理を阻害するパーツペアリングの制限に踏み込んだ規定となる。パーツペアリングは、OEMが所有者や独立修理事業者が部品の交換時、部品をデバイスに完全に組み込む前に、OEMの承認を得ることを要求する修理制限であり、2021年にFTCによる提出された報告書でも指摘されていた課題の一つである。詳細については、次頁に記載している
- FTCも、2024年2月26日にオレゴン州議会に対し、「OEMによるパーツペアリングに言及している点で注目に値する」、とのコメントを提出している。

議会通過時の投票結果

		賛成	反対	その他
2024年2月20日	上院通過	25	5	不明
2024年3月11日	下院通過	42	13	不明

出所：FTCによるレターについては、右記URL参照（https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/24.02.26-SignedLetterreORSB1596A.pdf）（2024年3月25日最終アクセス）
オレゴン州法の規定内容については、PIRG, “RELEASE: Oregon Legislature passes Right to Repair bill”（2024年3月25日最終アクセス）参照

（参考）パーツペアリングによる修理の阻害

■ 「パーツペアリング」は、スマートフォン、パソコン、タブレットに限らず、ゲーム機、洗濯機 、ボートのエンジン等 、非常に多くの製品で採用されている技術である。

■ 部品に付与されているシリアル番号をマザーボードが認識しない場合、製品にエラー表示が表示され、この表示が生じないようにするためには、修理時にOEMのサーバーへのアクセス・承認を得ることが必要である。

	詳細
パーツペアリング概要	• 製造事業者は製品製造時に、各部品に固有のシリアル番号を付与している。修理時には、ネットワークに繋いでソフトウェアを通じて製品のマザーボードにスペアパーツのシリアル番号を認識させることが必要である
パーツペアリングによる修理の阻害	• 独立修理事業者がスペアパーツを用いて交換しようとする際 、スペアパーツが識別番号を認識しない可能性がある。仮に中古品のパーツを使用すると、エラー表示が出る場合がある。「スペアパーツに問題がある」とエラーが通知されると、実際の利用に問題がなくても、使用者は製品が安全に使用できない等の誤った認識を持つ可能性がある。 • さらには、例えシリアル番号を認識したとしても、製品をうまく機能させるためには 製造事業者が保有するソフトウェア側にアクセスし、スペアパーツを認識させる必要があり、製造事業者側に承認を求めるプロセスが必要となる

出所：Repair Association in USウェブサイトより作成

パーツペアリングに対処するために必要な修理プロセス

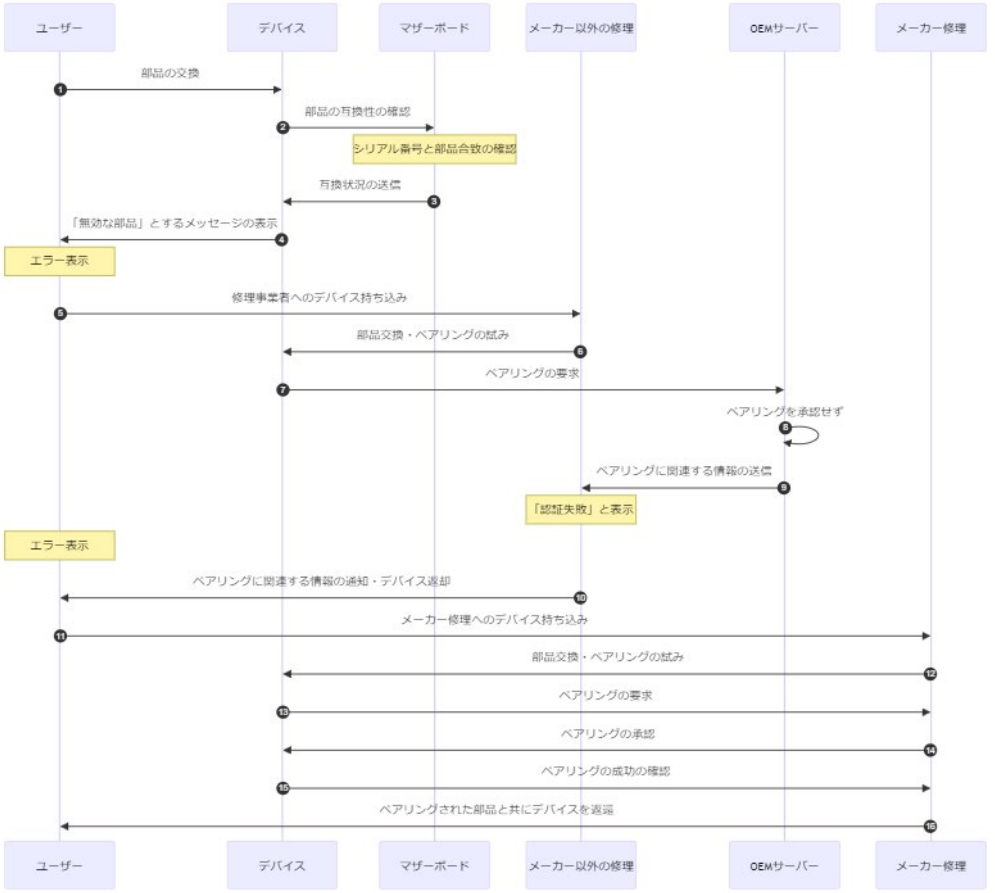

（参考）コロラド州法：Consumer　Repair Bill of Rights Act概要①

- コロラド州では、2023年4月に従来認められていた電動車いすに加え、農業用機械に対する修理権を求める内容が可決された。
- なお、2024年3月12日には、モバイル電子機器を含む修理権を認める法案が下院を通過しており、上院で可決されれば、成立する可能性が高い。下記には、農業用機械に関する法案の概要を記載している。

コロラド州で成立した修理権関連法の概要

	法律の概要
法律呼称	Consumer　Repair Bill of Rights Act
法の成立形態	Colorado Revised Statutesで車いすに対して既に規定されていた「"Consumer Wheelchair Repair Bill of Rights Act"」の改正
修正箇所	6-1-1501
法律のステータス	発効済
成立日	2023年4月25日
発効日	2024年1月1日
下院での付託先委員会	The House Agriculture, Livestock, & Water Committee
上院での付託先委員会	The Senate Agriculture and Natural Resources Committee
法律の条文構成	6-1-1501 ショートタイトル 6-1-1502 定義 6-1-1503 サービスに関する機器メーカーの義務 - 免除規定 6-1-1504　制限事項 6-1-1505　農業機械を修理する権利に関する連邦法 - 廃止 - 改訂者への通知

議会通過時の投票結果

		賛成	反対	その他
2023年2月21日	下院 第三読会通過	48	12	5
2023年3月16日	上院 第三読会修正つき通過	33	0	2
2023年3月20日	下院 上院修正案否決	44	16	5
2023年3月30日	上院会議委員会 再可決	21	12	2
2023年4月11日	下院会議委員会 再可決	46	14	5
2023年4月25日	州知事署名	—	—	—

出所：コロラド州議会ウェブサイト（https://leg.colorado.gov/bills/hb23-1011）より作成

（参考）コロラド州法：Consumer　Repair Bill of Rights Act概要②

制定内容	規定内容
対象製品	電動車いす、農機具
要求事項 6-1-1503(1)	下記「免除事項」記載の場合を除き、 a.　州内の機器にサービスを提供する目的で、OEMは、公正かつ合理的な条件及び費用で、独立した修理業者または当該製造業者の機器の所有者が、当該機器または部品と共に使用することを意図した文書、部品、組み込みソフトウエア、農業機器用組み込みソフトウエア、ファームウエア、ツール、または所有者の承認を得た上でのデータ（文書、部品、組み込みソフトウエア、農業機器用組み込みソフトウエア、ファームウエア、ツール、または所有者の承認を得た上でのデータの更新を含む）を利用できるようにするものとする。 b.　電子セキュリティーロックまたはその他のセキュリティー関連機能を含む機器に関して、製造者は、公正かつ合理的な条件及び費用で、独立修理業者及び所有者が、サービス提供の過程で無効化されたロックまたは機能をリセットするために必要な文書、部品、組み込みソフトウェア、農業機械用組み込みソフトウェア、ファームウェア、またはツールを利用できるようにするものとする。製造者は、文書、部品、組み込みソフトウェア、農業機器用組み込みソフトウェア、ファームウェア、またはツールを、適切な安全なリリースシステムを通じて、独立した修理業者及び所有者が利用できるようにすることができる。
免除事項 6-1-1503(2)	• OEMが入手できなくなった部品かつメーカーに営業秘密漏洩を要求する行為は対象外。 　• 但し、メーカーは、サービスを提供するために必要な文書、部品、組み込みソフトウェア、農業機器用の組み込みソフトウェア、ファームウェア、ツール、または所有者の許可を得たデータを独立した修理プロバイダーまたは所有者に提供することを拒否してはならない。（※上記「文書…」は企業秘密に該当する） • メーカーはサービスを提供する目的で編集された文章の有用性が損なわれない場合、文章へのアクセスを提供する前に、企業秘密を文書上から削除することができる • メーカーは、部品、組み込みソフトウェア、農業機器用組み込みソフトウェア、ファームウェア、またはツールのコンポーネント、設計、機能、または開発プロセスに関する情報が企業秘密である場合、及び部品の有用性に関する情報を差し控える場合がある • OEMも機器ディーラーも、独立した修理事業者または所有者が提供した欠陥のある/不適切な修理には責任を負わない。以下が含まれる 　• 修理中に発生した電動車いすや農機具の損傷 　• 間接的、偶発的、特別、または結果的な損害 　• 故障または不適切な修理により、電動車椅子または農機具が使用できなくなったり、機能が低下したりすること • 独立系修理事業者にデータを提供するメーカーは、独立系修理事業者またはその他の当事者が使用中または依存している間に行ういかなる行為についても、所有者、独立系修理プロバイダーまたはその他の当事者に対して責任を負わない
罰則規定	明確な記載はなし。

出所：コロラド州議会ウェブサイト（https://leg.colorado.gov/bills/hb23-1011 ）より作成

２．イ）法令の導入効果

© 2024 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

２．修理権に関する動向　イ）法令の導入効果

- すでに施行されている法令等に対するメーカー・規制当局・一般消費者の対応・動向を調査する。
- デスクトップ調査によるステークホルダーの対応状況調査を中心にして、可能な限り定量的な影響についての把握を実施するために、アンケート調査、統計分析を行う。

関連ステークホルダーの法令対応状況	• メーカー/小売店/サードパーティ事業者/etcの対応の整理 • 規制当局の対応・動向（ガイドライン、影響評価レポート、等）
市場変化	• 一般消費者の反応 • 修理市場への影響

調査方法　関連ステークホルダーの法令対応状況

■ 本項で調査対象とした各法令・施策は２．ア.で調査した結果に基づく。これらの施策に対する対応状況を以下に示す2つの調査補方法に基づき、確認した。

■ 調査方法①　公開情報ベースの文献調査

– 各ステークホルダーの法令成立後の反応及び動向の変化を以下の関連資料から分析
  - メーカーの反応：法令成立後に公表したポジションペーパー等
  - 修理事業者の反応：法令成立後に公表したポジションペーパー等
  - 所管官庁の動き：法令対応促進に向けた調査報告書、ガイドライン等

■ 調査方法②　関連ステークホルダーへのヒアリング調査

– 法令の制定によって生じうる市場流通網の変容を中心に、定性的な情報を把握
– ヒアリング先は以下のとおり
  - 米国：修理権を推進する業界団体, 修理事業者1社
  - フランス：ADEME, 修理事業者1社
  - EU：修理権を推進する業界団体

修理権をめぐるステークホルダー例

- 欧州・米国における修理市場に関連するステークホルダーを整理した図は以下のとおり。なお、言及しているステークホルダーについては例示であり、全てを網羅するものではない。
- ヒアリングによれば、欧州・米国いずれにおいても、修理事業者は中小事業者が中心で、細分化された構造となっている一方で、多国籍企業であるOEMが相対的に大きいパワーバランスを有しており、OEMに閉じた修理市場をどのように開放していくかが課題である。

デジタル電子機器の修理事業者に関係するステークホルダー	欧州	米国
製造メーカー／OEM	各種モバイル電子機器の製造メーカー（Apple, ASUS, Dell, Google, HP, Huawei, Lenovo, Microsoft, Nokia, Samsung等）	
流通・小売事業者（プラットフォーム含む）	アフターマーケット事業者、流通小売、プラットフォーム	アフターマーケット事業者、流通小売、プラットフォーム（e-bay等）
認定修理事業者	OEMより認定を受けている修理事業者	OEMより認定を受けている修理事業者
独立修理事業者	iFixit Europe　等	iFixit, uBreakiFix 等
修理権を推進する業界団体	Right to Repair Europe Coalition　等	Repair Association in US, PIRG, Consumer Reports 等
個人修理	消費者、個人修理を支援するサービス（Repair café）	
その他	修理可能性に配慮した機器製造メーカー（Fairphone(蘭),Shift（独）,Wiiko(仏) 等）	

出所：各種ヒアリングをもとに作成

修理権をめぐるステークホルダーの主張（欧州）

■　欧州議会は法令の検討にあたり、各ステークホルダーの意見を取りまとめている。その内容を整理した結果が下表のとおりである。ステークホルダーが求める施策については、２．アで確認した4つの政策において対応が検討されている。

求められる施策	ステークホルダー			
	独立系修理事業者	所有者（消費者）	メーカー 認定修理事業者	小売
製品の性能情報開示の範囲及び義務化	• エコデザイン要件の義務化を要求	–	• 最低限のエコデザイン要件の設定を支持 • 情報のデジタル化を支持 • 修理の可能性を決定するための統一された基準の策定を支持	• 個別の修理スコアやラベルは 消費者の混乱を招く可能性があるため、既存のEU energy labelへの修理可能性の情報の統合
修理マニュアル・ツールへのアクセス	• 独立修理事業者及び消費者に向けた、修理情報への容易なアクセスの実現		• 修理を可能性にする情報へのアクセスは企業秘密を侵害しない範囲に限定	• 修理情報は、専門の修理業者のみが利用できるようにすべき
適正な価格でのスペアパーツの提供	• 独立修理事業者に向けた合理的な価格のスペアパーツへの容易なアクセスの実現	• 専門の修理業者がいなくても簡単かつ安全に交換できるスペアパーツを入手できるよう製品をメーカーが設計 • 10日以内のスペアパーツ提供	• スペアパーツもメーカー指定の修理事業者へ提供	• スペアパーツや修理サービスの利用可能性は優先すべき • ただし、修理情報とスペアパーツリストは、専門の修理業者のみが利用できるようにすべき
	• 消費者と独立修理業者の両方がスペアパーツを利用可能にする			
製品の修理や再利用に係る保証と責任に関するルール	–		• 品質と安全性を確保するため、修理事業者を指定する権利をメーカーに付与	• 修理または再利用された製品の保証と責任に関するルールの策定
メーカー権利の保証			• 情報の透明性と企業の知的財産の保護とのバランスへの配慮	–
修理可能性情報開示の範囲及び義務化	• EU energy label（対象品目）上のrepair scoreの義務化		• 情報のデジタル化を支持	
消費者が修理を優先するインセンティブの提供	• グリーン公共調達での中古品、再生品、修理可能品、長持ちする製品を優先すること	• 消費者が製品を修理することを奨励するため優遇税制の導入（zero-rated VATなど）	• 事例ごとに修理を優先すべきか決定できるように検討 • 修理や再利用のための十分な専門従事者を確保するためのインセンティブの導入	–

出所：欧州議会資料より作成

修理権をめぐるステークホルダーの主張（米国①）

■　米国では州法成立の議論の過程で、各ステークホルダーが意見を表明している。修理権支持派の意見の概要を抜粋した。

組織名	機関分類	ポジション
Repair Association in US	修理権を推進する業界団体	• Repair Association は、競争的な修理市場と製品の品質と寿命の向上を強く主張する • 製品の所有者は、自身の製品を自分で修理するか、自身のニーズに合った独立修理事業者による修理サービスを選択する明白な権利を持っている必要がある。一方で、多くのOEMは、意図的か否かにかかわらず、消費者や独立した修理技術者が製品を修理することを妨げ、新しい製品の購入を促す障壁を設けている • 現代では、ほとんどの修理には高度な電子機器が必要である。製品に組み込まれた電子機器が増えているため、製品を修理するには重要な情報、部品、ファームウェア、設計ツールの仕様にアクセスする必要がある • 持続可能な未来の実現に向けて、製品の修理及び再利用のためのノウハウとツールが、製品と同じくらい広く普及し、アクセスできるようにする必要がある。地域集中的な製造工程とは異なり、再利用は規模の経済の観点でに分散化される必要がある。製品寿命の延長を優先した経済を促進することで、雇用の機会を創出するだけでなく、環境保全にも貢献する • また、定期的なメンテナンスと修理によって製品寿命を延ばすことを念頭に製品を設計することが不可欠である
PIRG	消費者団体	• 物を捨てるのではなく、再利用・回収・再構築するシステムが目指されるべき。購入・廃棄を強要する大企業に対抗し、すべての消費者と中小企業が、携帯電話からトラクターに至るまで製品の修理に必要な部品、工具、サービス情報にアクセスできるようにすることで、製品をより長く使用し続け、不必要な廃棄物を削減することができることを目指して、消費者行動キャンペーンを実施している
Consumer Reports	消費者団体	• 技術が進化しても、消費者は購入した電子製品について、修理・再販など、所有権を完全に行使するキャパシティの保護・維持が重要である。修理権の確保は、市場における消費者の選択肢を拡大し、消費者の経費を節減し、無駄を省くことにもつながる • 電子機器は意図的に簡単な修理ができないように設計されていることが多いだけでなく、OEMは製品の修理に必要な基本的な診断情報、修理ツール、交換部品へのアクセスを制限している。独立修理事業者による修理を阻止するために、デジタルロックやトリップワイヤーを機器に取り付けているOEMも存在する。このような手口により、消費者は製品の修理を、OEMやOEMが選んだ修理事業者に頼らざるを得ない。OEMはさらに、自由に設定した料金を請求したり、修理を拒否して消費者に製品を捨てさせ、新しい製品を買わせたりすることさえできる • OEMは安全性・セキュリティの観点から、修理権法に反対を示してきたが、修理権法の制定によって、消費者の選択を狭めることなく、製品の安全性をより確実にすることは可能である。独立修理事業者は、認定修理事業者と同様に、法律で定められた認証要件を満たす必要があり、法律により、安全性を加味した適切な指示に同じようにアクセスできるようにすることができる
Electronic Frontier Foundation（EFF）	デジタル社会における市民の自由を主張する業界団体	• 修理できない場合は、それを所有していないのと同等である。EEFでは、制限的なエンドユーザーライセンス契約から、修理マニュアルや診断コードの公正な使用のサポートまで、EFF は所有者が自分のデバイスを制御できるようにするために戦う • ソフトウェアは著作権の対象であり、原則としてデバイスを所有していても、デバイス内のソフトウェアのライセンスを取得している状態である。「エンド ユーザー ライセンス契約」は製品を所有者がいじる可能性を制限しており、一般的な条項では、リバースエンジニアリング、譲渡さらには無許可の修復ソースの使用を一切禁止されている。 • さらに、ソフトウェアには、おそらく不正コピーを防止するために設計されたデジタルロックが付属している場合があり、このロックを解除することは、自分のデバイスをいじったり修理したりするなどの単純で合法的な行為であっても、法律違反となる。 • OEMが重要な修理情報（マニュアル、車の診断コード等）の公開を拒否した場合にもロックが発生し、著作権侵害で訴訟すると脅す。 • この結果、ユーザーは権限を剥奪され、バッテリーを交換するためだけにOEM修理に持ち込む必要があり、独立系の修理工場は廃業に追い込まれる。そして、ユーザーがデバイスを修理したり再利用のために寄付したりせずに廃棄するため、電子廃棄物が山積する。

出所：各団体公表情報より作成

修理権をめぐるステークホルダーの主張（米国②）

■ 他方で、修理権を認めることによる様々な懸念も提起されている。主な反応を下表に取りまとめた。

組織名	機関分類	ポジション
Copy right alliance	著作権に関する業界団体	• 広範すぎる「修理する権利」義務は、著作権で保護されたマテリアルの広範な著作権侵害への扉を開くことになる。議会は、広範な著作権侵害への扉を開き、将来、公衆がこれらの作品にアクセスする方法、またはアクセスできない方法を劇的に変えるような法律を制定してはならない • DMCA第1201条の回避禁止条項に対する曖昧な例外が「修復する権利」法案によって制定された場合、第1201 条で議会によって確立された慎重に管理されたバランスが損なわれ、著作権で保護された作品の著作権侵害が急増することになる。トラクターや電話のバッテリーなどの機器の修理を限定的に対象とした法律については問題ないが、対象が狭くない法律は、第1201 条で慎重に作られたバランスを台無しにすることになり、生計を立てるために第 1201 条に依存しているクリエイティブ産業やプロのクリエイターに重大な悪影響を及ぼす可能性がある
The National Association of Manufacturers (NAM)	製造者業界団体	• 機器の中心的なソフトウェアや独自の部品へのアクセスを許可すると、製品が連邦環境法や安全法に準拠しなくなることが多く、機器の操作者や傍観者を危険にさらす可能性がある • さらに、消費者に専有情報へのアクセスを義務付けることは、知的財産権やデータプライバシーを侵害し、スマート製品の接続性の拡大は、データセキュリティリスクの影響を受けやすい環境を生み出すことになる。自社修理や認定修理ネットワークに付随する保護措置なしに、メーカーに診断や独自情報の提供をより広く要求することは、否定的な結果をもたらすリスクを増大させる • 連邦レベルで一般的な「修理する権利」を製造品に課すことは、結局のところメーカーの事業運営方法を変えることになり、メーカーが製品の性能の変更を余儀なくされ、製品のコストとユーザーエクスペリエンスの両方を変えることになるため、消費者が恩恵を受ける保証はない。州レベルの規制のパッチワークも同様に、メーカーに製品の外観や性能の大幅な変更を強いることになり、多額のコンプライアンス・コストが発生する可能性がある。修理する権利」の様々な反復は、サービス料金の引き下げという形で短期的な消費者利益を得ようとするものであるが、複雑な機器や装置への自由なアクセスを開放することによって生じる、環境、消費者の安全、製造技術革新への極めて現実的な損害という、甚大な代償を伴うものである。
TechNet	テクノロジーに関する業界団体	• 消費者、あらゆる規模の企業、学校、病院は、デバイスの修理が適切なツール、トレーニング、認定を受けた専門家によって安全、確実、そして正しく行われることを知る必要がある • 連邦的な画一的な修理規則は、悪意のある者や精査されていない第三者に機密の診断情報を提供し、電話やコンピュータからホームセキュリティシステムや病院の設備に至るまで、何千ものデバイスに対する機密情報や企業秘密への無制限のアクセスを提供することになる • 認定修理業者の数は増え続けており、消費者がデバイスを安全かつ正確に修理できる選択肢が増えている。消費者製品の安全性、信頼性、セキュリティを損なう国内修理法の可決に伴う安全性の懸念について教育していく方針
Securepairs	修理権を支持する情報セキュリティ専門家集団	• 修理情報やツールへのアクセスが何らかの形でサイバーリスクを増大させるという通説を払拭したい • 修理権に関する法律で求められる種類の情報（回路図、サービスマニュアル、診断ソフトウェアと管理コード、交換部品）は、接続されたデバイスに対するサイバー攻撃には関与しない

出所：各団体公表情報より作成

修理権に対するOEMの対応

■　市場主義である米国は、欧州と比して法令によるOEMに対する制限が限定的である。このため、米国ではOEMが個別に修理権に対応するための措置を導入している。OEMが既に導入している対応策を下記に示す。

施策の狙い		法令による施策	OEMが既に導入している対応策
法定保証内での修理の奨励（全般）		—	
法定保証外の修理の奨励（全般）		• メーカーが保証を維持するために自社ブランドが公認する部品やサービスを扱うよう限定することの禁止 • 書面保証の記載において、法に抵触すると想定される記載例の公表	
		• 公正かつ合理的な条件での修理に関する情報等へのアクセスの提供	
		• 他の修理事業者の修理を理由にした修理の拒否の禁止	
より修理しやすい製品設計への転換		• 修理を妨げる技術の使用の禁止	• より修理しやすい製品設計への変更方針の公表 • 修理しやすい形で設計した製品の販売
製品の修理時に必要な情報等へのアクセス		• 診断、メンテナンス、修理に必要な文書へのアクセス	• 特定の製品の修理マニュアル、診断サービス、修理キット、純正部品の販売 • ソフトウェア・ハードウェアの更新期間の公表
製品の修理可能性の認知向上・消費者選択基準への修理可能性の組み込み		—	
修理サービスへのアクセス		—	• 独立修理事業者との連携の拡大
修理コストの低減		—	—
修理を奨励する措置の導入		—	—
修理権を認めることによる各種懸念への対応措置の構築	著作権・知的財産権の侵害	• 個人識別情報にアクセスが可能になる文書、部品、ツールの提供の除外 • ソースコードの配布を含む著作権や特許を含む知的財産ライセンスの供与等へのアクセスの除外 • 修理プログラムにおいては、著作権保護のために導入されている技術保護手段の迂回を認める	
	プライバシーの侵害	• 個人識別情報にアクセスが可能になる文書、部品、ツールの提供の除外	• 修理時に適用可能な「修理モード」の展開
	第三者による修理に対する安全性の懸念	• 修理実施時の独立修理事業者による修理の周知	• 独立修理事業者向けの修理トレーニング講習の公開、動画の公開 • 技術を有する個人消費者向けへの修理プログラムの展開
	第三者の修理により生じた欠陥に対する責任	• 製品の欠陥によるものを除き、第三者の修理サービスによる責任をOEMは負わない旨の規定	

出所：各種ステークホルダーの動きより作成

修理権の導入効果・期待される効果（ヒアリング結果）

■　修理権を推進する業界団体に対して、法令の導入効果について確認したヒアリング結果を下表に示す。

■　欧州・米国いずれにおいても、2022年以降提案・合意された修理権関連法は、成立した法律についても施行されてから日が浅く、市場に明確な効果が表出していないとのことである。今後、OEMがどのように法令に対する対応策をとっていくのかについては、各OEMの動向や係争結果を確認する必要がある。

欧州	米国
• 欧州では、今般提案されている法令はいずれも未だ成立していない • EU全体での議論に市民からの関心は高くない。メディアでは暫定合意の内容を伝えようとする動きはあるが、市民の関心が高いとは言えない • 指令では目標が決められただけであり、官報に掲載された後、2年以内の国内法の成立によって、市民にとって身近な法律となる • 指令の採決が2024年の4月になると仮定すると、2026年の4月にやっと市民にとっての身近な法律となり、効果がわかるのではないか （修理権を推進する業界団体） • 現時点で何か策を講じる必要があるとは考えていないが、今後OEMがどのような製品設計を取っていくのかに関しては、情報公開がない。修理に関連する情勢にはより一層注視する必要があると考えている （修理事業者）	• OEMによっては、これまでの議論でより修理しやすい設計へと変更しているケースが確認されている。こうした対応は、法の議論が招いた効果だろう • 法律の発効から日が浅く、どのOEM が積極的に取り組もうとしているか、あるいは法に準拠していないのかは、今後判明するだろう • 例えばニューヨーク州法、カリフォルニア州法では、OEMは法律を遵守しないと、事業が実施できないと規定されている。OEMに対する拘束力がある。要件を満たすために部品を販売できるような仕組みや体制を整える必要がある • 何が「違法」となるかの判断は各州の司法長官による判断となるため、まずは司法の場に議論が持ち込まれてからでないと、詳細な状況が確認できない （修理権を推進する業界団体） • 修理事業者が扱う製品は時間軸が遅く、新製品が発売されたとしても、修理事業者が修理することになるのは、4-5年後だろう。設計面での変化の実感を得るまでには時間がかかる （修理事業者）

出所：各者へのヒアリングより作成

フランスにおける修理関連施策導入の効果（ヒアリング結果）

■ 2020年頃から先行して取り組みを進めていたフランスにおける施策導入効果を確認した結果を示す。

■ **フランスにおける修理市場の傾向**

- ✓ フランスでは修理市場に関するモニタリングを2007年以降、毎年実施している。全ての製品カテゴリにおいて、修理件数、修理に従事する雇用者数、修理市場の売上高が増加傾向にある
- ✓ 修理市場としては、需要が供給を上回っている。修理従事者のトレーニングも、民間事業者だけでなく政府機関を通じて、より多くのトレーニングが実施されるように変化してきている

■ **フランスの修理市場での課題**

- ✓ フランスでは2019年に実施した調査で下記課題が指摘され、それぞれに対し、規制措置が講じられている。具体的な各措置の効果については、2024年に効果測定を実施する予定である
  - 修理に係る費用：修理代が新品価格の30%を超える場合、ほとんどの場合、修理は行われないことを確認している
  - 修理業者へのアクセス：修理業者を見つけても、当該事業者が信頼できるとは限らない
  - 修理期間：部品の入手可能時間と関連している問題であり、修理により製品が利用できなくなると困る場合（例：冷蔵庫等の家電製品）に、消費者は修理を待つよりも新品を購入したがる
  - 製品修理の可能性に対する認識不足

■ **フランスでの修理関連施策の方向性**

- ✓ メーカー修理・独立修理事業者の違いによらず、修理活動全般の推進を目指している
- ✓ 製品購入後2年以内の製品故障のうち、2台に1つはメンテナンス不足によるものであり、修理に直接的には結びつかないものの、本来避けられた修理に修理サービスが集中することがないよう、”epargnonsnosressources”として、製品のメンテナンスの手引きをADEMEのウェブサイトで公表している

■ **現時点で確認されている各種施策の効果**

- ✓ 修理可能性スコアは、OEMによって、最低でも6点（＝緑色のスコア）になるように点数を上げ、製品の修理可能性を高めるための行動を実施してきている。また、消費者の購買の選択肢の1つとしても機能している
- ✓ 修理奨励金による修理件数は増加の一途をたどり、消費者にとって経済的な後押しとして機能している。修理奨励金の拠出元となる基金を運用している団体Ecosystemによれば、2023年11月～12月と比較し、2024年1月～2月の修理件数は、テレビ、洗濯機、食器洗い機で66%増加し、回転式乾燥機で46%、掃除機で30%増加した。また、修理されたラップトップの数は 3.5 倍、換気フードの数は2倍になったとのことである。2024年1月からはスマートフォンの画面破損も修理奨励金の対象に含まれるように制度設計が変更され、対応機種が2.2倍機種増加した

（参考）フランス「修理可能性スコア」の導入による影響評価①

- フランス環境連帯移行省によって実施された影響評価報告書によれば、2021年1月から2022年12月にかけて、販売製品の平均修理可能性スコアは、ノートパソコンで3%、スマートフォンで12%増加している。
- ただし、修理可能性スコアの分布は一様ではなく、修理可能性スコアは特定の閾値に集中しており、スマートフォンであれば、黄色から緑色に変化する「6」の周辺に分布が集中している。フランス環境エネルギー管理庁（ADEME）へのヒアリングによれば、スコア導入以降、各企業は緑色のスコアを得られるよう、スコアを上げる工夫を実施してきているとのことである。

製品種別の修理可能性スコアの経年変化

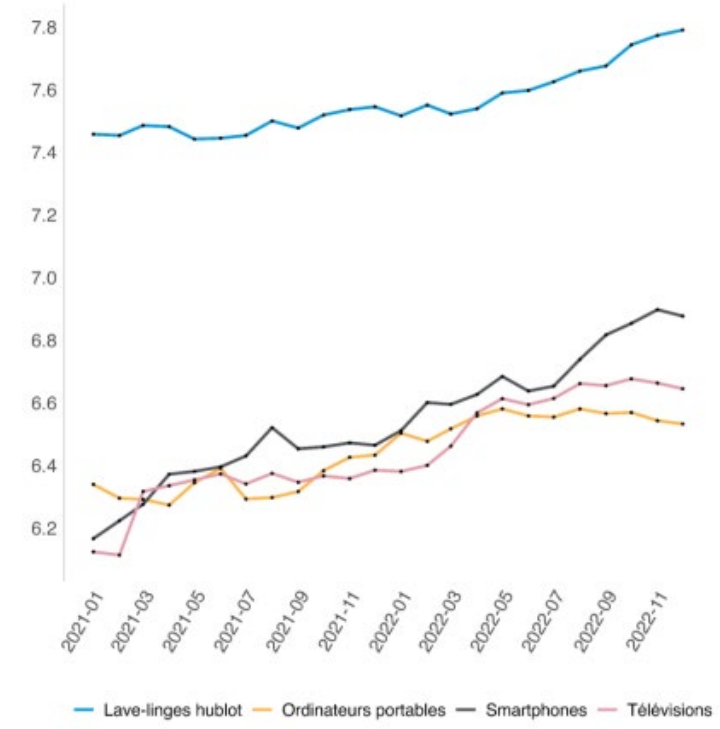

スマートフォン及びノートパソコンの修理可能性スコアの分布

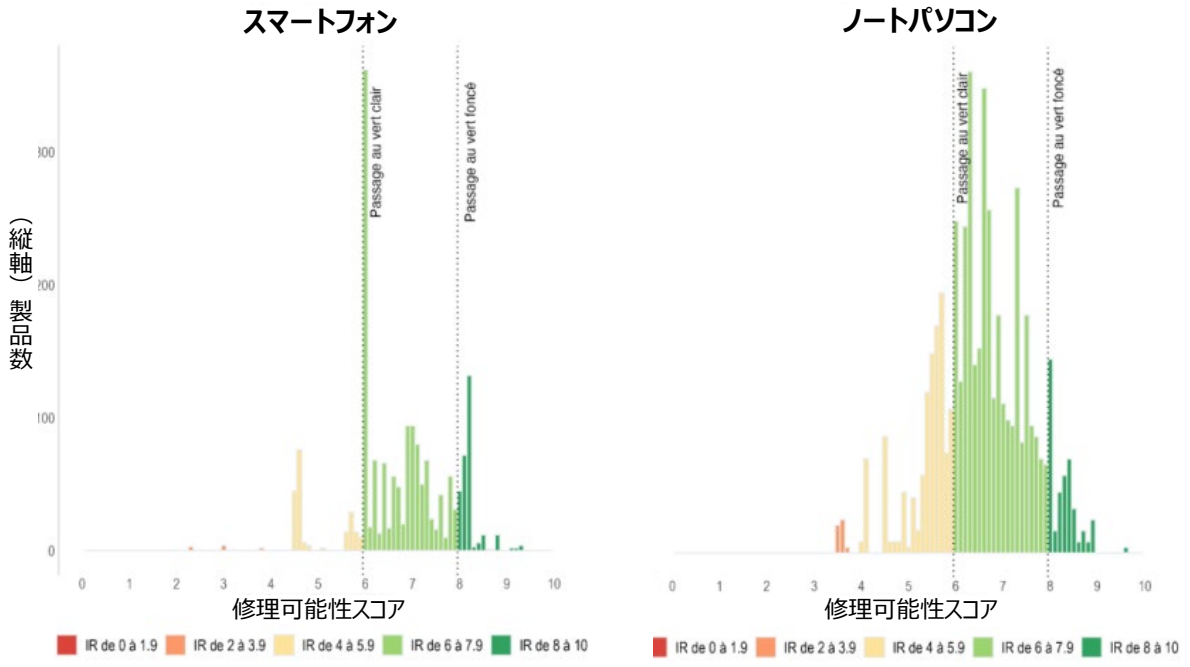

出所：フランス環境連帯移行省, “évaluation d’impact de l’indice de Réparabilité”（2023年10月公表）より抜粋

（参考）フランス「修理可能性スコア」の導入による影響評価②

- 修理可能性スコアの高い製品の売り上げは、低い製品と比較して、平均売上が相対的に増加はしているが、統計的に優位かどうかまでは確認されていない。オンライン販売では、修理可能性スコアの高い製品が低い製品と比較して、より売上が上がったことが影響評価書で示されている。
- 他方で、フランスでも、修理可能性スコアの導入による修理慣行の変化が生じるまでには日が浅い点が指摘されており、今後どのような変化が生じることになるのか、確認が必要である。

修理可能性スコアの導入による効果
• 修理可能性スコアの導入は、修理可能性が高い製品の売上高に、修理可能性が低い製品の売上高に比べ、プラスに作用したが、統計的には有意ではなかった。つまり、修理可能性の高い製品の平均売上は、修理可能性の低い製品に比べ、指標導入の結果相対的に増加したが、この増加が指標によるものであるかどうかは定かではない
• 修理可能性スコアの導入により、オンライン販売で修理可能性スコアの高い製品が低い製品と比較して、より売上が上がった。店舗販売においても、ポジティブな影響が確認できたものの、統計的に優位な結果とはならなかった
• 販売された製品の修理可能性スコアの平均値は、時間の経過とともに増加する。つまり、この期間に販売した製品は、製造された製品がより修理可能であるためか、または販売会社の選択（またはその両方の組み合わせ）により、修理可能性が高まっている • 2021年1月から2022年12月の間に、販売製品の平均修理可能性スコアは、PCで3%、窓拭き機で4%、テレビで9%、スマートフォンで12%増加している • 加えて、販売会社は修理不可能な製品よりも修理可能な製品の販売比率を高めている
• 修理慣行の変化が生じるまでには、まだ修理可能性スコアの導入から時間が浅すぎる • 独立修理事業者の声：修理している製品は5-7年前に購入されたものであり、修理におけるポジティブな影響があったかどうかについては現時点ではコメントできない • 製造者の声：修理可能性スコアの導入以降に販売された製品は保証の範囲内であり、保証の条件が消費者の選択の指針とされる

出所：フランス環境連帯移行省, “évaluation d’impact de l’indice de Réparabilité”（2023年10月公表）より作成

米国の修理のしやすさの感じ方の変化

- 米国について、過去３年間のユーザーの感じる“修理のしやすさ”の向上について下図のとおり。
- 「メーカー、キャリアなどの修理サービスが便利になった」と回答した人が最も多く、特に2022年中にその変化を感じたと回答したユーザーが最も多かった。

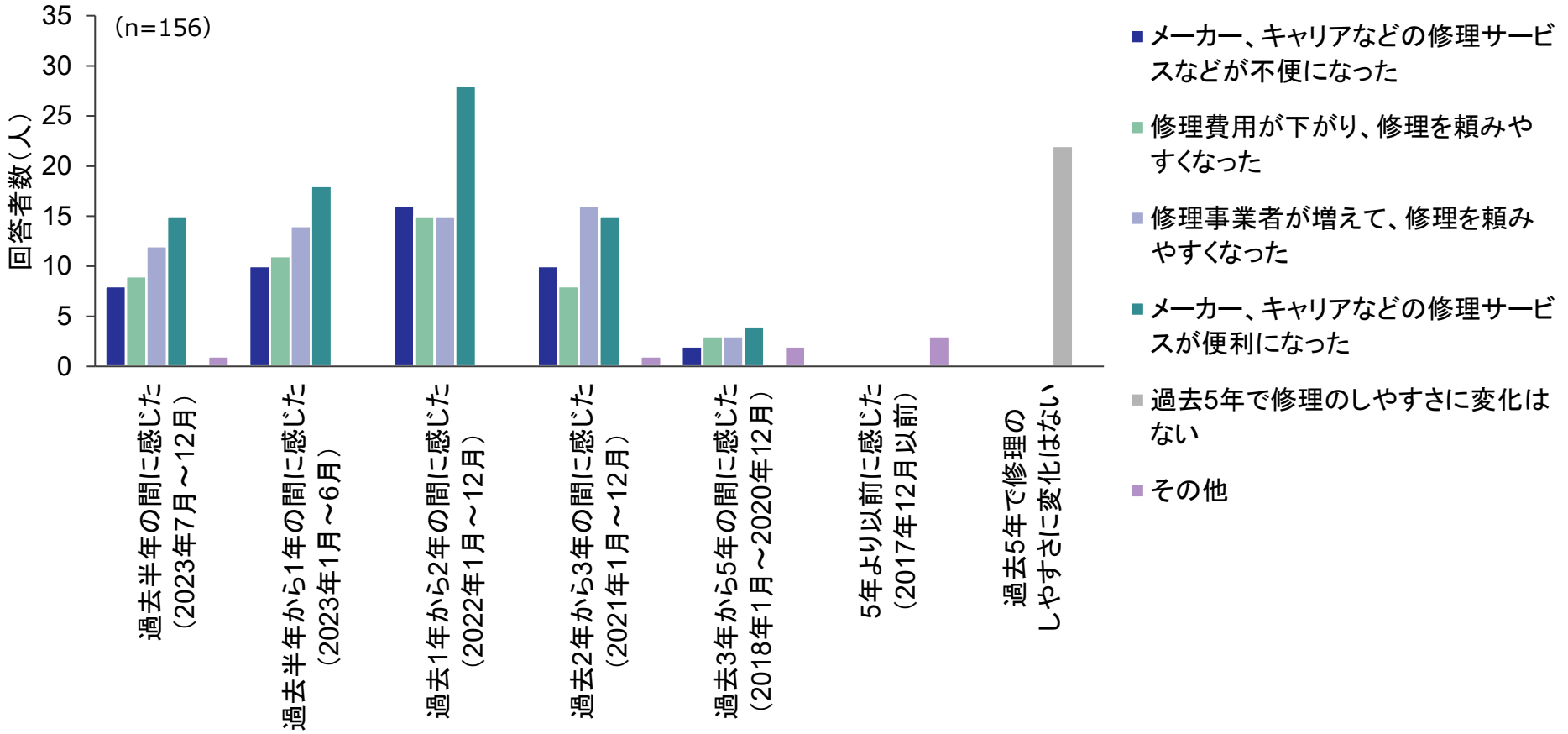

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

フランスの修理のしやすさの感じ方の変化

- フランスについて、過去３年間のユーザーの感じる“修理のしやすさ”の向上について下図のとおり。
- 「修理事業者が増えて、修理を頼みやすくなった」と回答した人が最も多く、特に2022年中にその変化を感じたと回答したユーザーが最も多かった。

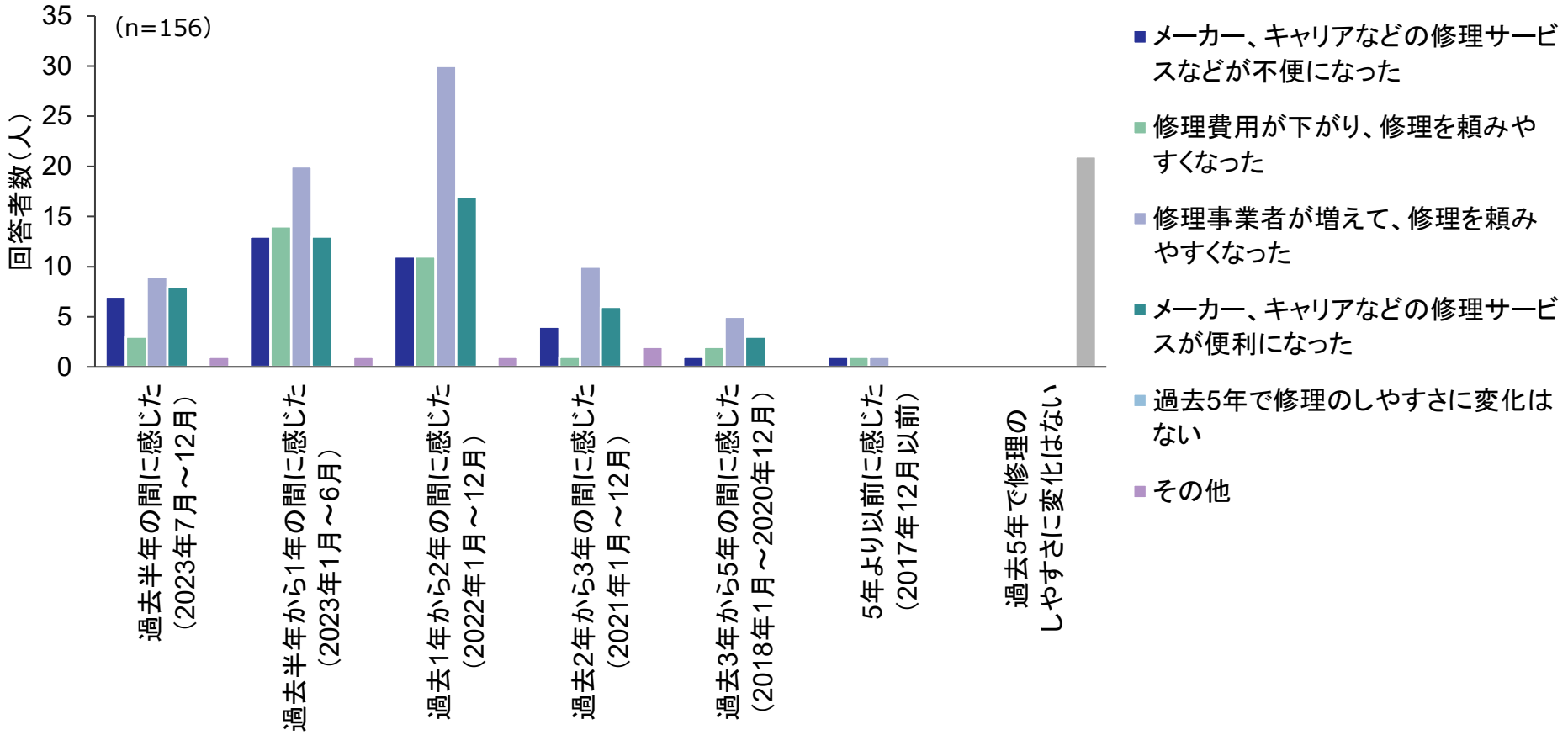

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

３．市場拡大を阻害する要因について

３．市場拡大を阻害する要因について

■ 調査項目３．では、調査項目１．、２．の調査結果を元に、日本の修理市場の拡大に向けた阻害要因について考察し、また欧州・米国の施策を参考にして、今後、日本で取りうる施策について検討した。具体的には以下の点について調査した。

- １．で実施した調査をもとに日本の修理市場が各国に比べて小さい規模である要因について分析した。
- 日本のなかで修理に取り組むユーザーの属性について調査した。
- 上記の調査をもとに、日本の修理市場の特徴、阻害要因について考察した。

モバイル機器の修理市場規模を決定する要素ごとの比較（1/2）

- 修理市場について、「人口当たり機器保有台数」、「機器１台当たり修理回数」、「修理１回当たりの修理金額」に要素分解して、各国比較した。
- 特に**1人当たり機器保有台数、1台当たり修理回数**で日本と米国・フランスで大きな差が生じていることが分かる（次ページ参照）。

日本

（実数）

		一人当たり市場規模（円/人）	一人当たり機器保有台数（台/人）	一台当たり年間修理回数（回/台）	一回当たり修理額（円/回）
スマートフォン		514	0.99	0.06	9,111
	Apple社製	251	0.42	0.06	9,601
	その他メーカー製	263	0.57	0.05	8,749
タブレット		101	0.20	0.05	11,116
	Apple社製	55	0.12	0.04	12,200
	その他メーカー製	46	0.08	0.06	9,436
ノートパソコン		267	0.50	0.04	12,752

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

モバイル機器の修理市場規模を決定する要素ごとの比較（２/2）

米国

（実数）

		一人当たり市場規模（円/人）	一人当たり機器保有台数（台/人）	一台当たり年間修理回数（回/台）	一回当たり修理額（円/回）
スマートフォン		4,533	1.18	0.25	15,491
	Apple社製	2,056	0.53	0.24	15,716
	その他メーカー製	2,477	0.65	0.25	15,305
タブレット		2,629	0.74	0.20	17,655
	Apple社製	1,148	0.30	0.20	18,690
	その他メーカー製	1,480	0.44	0.20	16,940
ノートパソコン		3,141	0.66	0.23	20,525

（日本の結果：100としたときの変化率）

		一人当たり市場規模（円/人）	一人当たり機器保有台数（台/人）	一台当たり年間修理回数（回/台）	一回当たり修理額（円/回）
スマートフォン		782	20	334	70
	Apple社製	720	27	293	64
	その他メーカー製	842	14	371	75
タブレット		2,496	265	334	59
	Apple社製	1,985	145	455	53
	その他メーカー製	3,106	450	224	80
ノートパソコン		1,077	31	458	61

フランス

（実数）

		一人当たり市場規模（円/人）	一人当たり機器保有台数（台/人）	一台当たり年間修理回数（回/台）	一回当たり修理額（円/回）
スマートフォン		1,129	0.98	0.11	10,762
	Apple社製	451	0.29	0.13	12,600
	その他メーカー製	678	0.69	0.10	10,002
タブレット		462	0.54	0.09	9,230
	Apple社製	187	0.18	0.09	11,631
	その他メーカー製	276	0.36	0.09	8,073
ノートパソコン		991	0.70	0.11	12,924

（日本の結果：100としたときの変化率）

		一人当たり市場規模（円/人）	一人当たり機器保有台数（台/人）	一台当たり年間修理回数（回/台）	一回当たり修理額（円/回）
スマートフォン		120	-1	86	18
	Apple社製	80	-32	101	31
	その他メーカー製	158	22	85	14
タブレット		357	164	102	-17
	Apple社製	239	41	152	-5
	その他メーカー製	497	354	54	-14
ノートパソコン		271	40	162	1

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

日本・米国・フランスの修理回数の違いの考察

- 日本、米国、フランスの年間修理回数は日本が0.04～0.06回/台に対して、米国が0.20～0.25回/台、フランスが0.09～0.13回/台であった。
- 日本の修理回数は米国、フランスに比べて少ない傾向にある原因について、本事業で実施したアンケート調査を元に以下の点について検証した。

	仮説	概要
ユーザーの買い替え行動（≒故障・陳腐化の傾向）	• 日本、米国、フランスでは、平均的なユーザーのライフスタイルの違いによりモバイル機器の故障率が異なる（日本が低い）のではないか。 • 本事業のアンケート調査では故障率を調査していないため、代替のデータとして、３年以上機器を保有するユーザーの割合で各国を比較した。	• 日本では機器種類別に41%~63%のユーザーが該当した。同じく、米国では20%~31%、フランスでは32%～43%であり、日本のほうが3年以上機器を保有するユーザーの割合が大きかった。
修理サービス	• 日本では修理サービスを依頼しても断れてしまうことが多く、修理回数が増えないのではないか。 • 修理経験のあるユーザーのうち、修理を断られた経験がある割合を各国で比較した。	• 日本では27～55%であるのに対し、米国は64~81%、フランスは60～71%であり、日本の修理サービスが断られてしまうことが多い状況とは言えない。

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

3年以上機器を保有するユーザーの割合の比較

- 使用済み製品の取扱いに関する設問において調査期間である過去３年間で使わなくなった機器を持たないユーザーの割合を「3年以上機器を保有するユーザー」と見なして各国のユーザー割合を求めた。
- 日本では機器種類別に41%~63%のユーザーが該当した。同じく、米国では20%~31%、フランスでは32%～43%であり、日本のほうが3年以上機器を保有するユーザーの割合が大きかった。

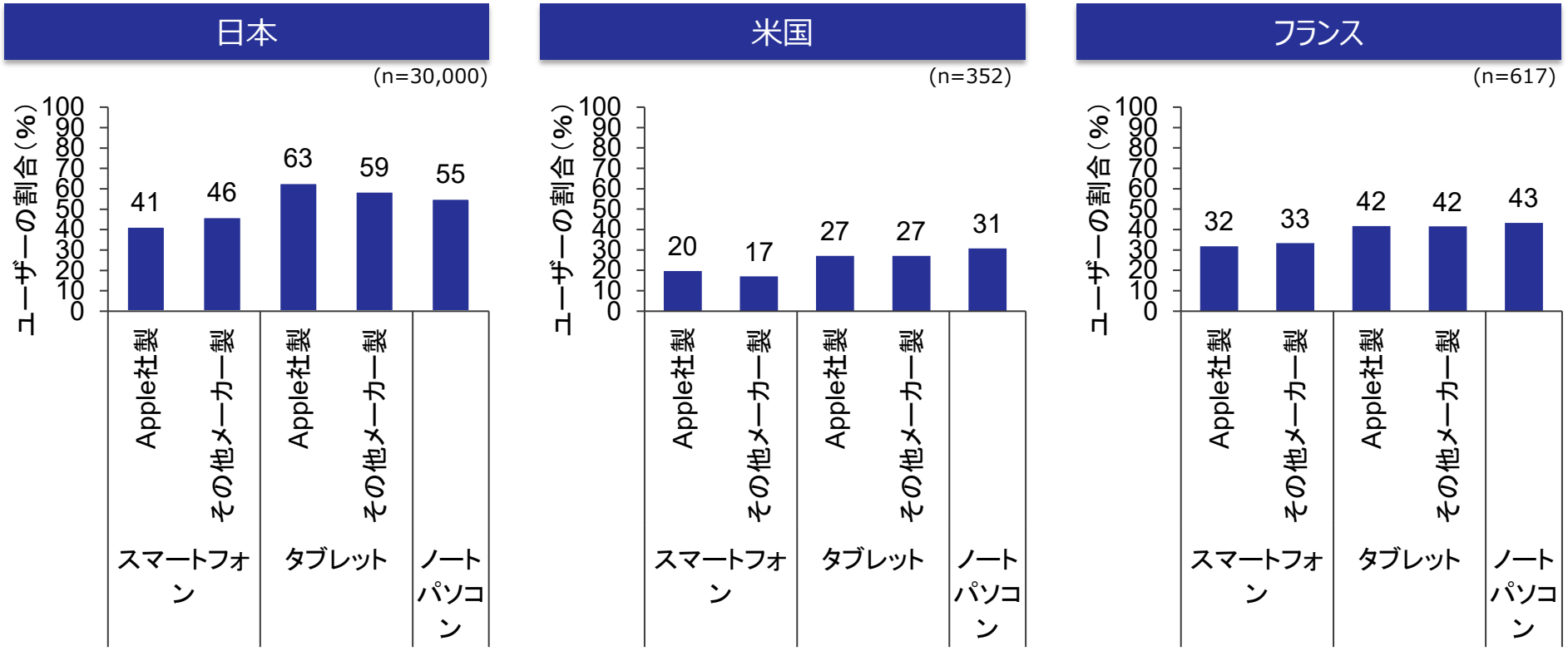

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

修理経験のあるユーザーのうち、修理を断られた経験があるユーザーの割合の比較

■ 修理経験のあるユーザーのうち、修理を断られた経験があるユーザーの割合は日本が機器別に27～55%であるのに対し、米国は64~81%、フランスは60～71%で乖離があることが分かった。

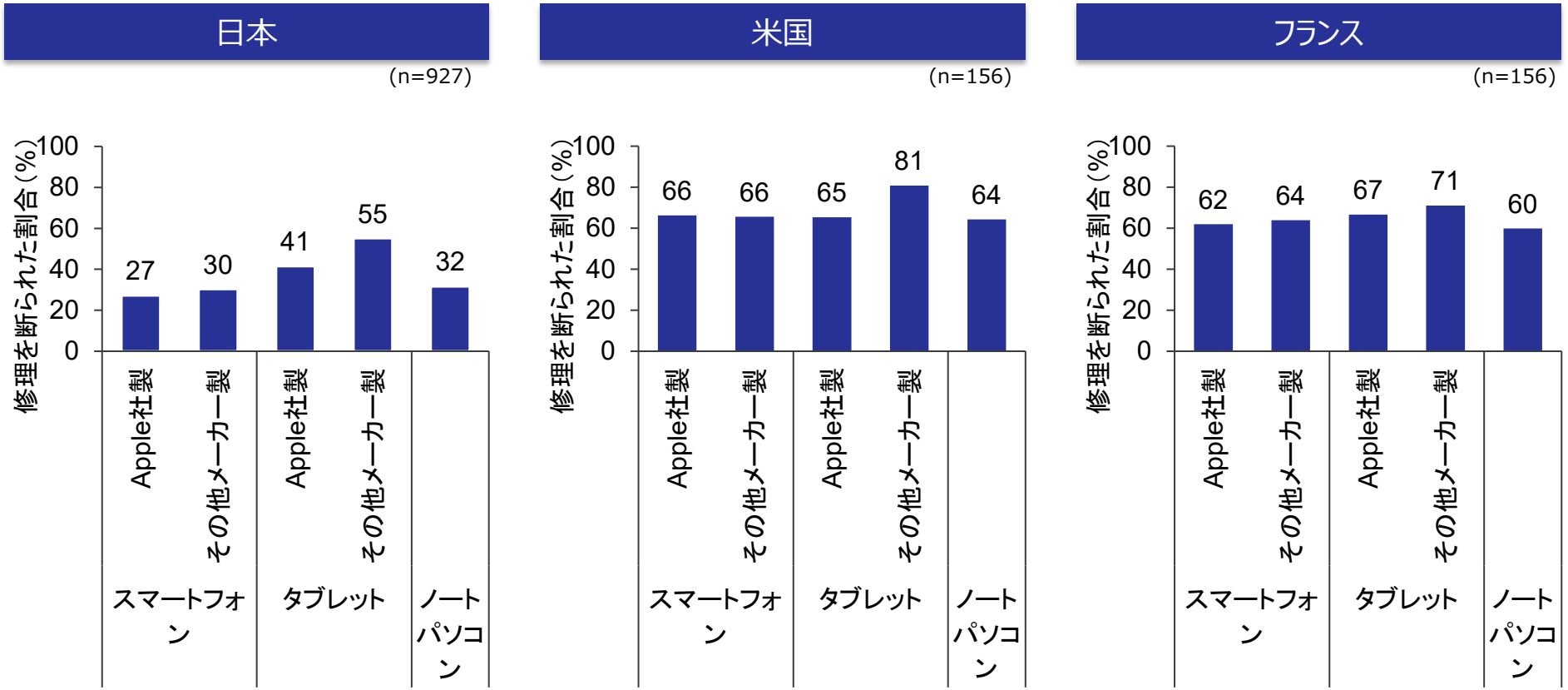

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

（参考）修理経験のあるユーザーのうち、修理を断られた経験があるユーザーの割合の比較

- 日本について、修理経験の有無ごとに修理を断られた経験があるユーザーの割合を比較した。修理経験のあるユーザーでは修理を断られた割合は27~55%である一方で、修理経験のないユーザーでは修理を断られたユーザーの割合は1~2%であった。
- 修理経験のないユーザーのうち、修理窓口で相談までしたが、断られてしまった人はあまり多くなく、はじめから依頼したことがない（無故障で機器を交換するなど修理の必要がないユーザーも含む）ユーザーが多いことが分かる。

全ユーザー計（日本）

(n=927)

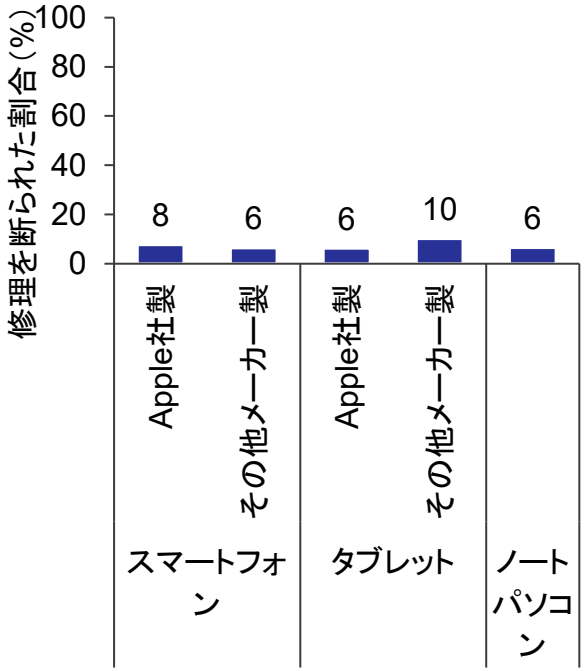

修理経験のあるユーザー（日本）

(n=927)

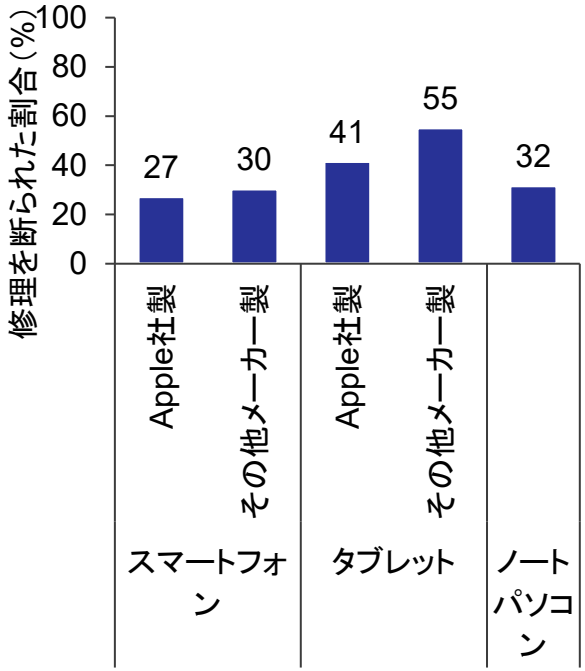

修理経験のないユーザー（日本）

(n=927)

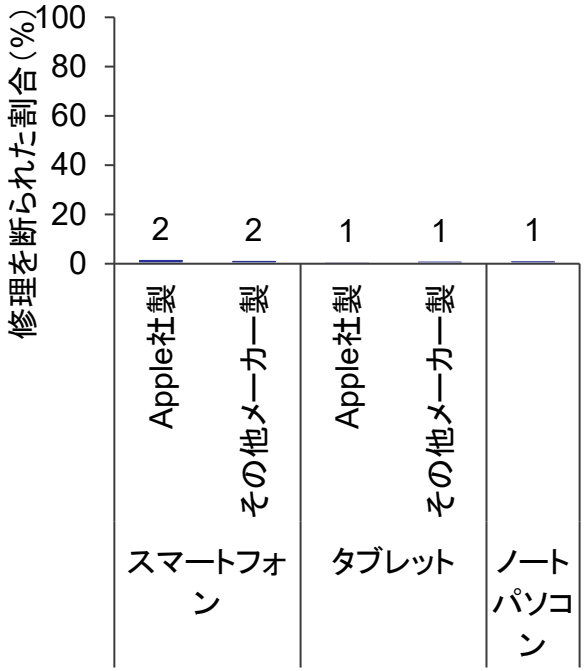

修理依頼率の高いユーザー属性の検討

- 修理市場の拡大に向けた方策の検討のために、日本国内のユーザーを対象として、どのような属性のユーザーで修理依頼率が高くなる傾向にあるか調査した。
- 結果としては、若年層のユーザー、保険加入をしているユーザーでは修理依頼率が高い傾向にあることが分かった。

修理依頼率の高いユーザー属性

属性	傾向
性別	• 修理依頼率は男性22%、女性16%で男性のほうが、6pt高かった。
年齢	• 修理依頼率20～24才で33%に対し、60才以上では13%と年齢区分によって20ptの違いがみられた。
地域	• 最も修理依頼率の高い四国地方21%と最も低い北海道16%の間で5ptの違いがみられた。
保険加入	• 保険に加入するユーザーは保険未加入のユーザーに比べて修理経験のある割合が15pt~24pt大きかった。

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

日本の属性別の修理依頼状況（1/2）

■ 日本について、属性別の修理依頼状況について調査すると、年齢別に比較した際には若年層ほど修理を依頼した経験がある割合が高いことが分かった。

男女別の修理依頼率（スマートフォン）

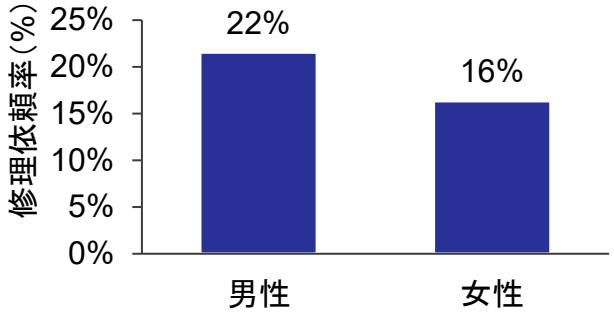

年齢別の修理依頼率（スマートフォン）

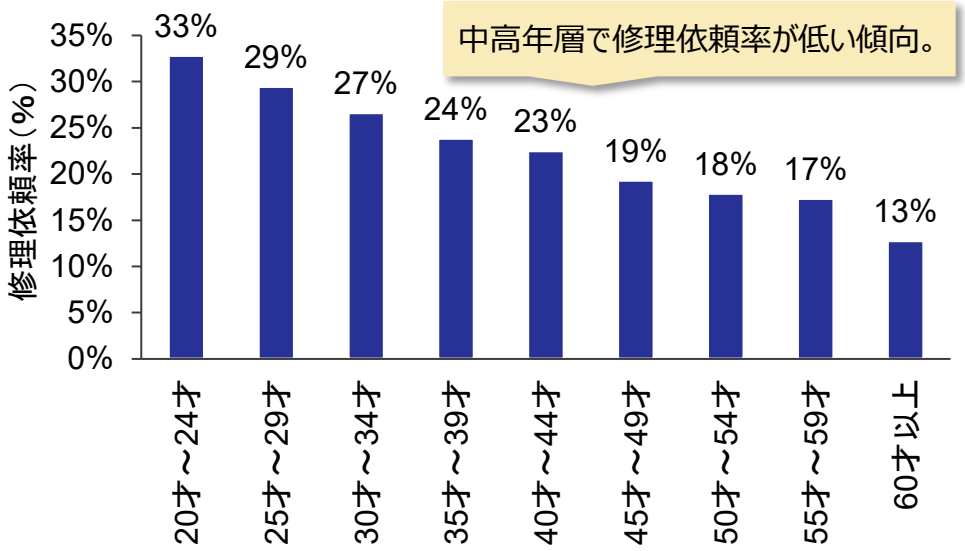

中高年層で修理依頼率が低い傾向。

地域別の修理依頼率（スマートフォン）

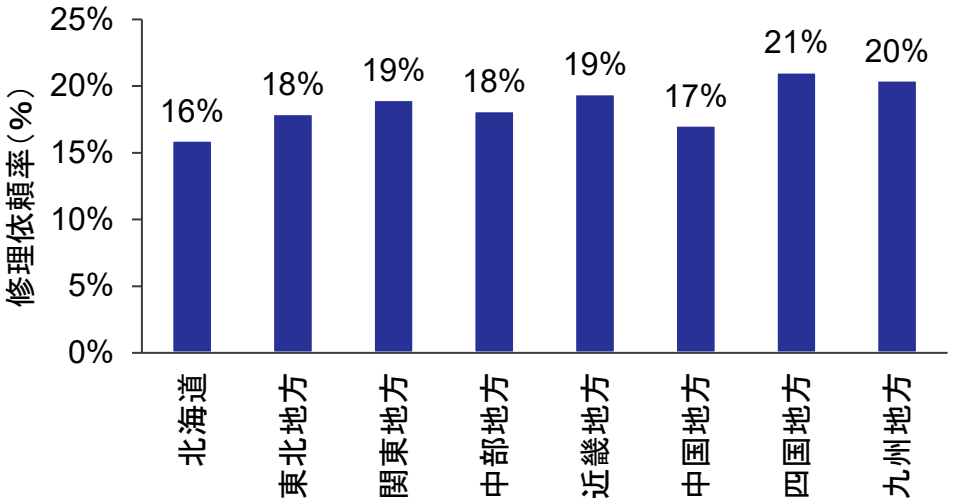

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

日本の属性別の修理依頼状況（2/2）

保険加入/未加入別の修理経験のあるユーザーの割合

保険に加入するユーザーは保険未加入のユーザーに比べて修理経験のある割合が15pt~24pt大きかった。

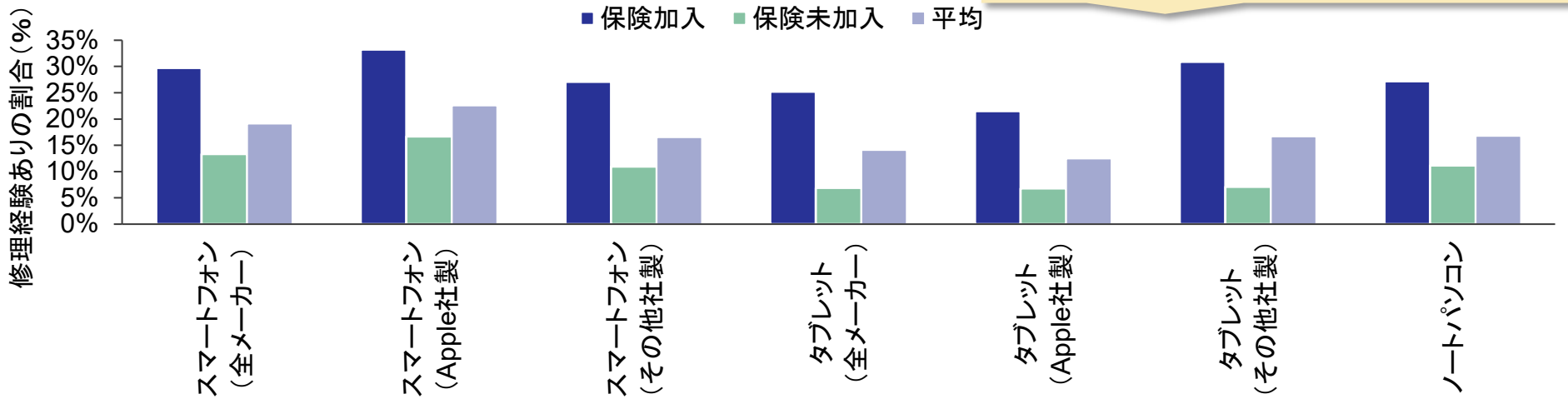

（参考）機器別の保険加入・未加入の割合

保険に加入するユーザーの割合は35%～40%。

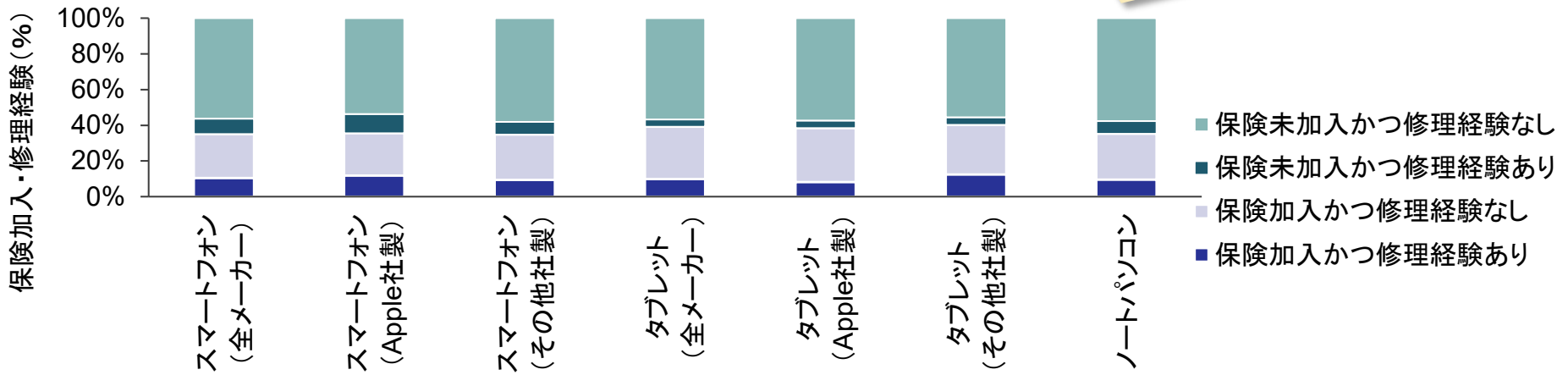

出所：本事業で実施したアンケート調査より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

日本の修理市場の特徴

■　本調査で明らかになった日本のモバイル機器の修理市場の特徴について以下にまとめた。

日本のモバイル機器の修理市場の特徴

モバイル機器の修理市場の背景となる特徴	• タブレット・ノートパソコンの保有率が低い（機器の保有率）： 今回調査で実施したアンケートに基づくと、日本のスマートフォンの普及率は米国、フランスとほぼ変わらない水準だった。一方で、タブレットとノートパソコンについては日本のほうがやや低い水準だった。 • 家に保管（退蔵）の割合が高い： 日本では、米国、フランスと比べて使用済みのモバイル機器を家に保管する割合が高かった。日本では「家族・知人に譲渡」や「中古品買取・フリマアプリ出品」の割合が全体的にあまり大きくないが、米国、フランスでは機器の種類によって大きな割合を占めた。 • モバイル機器を長期使用（3年以上）するユーザーの割合が高い： 日本では調査対象期間（過去3年間）にモバイル機器の交換を行わなかったユーザーの割合が米国・フランスに比べて高かった。※
修理市場の特徴	• 修理回数が低い： 日本では、米国、フランスと比べてモバイル機器1台当たりの平均的な修理回数が顕著に少ない傾向だった。 • 修理を断られる割合は低い： 日本では、米国、フランスと比べて、修理経験のあるユーザーのうち、修理を断られた経験があるユーザーの割合が低かった。 • 年齢との相関： 若年層のほうが中高年層に比べて修理経験があるユーザーの割合が高かった。 • 保険の加入状況との相関： スマートフォンの保険へ加入しているほうが、修理経験があるユーザーの割合が高かった。

※全ユーザーの製品寿命を聞き取りしていないことは注意。

出所：各種資料よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

４．今後の課題

■　調査項目１．～３．を通して明らかになった今後の調査の課題を下表に示す。

今後の課題

ユーザーのモバイル機器の使用実態（特に故障と買替・修理の関係性）についての把握	• 調査の結果、日本では米国、フランスに比べて機器一台当たりの修理回数が少ないことが明らかになった。 • 今回の調査では、修理回数が少ない原因について、ユーザーの機器の利用実態と照らした考察は十分におこなっていない。特に、機器の故障頻度や買替頻度について各国のライフスタイルの違いがどの程度、修理回数の多寡に影響しているかの検討は今後の課題になる。 • また、特に日本国内について、故障して不便な状態のまま機器を使い続けているユーザーの割合や、機器が故障した際に修理の可能性を考えずにすぐに代わりの機器を購入するユーザーなど、潜在的に修理市場の拡大に資すると考えられるユーザーがどの程度存在するかについて調査することは今後の課題になる。 • 今後、よりユーザーが修理しやすい市場環境の整備に向けてユーザーがどういった修理サービスであれば利用したいと考えるのかについても調査の候補となると考えられる。
スタートアップ等の新規プレイヤーの動向把握	• 調査の結果、欧州を中心として、修理可能性に配慮した製品を製造するスタートアップや、リファービッシュ品を専門的に取り扱うプラットフォーマーなどのサービスが拡大していることが分かった。 • それぞれの事例についてグッドプラクティスとして調査対象とすることや公的な奨励策の状況の調査は今後の課題となる。
独立修理事業者の阻害要因の検討	• 調査の結果、実際に一部、修理権が施行されている米国、フランスでも独立修理事業者への依頼率はあまり高くない傾向にあることが分かった。今後の市場の公正な発展に向け、独立修理事業者の利用拡大に向けた阻害要因としては何が考えられるのかを検証することは有用と考えられる。
OEMによる各市場における法制度への対応状況	• 本調査では欧州・米国ともに独立修理事業者に修理市場を拡大するために、立法を通じた修理の推進が検討されている状況を明らかにした。施策の成立から日が浅く、法制度による市場へのインパクトに関してはまだ十分に明らかになっていない状況とわかった。 • したがって、法履行以降に、今後各国でOEM（日本のOEMの輸出も含む）がどのような措置を講じて法令対応を進めていくかは今後の課題になると考えられる。

別添資料

（別添１）アンケート質問票

© 2024 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

アンケート調査（日本）（1/2）

スクリーニング調査

	設問
Q1	あなたが3年前（2021年1月）～現在まで個人※1で所有※2するスマートフォン、タブレット、ノートパソコンを全てお選びください。 ※1 ご所属の学校、勤め先から支給されたスマートフォン、タブレット、ノートパソコンを除く。（以降も同様です。） ※2 現在、所有しているスマートフォン、タブレット、ノートパソコンと過去3年間の間に所有していて今は手放したスマートフォン、タブレット、ノートパソコンについて、全てご回答ください。（以降も同様です。）
Q2	あなたが過去3年以内に個人で所有している（していた）スマートフォン、タブレット、ノートパソコンについてお伺いします。 あなたは過去3年以内（2021年1月以降）に、個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコンを修理※1※2したことがありますか。 ※1 修理とは画面割れ修理、水濡れ修理、バッテリー交換、その他正常に起動・動作しない状況の修理などを言います。（以降も同様です。） ※2 複数回修理した経験がある方は、直近の時期についてお答えください。
Q3	あなたが過去3年以内に個人で所有している（していた）スマートフォン、タブレット、ノートパソコンについてお伺いします。 あなたは、過去3年以内（2021年1月以降）に、スマートフォン、タブレット、ノートパソコンの修理を依頼して断られてしまった経験がありますか。 断られたことがある場合には、その理由に一番近い選択肢を選んでください。
Q4	あなたが個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコン（3機器あわせてモバイル機器と呼ぶ）についてお伺いします。 過去3年以内（2021年1月以降）に、使わなくなったモバイル機器はありますか。 また、使わなくなったモバイル機器はどのように処分しましたか。 ※なお、期間中に同一メーカーのモバイル機器を２台以上使わなくなった場合には直近のモバイル機器の処分について回答してください。
Q5	あなたが3年前（2021年1月）～現在まで個人で所有するスマートフォン※1※2についてお伺いします。 あなたは、現在、スマートフォンの修理を補償する保険に加入していますか。 ※1 なお、期間中にスマートフォンの機種変更をおこなった場合には、一番新しく所有した機器について回答してください。 ※2 個人で複数台のスマートフォンを同時に所有する方は普段、プライベートで電話、メール用途で使用する1台（メインの端末）について回答ください。（ゲーム用、仕事用などのサブの端末については回答不要です）
Q6	あなたが現在、個人で所有するスマートフォン※1に対して加入している保険に１年間で支払っている金額※2を以下の選択肢から選んでください。 ※1 個人で複数台のスマートフォンを所有する場合は普段、プライベートで電話、メール用途で使用する１台（メインの端末）について回答ください。（ゲーム用、仕事用などのサブの端末については回答不要です） ※2 税込価格でお答えください。

アンケート調査（日本）　（2/2）

本調査

	設問
Q1	あなたが個人※1で所有※2するスマートフォン、タブレット、ノートパソコン（3機器あわせてモバイル機器と呼ぶ）についてお伺いします。 過去3年以内（2021年1月以降）に修理の経験があるモバイル機器のメーカーと修理回数※3※4を教えてください。 ※1 ご所属の学校、勤め先から支給されたスマートフォン、タブレット、ノートパソコンを除く。 ※2 現在、所有しているスマートフォン、タブレット、ノートパソコンと過去3年間の間に所有していて今は手放したスマートフォン、タブレット、ノートパソコンについて、全てご回答ください。 ※3 修理とは画面割れ修理、水濡れ修理、バッテリー交換、その他正常に起動・動作しない状況の修理などを言います。 ※4 同じメーカーの機種を複数台持っている場合は複数台合算の修理回数をお答えください。 （以降も同様です。）
Q2	あなたが個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコンについてお伺いします。 過去3年以内（2021年1月以降）に修理の経験があるモバイル機器について、購入方法を教えてください。 なお、複数回の修理経験がある方は、1番最近の修理をおこなったモバイル機器、2回前の修理をおこなったモバイル機器、3回目の修理をおこなったモバイル機器それぞれの購入方法を回答してください。4回以上修理をした方は直近の3回分について答えてください。
Q3	あなたが個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコンについてお伺いします。 過去3年以内に修理経験のあるモバイル機器の修理方法を教えてください。 なお、複数回の修理経験がある方は、1番最近の修理をおこなったモバイル機器、2回前の修理をおこなったモバイル機器、3回目の修理をおこなったモバイル機器それぞれの修理方法を回答してください。4回以上修理をした方は直近の3回分について答えてください。
Q4	あなたが個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコンについてお伺いします。 過去3年以内にあなたが修理したモバイル機器の修理で支払った金額を以下の選択肢から選んでください。 ※同一メーカーの機器について、複数回の修理経験がある場合には、直近の修理で支払った金額を選んでください。 ※税込価格でお答えください。
Q5	あなたが個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコンについてお伺いします。 あなたが、スマートフォン、タブレット、ノートパソコンの修理を依頼する窓口を決める際に重視するポイントを選んでください。（複数回答可）

アンケート調査（米国・フランス）（1/2）

スクリーニング調査

	設問
Q1	あなたが3年前（2021年1月）～現在まで個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコンを全てお選びください。（複数選択可）※ご所属の学校、勤め先から支給されたスマートフォン、タブレット、ノートパソコンを除く。（以降も同様です。）※現在、所有しているスマートフォン、タブレット、ノートパソコンと過去3年間の間に所有していて今は手放したスマートフォン、タブレット、ノートパソコンについて、全てご回答ください。（以降も同様です。）
Q2	あなたが過去3年以内に個人で所有している（していた）スマートフォン、タブレット、ノートパソコンについてお伺いします。あなたは過去3年以内（2021年1月以降）に、個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコンを修理したことがありますか。（それぞれ１つずつ選択）※修理とは画面割れ修理、水濡れ修理、バッテリー交換、その他正常に起動・動作しない状況の修理などを言います。（以降も同様です。）※複数回修理した経験がある方は、直近の時期についてお答えください。
Q3	あなたが過去3年以内に個人で所有している（していた）スマートフォン、タブレット、ノートパソコンについてお伺いします。あなたは、過去3年以内（2021年1月以降）に、スマートフォン、タブレット、ノートパソコンの修理を依頼して断られてしまった経験がありますか。断られたことがある場合には、その理由に一番近い選択肢を選んでください。（それぞれ１つずつ選択）
Q4	あなたが個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコン（3機器あわせてモバイル機器と呼ぶ）についてお伺いします。過去3年以内（2021年1月以降）に、使わなくなったモバイル機器はありますか。また、使わなくなったモバイル機器はどのように処分しましたか。（それぞれ１つずつ選択）※なお、期間中に同一メーカーのモバイル機器を2台以上使わなくなった場合には直近のモバイル機器の処分について回答してください。

アンケート調査（米国・フランス）（2/2）

本調査

	設問内容
Q1	あなたが個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコン（3機器あわせてモバイル機器と呼ぶ）についてお伺いします。過去3年以内（2021年1月以降）に修理の経験があるモバイル機器のメーカーと修理回数を教えてください。（それぞれ１つずつ選択）※ご所属の学校、勤め先から支給されたスマートフォン、タブレット、ノートパソコンを除く。※現在、所有しているスマートフォン、タブレット、ノートパソコンと過去3年間の間に所有していて今は手放したスマートフォン、タブレット、ノートパソコンについて、全てご回答ください。※修理とは画面割れ修理、水濡れ修理、バッテリー交換、その他正常に起動・動作しない状況の修理などを言います。※同じメーカーの機種を複数台持っている場合は複数台合算の修理回数をお答えください。（以降も同様です。）
Q2	あなたが個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコンについてお伺いします。過去3年以内に修理経験のあるモバイル機器の修理方法を教えてください。なお、複数回の修理経験がある方は、1番最近の修理をおこなったモバイル機器、2回前の修理をおこなったモバイル機器、3回目の修理をおこなったモバイル機器それぞれの修理方法を回答してください。4回以上修理をした方は直近の3回分について答えてください。（それぞれ１つずつ選択）
Q3	あなたが個人で所有するスマートフォン、タブレット、ノートパソコンについてお伺いします。過去3年以内にあなたが修理したモバイル機器の修理で支払った金額を以下の選択肢から選んでください。（それぞれ１つずつ選択）※同一メーカーの機器について、複数回の修理経験がある場合には、直近の修理で支払った金額を選んでください。※税込価格でお答えください。
Q4	あなたは5年前に比べてスマートフォン、タブレット、ノートパソコンの修理がしやすくなったと感じますか。（複数選択可）
Q5	Q4で回答したモバイル機器の修理のしやすさの変化について伺います。そうした変化は過去5年間のいつ頃に感じましたか。（１つ選択）

（別添2）修理権関連法の整理資料

© 2024 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

（ご参考）EU物品販売指令の改訂箇所

	原文（2019/771/EU参照）	修正(COM(2023) 155 final 2023/0083(COD)、6461/24参照)	変更箇所
Article 7(1) (d)を修正	(d) be of the quantity and possess the qualities and other features, including in relation to durability, functionality, compatibility and security normal for goods of the same type and which the consumer may reasonably expect given the nature of the goods and taking into account any public statement made by or on behalf of the seller, or other persons in previous links of the chain of transactions, including the producer, particularly in advertising or on labelling.	d) be of the quantity and possess the qualities and other features, including in relation to durability, reparability, functionality, compatibility and security normal for goods of the same type and which the consumer may reasonably expect given the nature of the goods and taking into account any public statement made by or on behalf of the seller, or other persons in previous links of the chain of transactions, including the producer, particularly in advertising or on labelling.'	7条「製品の特長として提供すべき情報として、“修理可能性”を追加」
Article 10 2a追加		The following paragraph 2a is inserted: ' 2a. Where, in accordance with Article 13, paragraph 2, repair takes place as the remedy to bring the goods into conformity, the liability period shall be extended once by twelve months.'	修理を選択した場合は責任期間が1年延長する義務
Article 10 3項を修正	Member States may maintain or introduce longer time limits than those referred to in paragraphs 1 and 2.	' 3. Member States may maintain or introduce longer time limits than those referred to in paragraphs 1, 2 and 2a.'	2aも参照する旨を追記
Article 10 5aを追加		Member States which, where in accordance with paragraph 3 or paragraph 5, do not provide for fixed time limits for the liability of the seller or only provide a limitation period for the remedies, may derogate from paragraph 2a as long as they ensure that the liability of the seller or the limitation period for remedies in the event of repair is at least equivalent to three years.'	加盟国が修理責任期間を別途定めていない場合は、3年以上の補償があれば、「修理を選択した場合は責任期間が1年延長される（10条に追加）」は適用除外
Article 13(2) 2a追加		2a. Before the seller provides the remedy to bring the goods into conformity, the seller shall inform the consumer about their right to choose between repair and replacement as well as the possible extension of the liability period, foreseen in Article 10 paragraph 2a	修理を選択した場合は責任期間が1年延長される（10条に追加）ことを事前に消費者へ通知する義務
Article 14(1)修正	1.Repairs or replacements shall be carried out: (a)free of charge; (b)within a reasonable period of time from the moment the seller has been informed by the consumer about the lack of conformity; and (c)without any significant inconvenience to the consumer, taking into account the nature of the goods and the purpose for which the consumer required the goods.	1. Repairs or replacements shall be carried out: (a) free of charge; (b) within a reasonable period of time from the moment the seller has been informed by the consumer about the lack of conformity; (c) without any significant inconvenience to the consumer, taking into account the nature of the goods and the purpose for which the consumer required the goods; (ca) during repair, depending on the specificities of the relevant category of goods, in particular of the need of the consumer to have such goods permanently available, the seller may provide the consumer free of charge with a replacement good, including a refurbished good, on loan; and (cb) the seller may provide, upon the explicit request by the consumer, a refurbished good to fulfil his obligation to replace the good.	「適合性の欠如」によって修理又は交換を行う際に事業者に求められる事項として、以下2点も追記 ・代替品の提供 ・交換の際に再生品を利用できる状態であること

※再生品（refurbish）とは設計段階で最初に考案された使用目的、性能、およびメンテナンスの範囲内で、完全に機能を復元した製品（エコデザイン規則第2条18項、refurbishmentの定義より作成）

（ご参考）EU消費者権利指令の改訂箇所（reparability score該当箇所のみ）

	原文（2011/83/EU参照）	修正(COM(2022) 143 final 2022/0092(COD) PE 64 2023 REV1参照)	変更箇所
Article 2 (14d)を追記		(14d)“reparability score” means a score expressing the capacity of a good to be repaired, based on harmonised requirements established at Union level;	2条の定義に「修理可能性スコア：EUで定める統一要求事項に基づいた修理の可能性を表すスコアのこと」と追記
Article 5(1) 追加		1. Before the consumer is bound by a contract other than a distance or an off-premises contract, or any corresponding offer, the trader shall provide the consumer with the following information in a clear and comprehensible manner, if that information is not already apparent from the context: ‘(i) where applicable, the reparability score for the goods;	該当する製品の場合は、消費者が契約を締結する前にtraderが修理可能性スコアに関する情報提供する義務を追記
Article 6 (1) 追加		1. Before the consumer is bound by a distance or off-premises contract, or any corresponding offer, the trader shall provide the consumer with the following information in a clear and comprehensible manner (u) where applicable, the reparability score for the goods;	該当する製品の場合は、消費者が契約を締結する前にtraderが修理可能性スコアに関する情報提供する義務を追記

ニューヨーク州法：Digital Fair Repair Act規定本文

- ニューヨーク州法は、2022年6月の議会可決以降12月末の州知事署名に至るまで、法律の文言の調整に6か月の期間を要した。
- 2022年12月末署名時点版の規定文は、大手デジタル機器製造メーカーを中心に構成される業界団体であるTECHNETが提案した文章と類似点が多い。2023年3月に再度修正が加えられており、対象とする製品の範囲をより明確化（≒限定）する修正、例外規定の追加等が加えられた。

	2023年3月時点（2022年12月末署名版との比較）
2. Requirements	~~[(a) For digital electronic equipment and parts for such equipment that are sold or used in this state, an]~~ AN original equipment manufacturer shall make available to any independent repair provider and owner of digital electronic equipment manufactured by or on behalf of or sold by such original equipment manufacturer, on fair and reasonable terms, any documentation, parts, and tools required for the diagnosis, maintenance, or repair of such digital electronic equipment and parts ~~[for such equipment]~~ THAT ARE MANUFACTURED FOR THE FIRST TIME, AND FIRST SOLD OR USED IN NEW YORK ON OR AFTER JULY FIRST, TWO THOUSAND TWENTY-THREE. Such documentation, parts, and tools shall be made avail- able either directly by ~~[such]~~ AN original equipment manufacturer or via an authorized repair provider. AN ORIGINAL EQUIPMENT MANUFACTURER WHO, IN THE REGULAR COURSE OF BUSINESS, OFFERS TO AN OWNER THE SERVICES OF DIAGNOSIS, MAINTENANCE OR REPAIR OF ITS OWN DIGITAL ELECTRONIC EQUIP- MENT, AND WHO DOES NOT HAVE AN ARRANGEMENT DESCRIBED IN PARAGRAPH (A) OF SUBDIVISION ONE OF THIS SECTION WITH AN UNAFFILIATED INDIVIDUAL OR BUSI- NESS, SHALL BE CONSIDERED AN AUTHORIZED REPAIR PROVIDER WITH RESPECT TO SUCH EQUIPMENT. ~~[(b) For equipment that contains an electronic security lock or other security-related function, the original equipment manufacturer shall make available to any owner and independent repair provider, on fair and reasonable terms, any special documentation, tools, and parts needed to access and reset the lock or function when disabled in the course of diagnosis, maintenance, or repair of such equipment. Such documentation, tools, and parts may be made available through appropriate secure release systems.]~~

出所：2023-A1285より作成

ニューヨーク州法：Digital Fair Repair Act規定本文

	2023年3月時点（2022年12月末署名版との比較）
3. Limitations	(a) Nothing in this section shall be construed to require an original equipment manufacturer to divulge any trade secret OR LICENSE ANY INTELLECTUAL PROPERTY to any owner or independent service provider. (b) Nothing in this section shall be construed to alter the terms of any arrangement described in paragraph (a) of subdivision one of this section in force between an authorized repair provider and an original equipment manufacturer, including, but not limited to, the performance A. 1285 5 or provision of warranty or recall repair work by an authorized repair provider on behalf of an original equipment manufacturer pursuant to such arrangement, except that any provision in such terms that purports to waive, avoid, restrict, or limit the original equipment manufacturer's obligations to comply with this section shall be void and unenforceable. (c) Nothing in this section shall be construed to require an original equipment manufacturer or an authorized repair provider to provide to an owner or independent repair provider access to information, other than documentation, that is provided by the original equipment manufacturer to an authorized repair provider pursuant to the terms of an arrangement described in paragraph (a) of subdivision one of this section. (d) Nothing in this section shall be construed to require an original equipment manufacturer or authorized repair provider to make available any parts, tools or documentation for the purposes of modifying or making modifications to any digital electronic equipment. (e) Nothing in this section shall be construed to require an original equipment manufacturer or authorized repair provider to make available any parts, tools, or documentation required for the diagnosis, maintenance, or repair of public safety communications equipment, the intended use of which is for emergency response or prevention purposes by an emergency service organization such as a police, fire or emergency medical services agency. (f) Nothing in this section shall be construed to require any original equipment manufacturer or authorized repair provider to make available any parts, tools, or documentation required for the diagnosis, maintenance, or repair of digital electronic equipment in a manner that is inconsistent with or in violation of any federal law, such as gaming and entertainment consoles, related software and components. (g) Nothing in this section shall be construed to require any original equipment manufacturer or authorized repair provider to make available any parts, tools, or documentation required for the diagnosis, maintenance, or repair of any home appliance that has a digital electronic product embedded within it, including, but not limited to, refrigerators, ovens, microwaves, air conditioning [and], heating units, AND SECURITY DEVICES OR ALARM SYSTEMS including any related software and components. (h) NOTHING IN THIS SECTION SHALL PREVENT AN ORIGINAL EQUIPMENT MANUFACTURER FROM ESTABLISHING REASONABLE TRAINING AND CERTIFICATION PROGRAMS FOR INDEPENDENT REPAIR PROVIDERS, HOWEVER, NO INDEPENDENT REPAIR PROVIDER SHALL BE REQUIRED TO COMPLETE ANY SUCH TRAINING OR CERTIFICATION PROGRAM AS A CONDITION TO BE COVERED BY THE RIGHTS GRANTED UNDER THIS CHAPTER. (i) NOTHING IN THIS SECTION SHALL PREVENT AN ORIGINAL EQUIPMENT MANUFACTURER FROM OFFERING PARTS, SUCH AS INTEGRATED BATTERIES, TO INDE- PENDENT REPAIR PROVIDERS OR OWNERS PRE-ASSEMBLED WITH OTHER PARTS RATHER THAN AS INDIVIDUAL COMPONENTS, WHERE THE INDIVIDUAL COMPONENTS MAY POSE A HEIGHTENED SAFETY RISK IF INSTALLED IMPROPERLY. (j) NOTHING IN THIS SECTION SHALL REQUIRE AN ORIGINAL EQUIPMENT MANUFACTURER TO MAKE AVAILABLE SPECIAL DOCUMENTATION, TOOLS, AND PARTS THAT WOULD DISABLE OR OVERRIDE ANTI-THEFT SECURITY MEASURES SET BY THE OWNER OF THE EQUIPMENT WITHOUT THE OWNER'S AUTHORIZATION

出所：2023-A1285より作成

ニューヨーク州法：Digital Fair Repair Act規定本文

	2023年3月時点（2022年12月末署名版との比較）
4. Exclusions	Nothing in this section shall apply to: (a) a motor vehicle manufacturer, manufacturer of motor vehicle equipment, or motor vehicle dealer acting in such capacity, or to any product or service of a motor vehicle manufacturer, manufacturer of motor vehicle equipment, or motor vehicle dealer acting in such capacity; (b) a medical device, as defined in this section, or a digital electronic product found in a medical setting including diagnostic, monitoring, or control equipment or any product or service that they offer; or (c) a manufacturer, distributor, importer, or dealer of any off-road (non-road) equipment, including but not limited to, farm and utility tractors, farm implements, farm machinery, forestry equipment, industrial equipment, utility equipment, construction equipment, compact construction equipment, mining equipment, turf, yard and garden equipment, outdoor power equipment (including portable generators), marine, all-terrain sports and recreational vehicles (including racing vehicles), stand-alone or integrated stationary or mobile internal combustion engines, other power sources, (including without limitation, generator sets, electric/battery and fuel cell power), power tools, and any tools, technology, attachments, accessories, components and repair parts for any of the foregoing. (d) COMMERCIAL AND INDUSTRIAL ELECTRICAL EQUIPMENT (INCLUDING POWER DISTRIBUTION EQUIPMENT, SUCH AS MEDIUM/LOW VOLTAGE SWITCHGEAR AND TRANS- FORMERS, POWER CONTROL EQUIPMENT, SUCH AS MEDIUM/LOW VOLTAGE MOTOR CONTROL AND DRIVES, POWER QUALITY EQUIPMENT, SUCH AS UNINTERRUPTABLE POWER SUPPLIES, REMOTE POWER PANELS, POWER DISTRIBUTION UNITS AND STATIC/TRANSFER SWITCHES) AND ANY TOOLS, TECHNOLOGY, ATTACHMENTS, ACCES- SORIES, COMPONENTS AND REPAIR PARTS FOR ANY OF THE FOREGOING. (e) AN ELECTRONIC BICYCLE MANUFACTURER, DISTRIBUTOR, IMPORTER, RETAILER OR DEALER.
5	No original equipment manufacturer or authorized repair provider shall be liable for any damage or injury caused to any digital electronic equipment ~~[by an independent repair provider or owner],~~ PERSON, OR PROPERTY which occurs ~~[during the course]~~ AS A RESULT of repair, diagnosis, maintenance, or modification PERFORMED BY AN INDEPENDENT REPAIR PROVIDER OR OWNER, including but not limited to, any indirect, incidental, special or consequential damages; any loss of data, privacy or profits; or any inability to use, or reduced functionality of, the digital electronic equipment.
6	BEFORE REPAIRING DIGITAL ELECTRONIC EQUIPMENT, INDEPENDENT REPAIR PROVIDERS SHALL PROVIDE TO ANY CUSTOMER, AND PUBLISH ON THEIR WEBSITE AND THE PLACE OF BUSINESS, A WRITTEN NOTICE THAT CONTAINS THE FOLLOWING INFORMATION: (A) THE INDEPENDENT REPAIR PROVIDER IS NOT AN AUTHORIZED REPAIR PROVIDER FOR THE EQUIPMENT; (B) THE CONSUMER SHOULD REVIEW THE TERMS AND CONDITIONS OF ANY WARRAN- TY FOR THE EQUIPMENT, AS REPAIRS NOT PERFORMED BY AN AUTHORIZED REPAIR PROVIDER MAY AFFECT THE WARRANTY; (C) WARRANTIES FOR CONSUMER PRODUCTS ARE GOVERNED BY THE FEDERAL MAGNUSON-MOSS WARRANTY ACT (15 U.S.C. CH. 50 § 2301), WHICH GIVES CONSUMERS RIGHTS AND PROTECTIONS THAT APPLY OVER CONFLICTING PROVISIONS IN THE WARRANTY; (D) UNDER THE MAGNUSON-MOSS WARRANTY ACT, A WARRANTY CANNOT REQUIRE THAT MAINTENANCE AND REPAIRS BE PERFORMED ONLY BY AN AUTHORIZED REPAIR PROVIDER; AND (E) UNDER THE MAGNUSON-MOSS WARRANTY ACT, IF DAMAGE TO EQUIPMENT IS SHOWN TO BE CAUSED BY EQUIPMENT NOT OFFERED OR SOLD BY THE ORIGINAL EQUIPMENT MANUFACTURER OR BY FAULTY REPAIR PERFORMED BY A NON-AUTHORIZED REPAIR PROVIDER, THAT DAMAGE MAY NOT BE COVERED BY THE WARRANTY, BUT THE WARRANTY MAY OTHERWISE REMAIN IN EFFECT.

出所：2023-A1285より作成

ニューヨーク州法：Digital Fair Repair Act規定本文

	2023年3月時点（2022年12月末署名版との比較）
7. Enforcement by the attorney general	(a) Whenever the attorney general shall believe from evidence satisfactory to the attorney general that any person, firm, corporation or association or agent or employee thereof has engaged in or is about to engage in any acts or practices in violation of this section, the attorney general may bring an action in the name and on behalf of the people of the state of New York to enjoin such unlawful acts or practices and to obtain restitution of any moneys or property obtained directly or indirectly by any such acts or practices in violation of this section. In such proceeding preliminary relief may be granted under article sixty-three of the civil practice law and rules. (b) Except as provided herein, before any violation of this section is sought to be enjoined, the attorney general shall give such person, firm, corporation, or association against whom such proceeding is contemplated notice and an opportunity to show in writing, within five business days after the delivery of such notice, why proceedings should not be instituted against such person, firm, corporation, or association. Such notice by the attorney general shall be delivered by certified mail and by first-class mail with proof of mailing. In any proceeding in which the attorney general seeks preliminary relief, such notice shall not be required upon a finding by the attorney general that such notice and opportunity is not in the public interest. (c) In connection with any proposed proceeding under this section, the attorney general is authorized to take proof and make a determination of the relevant facts, and to issue subpoenas in accordance with the civil practice law and rules. (d) This subdivision shall apply to all acts or practices declared to be in violation of this section, whether or not subject to any other law of this state, and shall not supersede, amend or repeal any other law of this state under which the attorney general is authorized to take any action or conduct any inquiry. (e) Any person, firm, corporation or association or agent or employee thereof who engages in any acts or practices in violation of this section shall be liable to a civil penalty of not more than five hundred dollars for each violation, which shall accrue to the state of New York and may be recovered in a civil action brought by the attorney general. (f) Except in the instance of a dispute arising between an original equipment manufacturer and an authorized repair provider related to either party's compliance with an existing authorized repair agreement, an authorized repair provider shall have all the rights and remedies provided in this section.

出所：2023-A1285より作成

ミネソタ州法：Digital Fair Repair Act規定本文

■　原案と比較し、サイバーセキュリティ・個人情報保護に関する記載が追記されている。

	署名時点
[325E.72] DIGITAL FAIR REPAIR. Subdivision 1.	This act may be cited as the "Digital Fair Repair Act."
Subd. 2. **Definitions**	(a) For the purposes of this section, the following terms have the meanings given ~~them.~~ (b) "Authorized repair provider" means an individual or business who is unaffiliated with an original equipment manufacturer and who has: (1) an arrangement with the original equipment manufacturer, for a definite or indefinite period, under which the original equipment manufacturer grants to the individual or business a license to use a trade name, service mark, or other proprietary identifier to offer diagnostic, maintenance, or repair services for digital electronic equipment under the name of the original equipment manufacturer; or (2) an arrangement with the original equipment manufacturer to offer diagnostic, maintenance, or repair services for digital electronic equipment on behalf of the original equipment manufacturer. An original equipment manufacturer that offers diagnostic, maintenance, or repair services for the original equipment manufacturer's digital electronic equipment is considered an authorized repair provider with respect to the digital electronic equipment if the original equipment manufacturer does not have an arrangement described in this paragraph with an unaffiliated individual or business. (c) "Contractor" has the meaning given in section 326B.31, subdivision 14. (d) "Cybersecurity" means the practice of protecting networks, devices, and data from unauthorized access or criminal use and the practice of ensuring the confidentiality, integrity, and availability of information. (e) "Digital electronic equipment" or "equipment" means any hardware product that depends, in whole or in part, on digital electronics embedded in or attached to the product in order for the product to function, for which the original equipment manufacturer makes available tools, parts, or documentation to authorized repair providers. (f) "Documentation" means a manual, diagram, reporting output, service code description, schematic diagram, or similar information made available by an original equipment manufacturer to an authorized repair provider to facilitate diagnostic, maintenance, or repair services for digital electronic equipment. (g) "Embedded software" means any programmable instructions provided on firmware delivered with digital electronic equipment, or with a part for the equipment, in order to operate the equipment. Embedded software includes all relevant patches and fixes made by the manufacturer of the equipment or part in order to operate the equipment.

出所：Minnesota Legislature, HF1337,93rd Legislature (2023 - 2024)より作成

ミネソタ州法：Digital Fair Repair Act規定本文

	署名時点
Subd. 2. **Definitions**	(h) "Fair and reasonable terms" means, with respect to: (1) parts for digital electronic equipment offered by an original equipment manufacturer: (i) costs that are fair to both parties; and (ii) terms under which an original equipment manufacturer offers the part to an authorized repair provider and which: (A) is not conditioned on or imposing a substantial obligation to use or restrict the use of the part to diagnose, maintain, or repair digital electronic equipment sold, leased, or otherwise supplied by the original equipment manufacturer, including a condition that the owner or independent repair provider become an authorized repair provider of the original equipment manufacturer; or (B) a requirement that a part be registered, paired with, or approved by the original equipment manufacturer or an authorized repair provider before the part is operational or prohibit an original equipment manufacturer from imposing any additional cost or burden that is not reasonably necessary or is designed to be an impediment on the owner or independent repair provider; (2) tools, software, and documentation for digital electronic equipment offered by an original equipment manufacturer: (i) costs that are equivalent to the lowest actual cost for which the original equipment manufacturer offers the tool, software, or documentation to an authorized repair provider, including any discount, rebate, or other financial incentive offered to an authorized repair provider; and (ii) terms that are equivalent to the most favorable terms under which an original equipment manufacturer offers the tool, software, or documentation to an authorized repair provider, including the methods and timeliness of delivery of the tool, software, or documentation, do not impose on an owner or an independent repair provider: (A) a substantial obligation to use or restrict the use of the tool, software, or documentation to diagnose, maintain, or repair digital electronic equipment sold, leased, or otherwise supplied by the original equipment manufacturer, including a condition that the owner or independent repair provider become an authorized repair provider of the original equipment manufacturer; or (B) a requirement that a tool be registered, paired with, or approved by the original equipment manufacturer or an authorized repair provider before the part or tool is operational; and (3) documentation offered by an original equipment manufacturer: that the documentation is made available by the original equipment manufacturer at no charge, except that when the documentation is requested in physical printed form, a charge may be included for the reasonable actual costs of preparing and sending the copy. (i) "Independent repair provider" means an individual or business operating in Minnesota that: (1) does not have an arrangement described in paragraph (b) with an original equipment manufacturer; (2) is not affiliated with any individual or business that has an arrangement described in paragraph (b); and (3) is engaged in providing diagnostic, maintenance, or repair services for digital electronic equipment. An original equipment manufacturer or, with respect to the original equipment manufacturer, an individual or business that has an arrangement with the original equipment manufacturer or is affiliated with an individual or business that has an arrangement with that original equipment manufacturer, is considered an independent repair provider for purposes of the instances the original equipment manufacturer engages in diagnostic, maintenance, or repair services for digital electronic equipment that is not manufactured by or sold under the name of the original equipment manufacturer. (j) "Manufacturer of motor vehicle equipment" means a business engaged in the business of manufacturing or supplying components used to manufacture, maintain, or repair a motor vehicle. (k) "Motor vehicle" means a vehicle that is: (1) designed to transport persons or property on a street or highway; and (2) certified by the manufacturer under (i) all applicable federal safety and emissions standards, and (ii) all requirements for distribution and sale in the United States. Motor vehicle does not include a recreational vehicle or an auto home equipped for habitation. (l) "Motor vehicle dealer" means an individual or business that, in the ordinary course of business: (1) is engaged in the business of selling or leasing new motor vehicles to an individual or business pursuant to a franchise agreement; (2) has obtained a license under section 168.27; and (3) is engaged in providing diagnostic, maintenance, or repair services for motor vehicles or motor vehicle engines pursuant to a franchise agreement. (m) "Motor vehicle manufacturer" means a business engaged in the business of manufacturing or assembling new motor vehicles.

出所：Minnesota Legislature, HF1337,93rd Legislature (2023 - 2024)より作成

ミネソタ州法：Digital Fair Repair Act規定本文

	署名時点
Subd. 2. **Definitions**	(n) "Original equipment manufacturer" means any individual or business that, in the normal course of business, is engaged in the business of selling or leasing to any individual or business new digital electronic equipment manufactured by or on behalf of the original equipment manufacturer. (o) "Owner" means an individual or business that owns or leases digital electronic equipment purchased or used in Minnesota. (p) "Part" means any replacement part or assembly of parts, either new or used, made available by an original equipment manufacturer to authorized repair providers to facilitate the maintenance or repair of digital electronic equipment manufactured or sold by the original equipment manufacturer. (q) "Personally identifiable information" means any representation of information that permits the identity of an individual to whom the information applies to be reasonably inferred by either direct or indirect means. (r) "Tool" means any software program, hardware implement, or other apparatus used for diagnosis, maintenance, or repair of digital electronic equipment, including software or other mechanisms that provide, program, pair a part, calibrate functionality, or perform any other function required to repair the original equipment or part back to fully functional condition, including updates. (s) "Trade secret" has the meaning given in section 325C.01, subdivision 5. (t) "Video game console" means a computing device, such as a console machine, a handheld console device, or another device or system, and its components and peripherals, that is primarily used by consumers for playing video games but which is neither a general nor an all-purpose computer. A general or all-purpose computer includes but is not limited to a desktop computer, laptop, tablet, or cell phone.
Subd. 3. Requirements	(a) For digital electronic equipment and parts for the equipment sold or used in Minnesota, an original equipment manufacturer must make available to any independent repair provider or to the owner of digital electronic equipment manufactured by or on behalf of, or sold by, the original equipment manufacturer, on fair and reasonable terms, documentation, parts, and tools, inclusive of any updates to information or embedded software, for diagnostic, maintenance, or repair purposes. Nothing in this section requires an original equipment manufacturer to make available a part, tools, or documentation if it ~~a part~~ is no longer available to the original equipment manufacturer. (b)) Such parts, tools, and documentation shall be made available within 60 days after the first sale of the digital electronic equipment in Minnesota
Subd. 4. Enforcement by attorney general	A violation of this section is an unlawful practice under section 325D.44. All remedies, penalties, and authority granted to the attorney general under section 8.31 are available to the attorney general to enforce this section.
Subd. 5. Limitations.	(a) Nothing in this section requires an original equipment manufacturer to divulge a trade secret or license any intellectual property to an owner or an independent service provider, except as necessary to provide documentation, parts, and tools on fair and reasonable terms. (b) Nothing in this section alters the terms of any arrangement described in subdivision 2, paragraph (b) (b), including but not limited to the performance or provision of warranty or recall repair work by an authorized repair provider on behalf of an original equipment manufacturer pursuant to the arrangement, in force between an authorized repair provider and an original equipment manufacturer. A provision in the terms of an arrangement described in subdivision 2, paragraph (b), that purports to waive, avoid, restrict, or limit the original equipment manufacturer's obligations to comply with this section is void and unenforceable

出所：Minnesota Legislature, HF1337,93rd Legislature (2023 - 2024)より作成

ミネソタ州法：Digital Fair Repair Act規定本文

	署名時点
Subd. 5. Limitations.	(c) Nothing in this section requires an original equipment manufacturer or an authorized repair provider to provide to an owner or independent repair provider access to information, other than documentation, that is provided by the original equipment manufacturer to an authorized repair provider pursuant to the terms of an arrangement described in subdivision 2, paragraph (b). (d) Nothing in this section requires an original equipment manufacturer or authorized repair provider to make available any parts, tools, or documentation for the purpose of making modifications to any digital electronic equipment. (e) Nothing in this section shall be construed to require the original equipment manufacturer to sell service parts if the service parts are no longer provided by the original equipment manufacturer or made available to authorized repair providers of the original equipment manufacturer. (f) Nothing in this section shall require an original manufacturer to make available special documentation, tools, and parts that would disable or override antitheft security measures set by the owner of the equipment without the owner's authorization. (g) Nothing in this section shall apply if the original equipment manufacturer provides equivalent or better, readily available replacement equipment at no charge to the customer. (h) Nothing in this section requires the original manufacturer to provide access to parts, tools, or documentation for work that is required to be done or supervised by an individual or contractor licensed under chapter 326B or with any individual or contractor who does not possess the relevant license required for that work.
Subd. 6. Exclusions	(a) Nothing in this section applies to: (1) a motor vehicle manufacturer, manufacturer of motor vehicle equipment, or motor vehicle dealer acting in that capacity; or (2) any product or service of a motor vehicle manufacturer, manufacturer of motor vehicle equipment, or motor vehicle dealer acting in that capacity. (b) Nothing in this section applies to manufacturers or distributors of a medical device as defined in the Federal Food, Drug, and Cosmetic Act, ~~codified at~~ United States Code, title 21, section 301 et seq., or a digital electronic product or software manufactured for use in a medical setting including diagnostic, monitoring, or control equipment or any product or service that the manufacturer or distributor of a medical device offers. (c) Nothing in this section applies to manufacturers, distributors, importers, or dealers of any off-road or nonroad equipment, including without limitation farm and utility tractors; farm implements; farm machinery; forestry equipment; industrial equipment; utility equipment; construction equipment; compact construction equipment; road-building equipment; electronic vehicle charging infrastructure equipment; mining equipment; turf, yard, and garden equipment; outdoor power equipment; portable generators; marine, all-terrain sports, and recreational vehicles, including without limitation racing vehicles; stand-alone or integrated stationary or mobile internal combustion engines; generator sets and fuel cell power; power tools; and any tools, technology, attachments, accessories, components, and repair parts for any of the foregoing. (d) Nothing in this section shall be construed to require any original equipment manufacturer or authorized repair provider to make available any parts, tools, or documentation required for the diagnosis, maintenance, or repair of a video game console and its components and peripherals (e) Nothing in this section applies to an energy storage system, as defined in section 216B.2422, subdivision 1, paragraph (f). (f) Nothing in this section requires an original equipment manufacturer to make available parts, documentation, or tools related to cybersecurity, except as necessary for the repair or maintenance of equipment. Notwithstanding anything in this section to the contrary, an original equipment manufacturer is not required to make available parts, documentation, or tools related to cybersecurity which: (1) could reasonably give a recipient or third-party access to trade secret or personally identifiable information owned or possessed by an original equipment manufacturer for itself or on behalf of another person; (2) is protected from disclosure under other laws of this state; or (3) could reasonably be used to compromise cybersecurity or cybersecurity equipment. (g) Nothing in this section applies to information technology equipment that is intended for use in critical infrastructure, as defined in United States Code, title 42, section 5195c(e.

出所：Minnesota Legislature, HF1337,93rd Legislature (2023 - 2024)より作成

ミネソタ州法：Digital Fair Repair Act規定本文

	署名時点
Subd. 7. Liability, defenses, and warranties	No original equipment manufacturer or authorized repair provider shall be liable for any damage or injury caused to any digital electronic equipment, person, or property that occurs as a result of repair, diagnosis, maintenance, or modification performed by an independent repair provider or owner, including but not limited to any indirect, incidental, special, or consequential damages; any loss of data, privacy, or profits; or an inability to use, or reduced functionality of, the digital electronic equipment.
Subd. 8. Applicability	This section applies to equipment sold ~~on or in use on~~ or after July 1, 2024
EFFECTIVE DATE	This section is effective July 1, 2024

出所：Minnesota Legislature, HF1337,93rd Legislature (2023 - 2024)より作成

カリフォルニア州法：Right to Repair Act規定本文

■　原案と比較し、定義の精緻化が図られた。対象製品からはビデオゲーム機が明示的に外されている。

	署名時点(2023年1月25日原案との比較)
Section 1.	Chapter 8.6(commencing with Section 42488) is added to Part 3 of Division 30 of the Public Resources Code , to read: **Chapter 8.6 Right to Repair Act**
42488	This chapter shall be known, and may be cited, as the Right to Repair Act.
42488.1	It is the intent of the Legislature to provide a fair marketplace for the repair of electronic ~~equipment and~~ and appliance products and to prohibit intentional barriers and limitations to third-party repair.
42488.2	~~(a) (1)~~ Notwithstanding ~~Notwithstanding~~ any other law, every manufacturer of an electronic or appliance product with a wholesale price to the retailer, or to others outside of direct retail sale, of not less than fifty dollars ($50) and not more than ninety-nine dollars and ninety-nine cents ($99.99), shall make available to owners of the product, service and repair facilities, and service dealers, sufficient ~~service literature, at no charge,~~ documentation and functional parts and tools, inclusive of any updates, on fair and reasonable terms, to effect the diagnosis, maintenance, or repair of a product for at least three years after the last date a product model or type was manufactured, regardless of whether the three-year period exceeds the warranty period for the product. ~~(2) For products with a wholesale price to the retailer, or to others outside of direct retail sale, of not less than fifty dollars ($50) and not more than ninety-nine dollars and ninety-nine cents ($99.99), that contain an electronic security lock or other security-related function, the manufacturer shall also make available to owners of the product, service and repair facilities, and service dealers, on fair and reasonable terms, any documentation, tools, software, and parts needed to disable the lock or function, and to reset the lock or function when disabled, during the course of the inspection, diagnosis, maintenance, or repair of a product for at least three years after the date a product model or type was manufactured, regardless of whether the three-year period exceeds the warranty period for the product.~~ (b) (1) Notwithstanding any other law, every manufacturer of an electronic or appliance product with a wholesale price to the retailer, or to others outside of direct retail sale, of one hundred dollars ($100) or more, shall make available to owners of the product, service and repair facilities, and service dealers sufficient ~~service literature, at no charge,~~ documentation and functional parts and tools, inclusive of any updates, on fair and reasonable terms, to effect the diagnosis, maintenance, or repair of a product for at least seven years after the last date a product model or type was manufactured, regardless of whether the seven-year period exceeds the warranty period for the product. ~~(2) For products with a wholesale price to the retailer, or to others outside of direct retail sale, of one hundred dollars ($100) or more, that contain an electronic security lock or other security-related function, the manufacturer shall also make available to owners of the product, service and repair facilities, and service dealers, on fair and reasonable terms, any documentation, tools, software, and parts needed to disable the lock or function, and to reset the lock or function when disabled, during the course of the inspection, diagnosis, maintenance, or repair of a product for at least seven years after the date a product model or type was manufactured, regardless of whether the seven-year period exceeds the warranty period for the product~~.

出所：California Legislative Information, SB-244, (2023-24)より作成

カリフォルニア州法：Right to Repair Act規定本文

	署名時点(2023年1月25日原案との比較)
42488.2	(c) ~~This~~ Except as necessary to comply with this section, this section does not require a manufacturer to divulge a trade ~~secret, except as may be necessary to provide service literature, documentation, tools, software, and parts on fair and reasonable terms.~~ secret or license any intellectual property, including copyrights or patents. (d) This section does not require the distribution of a product's source code. (e) A service and repair facility or service dealer that is not an authorized ~~facility or dealer~~ repair provider of a manufacturer shall provide a written notice to any customer seeking repair of an electronic or appliance product before the repair facility or service dealer repairs the product that ~~contains the following information:~~ informs the customer that it is not an authorized repair provider for the product, and shall disclose if it uses any used replacement parts or replacement parts provided by a supplier other than the manufacturer of the product. ~~(1) The service and repair facility or service dealer is not a manufacturer authorized or affiliated service dealer for the product.~~ (2) (f) ~~The consumer may wish to review the terms and conditions of any warranty for the equipment, as repairs not performed by a designated authorized repair provider could potentially affect the warranty.~~ Nothing in this section shall be construed to require a manufacturer to make available special documentation, tools, and parts that would disable or override antitheft security measures set by the owner of the product without the owner's authorization. ~~(3) Warranties for consumer products are governed by the federal Magnuson-Moss Warranty Act (Chapter 50 (commencing with Section 2301) of Title 15 of the United States Code), which gives consumers rights and protections that apply over any conflicting provisions in the warranty.~~ (4) (g) ~~Under Magnuson-Moss, a warranty cannot require that maintenance and repairs be performed only by~~ Nothing in this section shall be construed to require a manufacturer to sell service parts if the service parts are no longer provided by the manufacturer or made available to an authorized repair provider. (h) (1) No manufacturer or authorized repair provider shall be liable for any damage or injury caused to any electronic or appliance product, person, or property that occurs as a result of repair, diagnosis, maintenance, or modification performed by a service dealer or owner, including, but not limited to, any of the following: (A) Any indirect, incidental, special, or consequential damages. (B) Any loss of data, privacy, or profits. (C) Any inability to use, or reduced functionality of, the electronic or appliance product. (2) Paragraph (1) does not apply to a design defect or manufacturing flaw that existed prior to, or independent of, the repair, diagnosis, maintenance, or modification performed pursuant to this section. (i) If a manufacturer is considered an authorized repair provider under subparagraph (B) of paragraph (1) of subdivision (j), this section shall not require the manufacturer to make available either of the following: (1) Documentation or tools that the manufacturer itself uses only to perform, at no cost, diagnostic services virtually through telephone, internet, chat, email, or other similar means that do not involve the manufacturer physically handling the customer's electronic or appliance product, unless the manufacturer also makes the documentation or tools available to an individual or business that is unaffiliated with the manufacturer. ~~(5)~~ (2) ~~Under Magnuson-Moss, if damage to equipment is shown to be caused by faulty nonbrand equipment or by faulty repair by a nonauthorized repair provider, that damage may not be covered by the warranty, but the warranty may otherwise remain in effect~~. Documentation or tools used exclusively for repairs completed by machines that operate on several electronic or appliance products simultaneously, if the manufacturer makes available to owners of the product, service and repair facilities, and service dealers sufficient alternative documentation and tools to effect the diagnosis, maintenance, or repair of the electronic or appliance product.

出所：California Legislative Information, SB-244, (2023-24)より作成

カリフォルニア州法：Right to Repair Act規定本文

	署名時点(2023年1月25日原案との比較)
42488.2	(f) (j) For purposes of this section, the following definitions apply: (1) (A) “Authorized repair provider” means an individual or business that is unaffiliated with a manufacturer and that has an arrangement with the manufacturer, for a definite or indefinite period, under which the manufacturer grants to the individual or business a license to use a trade name, service mark, or other proprietary identifier to offer diagnostic, maintenance, or repair services for electronic or appliance products under the name of the manufacturer or an arrangement with the manufacturer to offer diagnostic, maintenance, or repair services for electronic or appliance products on behalf of the manufacturer. (B) A manufacturer that offers diagnostic, maintenance, or repair services for the manufacturer’s electronic or appliance products is considered an authorized repair provider with respect to the electronic or appliance products if the manufacturer does not have an arrangement described in subparagraph (A) with an unaffiliated individual or business. (2) “Documentation” means any electronic or appliance product manual, diagram, reporting output, service code description, schematic, or similar information that is provided by a manufacturer to an authorized repair provider, or that is for use by the manufacturer if the manufacturer does not have any authorized repair providers, for purposes of effecting the services of diagnosis, maintenance, or repair of the electronic or appliance product. ~~(1)~~ (3) (A) “Electronic or appliance product” or “product” means a ~~product~~ product, manufactured for the first time, and first sold or used in California, on or after July 1, 2021, described in subdivision (h), (i), (j), or (k) of Section 9801 of the Business and Professions ~~Code, and includes those products~~ Code for which the manufacturer makes available tools, parts, and documentation to authorized repair providers, and includes products described in those subdivisions that are sold to schools, businesses, local governments, or in other methods outside of direct retail sale. (B) “Electronic or appliance product” or “product” does not include any of the following: (i) Equipment or repair parts as defined in Chapter 28 (commencing with Section 22900) of Division 8 of the Business and Professions Code. (ii) A product or component of an “alarm system” as defined in subdivision (c) of Section 7590.1 of the Business and Professions Code, including a fire protection system, as defined in the California Fire Code. (iii) A video game console. (4) “Fair and reasonable terms” means each of the following, as applicable: (2) (A) ~~“Fair and reasonable terms” means at~~ At costs and terms that are equivalent to the most favorable costs and terms under which the manufacturer offers the part, tool, or documentation to an authorized ~~service dealer, or to itself, if it does not have authorized service dealers~~, repair provider, accounting for any discount, rebate, convenient and timely means of delivery, means of enabling fully restored and updated functionality, rights of use, or other incentive or preference the manufacturer offers to an authorized ~~service dealer, or any additional cost, burden, or impediment the manufacturer imposes on an owner or independent service and repair facility or independent service dealer.~~ repair provider. (B) For documentation, including any relevant updates~~, “fair and reasonable terms” also means~~ that the documentation is made available at no charge, except that, when the documentation is requested in physical printed form, a charge may be included for the reasonable actual costs of preparing and sending the copy. (C) For tools, that the tools are made available by the manufacturer at no charge and without imposing impediments to access or use of the tools to diagnose, maintain, or repair and enable full functionality of the product, or in a manner that impairs the efficient and cost-effective performance of any such diagnosis, maintenance, or repair, except that, when a tool is requested in physical form, a charge may be included for the reasonable, actual costs of preparing and sending the tool. (D) If a manufacturer does not use an authorized repair provider, “fair and reasonable terms” means at a price that reflects the actual cost to the manufacturer to prepare and deliver the part, tool, or documentation, exclusive of any research and development costs incurred.

出所：California Legislative Information, SB-244, (2023-24)より作成

カリフォルニア州法：Right to Repair Act規定本文

	署名時点(2023年1月25日原案との比較)
42488.2	(5) “Part” means any replacement part or assembly of parts, either new or used, made available by a manufacturer of an electronic or appliance product to an authorized repair provider to facilitate the maintenance or repair of a product sold by the manufacturer. ~~(3)~~ (6) “Service dealer” has the same meaning as defined in Section 9801 of the Business and Professions Code. (7) “Tool” means any software program, hardware implement, or other apparatus made available by a manufacturer of an electronic or appliance product to an authorized repair provider for the diagnosis, maintenance, or repair of the product, including software or other mechanisms that provision, program, pair a part, provide or calibrate functionality, or perform any other function required to repair the product or part back to fully functional condition, including any updates. ~~(4)~~ (8) “Trade secret” has the same meaning as set forth in subdivision (d) of Section 3426.1 of the Civil Code, or paragraph (9) of subdivision (a) of Section 499c of the Penal Code. (9) “Video game console” means a computing device, including its components and peripherals, that is primarily used by consumers for playing video games, such as a console machine, a handheld console device, or another device or system. “Video game console” does not include a general or an all-purpose computer, which includes, but is not limited to, a desktop computer, laptop, tablet, or cell phone. (k) This section shall not apply if the manufacturer provides an equivalent or better, readily available replacement electronic or appliance product at no charge to the customer. (l) This section shall become operative on July 1, 2024.
42488.3	(a) (1)A city, a county, a city and county or the state may bring an action in superior court to impose civil liability on a person or entity that knowingly violated this chapter, or reasonably should have known that it violated this chapter, in amount of one thousand dollars ($1,000) per day for the first violation of this chapter, two thousand dollars($2,000) per day for the second violation, and five thousand dollars ($5,000) per day for the third and subsequent violations. (2) Any action described in paragraph (1) shall be commenced with in three years from the date of the alleged violation. (b) Any civil penalties collected pursuant to subdivision (a) shall be paid to the office of the city attorney, county counsel, district attorney, or Attorney General, whichever office brought the action. The penalties collected pursuant to this section by the Attorney General ~~may~~ shall be ~~expended by the attorney general, upon appropriation by the Legislature, to enforce this chapter~~ deposited into the Public Rights Law Enforcement Special fund (c) This section shall become operative on July 1, 2024.
Section 2.	The heading of chapter 8.6(commencing with Section 42490) of Part 3 of division 30 of the Public Resources code is amended and renumbered to read: **Chapter 8.7 Cell Phone Recycling Act of 2004**

出所：California Legislative Information, SB-244, (2023-24)より作成

（参考）コロラド州法：Consumer Repair Bill of Rights Act規定本文

■ 農業機械に対する修理権を設定した点で特徴的である。

	署名時点
Section 6-1-1501	The short title of this part 15 is the "Consumer Repair Bill of Rights Act".
Section 6-1-1502	As used in this part 15, unless the context otherwise requires: (1) (a) [Deleted by 2023 amendment.] "Agricultural equipment" means equipment that is primarily designed for use in a farm or ranch operation. (b) "Agricultural equipment" includes: i A tractor, trailer, combine, sprayer, tillage implement, baler, and other equipment used to plant, cultivate, or harvest agricultural products or to ranch; and ii Attachments to and repair parts for equipment described in subsection (1)(b)(I) of this section. (c) "Agricultural equipment" does not include: i A self-propelled vehicle designed primarily for the transportation of individuals or property on a street or highway; ii A powersports vehicle as defined in section 44-20-402 (11); iii Any aircraft used in an agricultural aircraft operation, as defined in 14 CFR 137.3; or iv Any equipment designed and used primarily for irrigation purposes. (1.3) (a) "Authorized repair provider" means a person that is unaffiliated with a manufacturer other than through an arrangement with the manufacturer, whether for a definite or an indefinite period, in which the manufacturer, for the purpose of offering to provide services to an equipment owner regarding the owner's equipment or a part, grants the person: i A license to use a trade name, service mark, or other proprietary identifier; or ii Authorization under any other arrangement to act on behalf of the manufacturer. (b) "Authorized repair provider" includes a manufacturer that offers to provide services to an owner of the manufacturer's equipment regarding the owner's equipment or a part if the manufacturer does not have an arrangement with an unaffiliated person, as described in subsection (1.3)(a) of this section.

出所：Colo. Rev. Stat. § 6-1-1501

（参考）コロラド州法：Consumer Repair Bill of Rights Act規定本文

	署名時点
Section 6-1-1502	(1.5) "Data" means, with the consent of an owner, transmitted or compiled information arising from the operation of an owner's agricultural equipment or its parts. (2) "Documentation" means a manual; diagram, including a schematic diagram; reporting output; service code description; security code or password; or similar type of guidance or information, whether in an electronic or tangible format, that a manufacturer provides to an authorized repair provider to assist the authorized repair provider with services performed on the manufacturer's equipment or a part. (3) "Embedded software": (a) Means programmable instructions provided on firmware delivered with an electronic component of equipment or with any part for the purpose of restoring or improving operation of the equipment or part; and (b) Includes all relevant patches and fixes that the manufacturer makes to equipment or to any part for the purpose of restoring or improving the equipment or part. (3.2) (a) "Embedded software for agricultural equipment" means any programmable instructions provided on firmware delivered with or loaded to the agricultural equipment, with respect to agricultural equipment operation. (b) "Embedded software for agricultural equipment" includes all relevant patches and fixes that the manufacturer makes, including, but not limited to, items described as "basic internal operating system", "internal operating system", "machine code", "assembly code", "root code", and "microcode". (4) "Equipment" means: (a) A powered wheelchair; or (b) Agricultural equipment. (4.3) "Equipment dealer" means any person, partnership, corporation, association, or other form of business enterprise that is primarily engaged in the retail sale of agricultural equipment. (5) (a) (I) "Fair and reasonable terms and costs", with respect to obtaining documentation, parts, embedded software, firmware, or tools from a manufacturer to provide services, means terms that are equivalent to the most favorable terms that the manufacturer offers to an authorized repair provider and costs that are no greater than the manufacturer's suggested retail price. (ii) Except as provided in subsection (5)(d) of this section, costs considered under subsection (5)(a)(I) of this section are calculated using net costs incurred, accounting for any discounts, rebates, or incentives offered. (b) With respect to documentation, "fair and reasonable terms and costs" means that the manufacturer provides the documentation, including any relevant updates to the documentation, at no charge; except that the manufacturer may charge a fee for a printed copy of the documentation if the amount of the fee covers only the manufacturer's actual cost to prepare and send the printed copy of the documentation.

出所：Colo. Rev. Stat. § 6-1-1501

（参考）コロラド州法：Consumer Repair Bill of Rights Act規定本文

	署名時点
Section 6-1-1502	((c) With respect to tools that are software programs, "fair and reasonable terms and costs" means that the manufacturer provides the tools that are software programs: (I) At no charge and without requiring authorization or internet access or otherwise imposing impediments to access or use; (II) In the course of effectuating the diagnosis, maintenance, or repair and enabling the full functionality of the equipment or part; and (III) In a manner that does not impair the efficient and cost-effective performance of the equipment or part. (d) "Fair and reasonable terms and costs", with respect to parts for agricultural equipment, means that, notwithstanding subsection (5)(a)(I) of this section, parts shall be sold to an owner or an independent repair provider under equitable terms for access to or receipt of any part pertaining to agricultural equipment and in a manner that: i Is fair to both parties in light of any agreed-upon conditions, the promised quality, and the timeliness of the delivery; or ii Does not discourage or disincentivize repairs to be made by an owner or an independent repair provider. (e) Terms considered under this subsection (5) are fair if the terms do not impose on an owner or independent repair provider any: i Substantial obligation to use, or any restriction on the use of, A part, embedded software, embedded software for agricultural equipment, firmware, or tool, including a condition that the owner or independent repair provider become an authorized repair provider of the manufacturer; or ii Requirement that a part, embedded software, Embedded software for agricultural equipment, firmware, or tool be registered or paired with or approved by the manufacturer or an authorized repair provider before the part, embedded software, embedded software for Agricultural equipment, firmware, or tool is operational. (6) "Firmware" means a software program or set of instructions programmed on equipment or a part to allow the equipment or part to function or communicate with itself or with other computer hardware. (7) (a) "Independent repair provider", except as otherwise provided in subsection (7)(b) of this section, means a person in the state that is: (I) Neither a manufacturer's authorized repair provider nor affiliated with a manufacturer's authorized repair provider; and (II) Engaged in offering or providing services. (b) "Independent repair provider" includes: (I) An authorized repair provider if the authorized repair provider is offering or providing services for a manufacturer other than a manufacturer with which the authorized repair provider has an arrangement described in subsection (1) of this section; and (II) A manufacturer with respect to offering or providing services for another manufacturer's equipment or part. (8) "Original equipment manufacturer" or "manufacturer" means a person doing business in the state and engaged in the business of selling, leasing, or otherwise supplying new equipment or parts manufactured by or on behalf of itself to any individual, business, or other entity.

出所：Colo. Rev. Stat. § 6-1-1501

（参考）コロラド州法：Consumer Repair Bill of Rights Act規定本文

	署名時点
Section 6-1-1502	(9) "Owner" means a person that owns equipment or an agent of the owner. (10) "Part" means a new or used replacement part for equipment that a manufacturer offers for sale or otherwise makes available for the purpose of providing services. (11) "Powered wheelchair" means a motorized wheeled device designed for use by a person with a physical disability. (12) "Services" means diagnostic, maintenance, or repair services performed on equipment or a part. (13) "Tools" means any software program, hardware implement, or other apparatus used for diagnosis, maintenance, or repair of equipment or parts, including software or other mechanism that provides, programs, or pairs a new part; calibrates functionality; or performs any other function required to return the equipment or part to fully functional condition. (14) "Trade secret" has the meaning set forth in section 7-74-102(4).
Section 6-1-1503	(1) Except as provided in subsection (2) of this section: (a) For the purpose of providing services for equipment in the state, an original equipment manufacturer shall, with fair and reasonable terms and costs, make available to an independent repair provider or owner of the manufacturer's equipment any documentation, parts, embedded software, embedded software for agricultural equipment, firmware, tools, or, with owner authorization, data that are intended for use with the equipment or any part, including updates to documentation, parts, embedded software, embedded software for agricultural equipment, firmware, tools, or, with owner authorization, data. (b) With respect to equipment that contains an electronic security lock or other security-related function, a manufacturer shall, with fair and reasonable terms and costs, make available to independent repair providers and owners any documentation, parts, embedded software, embedded software for Agricultural equipment, firmware, tools, or, with owner authorization, data needed to reset the lock or function when disabled in the course of providing services. The manufacturer may make the documentation, parts, embedded software, embedded software for agricultural equipment, firmware, tools, or, with owner authorization, data available to independent repair providers and owners through appropriate secure release systems. (2) (a) Subsection (1) of this section does not apply to: (I) A part that is no longer available to the original equipment manufacturer; and ii Conduct that would require the manufacturer to divulge a trade secret; except that a manufacturer shall not refuse to make available to an independent repair provider or owner any documentation, part, embedded software, embedded software for agricultural equipment, firmware, tool, or, with owner authorization, data necessary to provide services on grounds that the documentation, part, embedded software, embedded software for Agricultural equipment, firmware, tool, or, with owner authorization, data itself is a trade secret.

出所：Colo. Rev. Stat. § 6-1-1501

（参考）コロラド州法：Consumer Repair Bill of Rights Act規定本文

	署名時点
Section 6-1-1503	(2)(b) (I) A manufacturer may redact documentation to remove trade secrets from the documentation before providing access to the documentation if the usability of the redacted documentation for the purpose of providing services is not diminished. (ii) a manufacturer may withhold information regarding a component of, design of, functionality of, or process of developing a part, embedded software, Embedded software for agricultural equipment, firmware, or a tool if the information is a trade secret and the usability of the part, embedded software, embedded software for Agricultural equipment, firmware, or tool for the purpose of providing services is not diminished. (3) Neither an original equipment manufacturer nor an equipment dealer is liable for faulty or otherwise improper repairs provided by independent repair providers or owners, including faulty or otherwise improper repairs that cause: (a) Damage to powered wheelchairs or agricultural equipment that occurs during such repairs; (b) Any indirect, incidental, special, or consequential damages; or (c) An inability to use, or a reduced functionality of, a powered wheelchair or piece of agricultural equipment resulting from the faulty or otherwise improper repair. (4) A manufacturer that provides data to an independent repair provider in compliance with this part 15 is neither responsible nor liable to the owner, the independent repair provider, or another party for any action that the independent repair provider or another party takes while using or relying on the data.
Section 6-1-1504	(1) Subject to subsection (2) of this section, nothing in this part 15: (a) Alters the terms of any contract or other arrangement in force between an original equipment manufacturer and an authorized repair provider, including the performance or provision of warranty or recall repair work and any exclusivity or noncompete clause in a contract; (a.5) Authorizes an independent repair provider or owner to: i Make any modification to agricultural equipment that deactivates a safety notification system, except as necessary to provide services; ii Access any function of a tool that enables the independent repair provider or owner to change the settings for a piece of agricultural equipment in a manner that brings the equipment out of compliance with any applicable federal, state, or local safety or emissions law, except as necessary to provide services; iii Evade emissions, copyright, trademark, or patent laws; or iv Engage in any other illegal equipment modification activities; (b) Requires a manufacturer to provide an independent repair provider or owner access to information, other than documentation, that the manufacturer provides to an authorized repair provider pursuant to a contract or other arrangement with the authorized repair provider except as necessary to comply with section 6-1-1503(1); or

出所：Colo. Rev. Stat. § 6-1-1501

（参考）コロラド州法：Consumer Repair Bill of Rights Act規定本文

	署名時点
Section 6-1-1504	(c) Exempts a manufacturer from a products liability claim that is otherwise authorized in law. (2) (a) With respect to a contract or other arrangement, or renewal of a contract or existing arrangement, that an original equipment manufacturer enters into after January 1, 2023, any contract term, provision, agreement, or language in the contract or arrangement that waives, avoids, restricts, or limits the manufacturer's obligations under this part 15 is void and unenforceable. (b) If an agricultural equipment manufacturer enters into, or is covered under, a nationwide memorandum of understanding regarding a right to repair agricultural equipment, the memorandum of understanding governs an owner's right to provide services, or to engage the services of an independent repair provider, for that manufacturer's brand of agricultural equipment; except that, if compliance with the memorandum of understanding would deny the owner any rights afforded to the owner in this part 15, including any rights to documentation, data, tools, or embedded software for agricultural equipment necessary for the diagnosis, maintenance, or repair of the owner's agricultural equipment, the owner is entitled to the documentation, data, tools, or embedded software for agricultural equipment in accordance with this part 15. An agricultural equipment manufacturer that enters into a memorandum of understanding is still obligated to meet the requirements established in this part 15.
Section 6-1-1505	This part 15, as amended by House Bill 23-1011, enacted in 2023, will be repealed if the United States congress enacts federal legislation establishing a right to repair agricultural equipment. The attorney general shall notify the revisor of statutes in writing of the date on which the condition specified in this section has occurred by e-mailing the notice to revisorofstatutes.ga@coleg.gov. This part 15, as amended by House Bill 23-1011, enacted in 2023, is repealed, effective upon the date identified in the notice that the federal legislation was enacted or, if the notice does not specify that date, upon the date of the notice to the revisor of statutes.

出所：Colo. Rev. Stat. § 6-1-1501

© 2024 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

（様式２）

二次利用未承諾リスト

令和５年度経済産業政策関係調査事業（モバイル機器の修理市場等における競争環境整備の在り方に関する調査）報告書

令和５年度経済産業政策関係調査事業（モバイル機器の修理市場等における競争環境整備の在り方に関する調査）

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

頁	図表番号	タイトル
46	―	（参考）EUで検討されている修理可能性スコアの算出方法＞表
49	―	フランスにおける修理奨励金の概要＞画像
50	―	フランスにおける修理可能性スコアの概要＞修理可能性スコアの画像
72	―	（参考）パーツペアリングによる修理の阻害 （パーツペアリングに対処するために必要な修理プロセス）
85	―	（参考）フランス「修理可能性スコア」の導入による影響評価① （製品種別の修理可能性スコアの経年変化）
85	―	（参考）フランス「修理可能性スコア」の導入による影響評価① （スマートフォン及びノートパソコンの修理可能性スコアの分布）